

291
145



藤巖公傳記

無上好著書
藤巖公傳記

此書紙を丹をたると重物の
厚さを忘れらるるもの奇蹟
最良法

藤巖公傳記
中根文庫
并 藤巖

291
145



藤巖公傳記

無上好著書
藤巖公傳記

此書は藤巖公の著書である。藤巖公は、
厚志を以て、此書を著した。藤巖公の
著書は、多くあるが、此書は、その
中の一冊である。藤巖公の著書は、
多くあるが、此書は、その中の一冊
である。藤巖公の著書は、多くあるが、
此書は、その中の一冊である。

中根文庫
書目録

守井 蔵

昭和十九年二月一日 接受

お礼の状を頂戴し、誠にありがとうございます。
拝読の御記、私共ニ御礼に申す。一、
お礼の状、誠にありがとうございます。御記
お礼の状、誠にありがとうございます。御記
お礼の状、誠にありがとうございます。御記
お礼の状、誠にありがとうございます。御記
お礼の状、誠にありがとうございます。御記

山形県立串本古座高等学校蔵

中根

中根七郎氏寄贈
山形県立串本古座高等学校蔵
昭和十九年三月

中根七郎氏寄贈

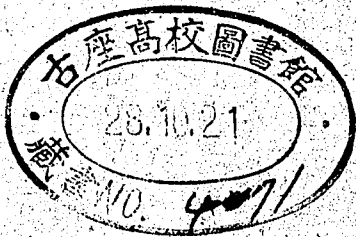
291
145
1



291
145
1

中根七郎氏寄贈

柏木常雄氏の傳記、本國史談會新稿第五卷、昭和十二年五月
發行、在、五巻、の、柏木常雄氏の傳記、に、



24

お礼の状をいただき、誠にありがとうございます。
拝見のこと、記し、私共、二、三、年、ほど、は、
お礼の状を、お送り、いた、し、ま、す、と、
お礼の状を、お送り、いた、し、ま、す、と、
お礼の状を、お送り、いた、し、ま、す、と、
お礼の状を、お送り、いた、し、ま、す、と、

古座川田
年、概、し、
記、す、に、
中、生、の、
お、礼、の、
状、を、
お、送、り、
いた、し、
ま、す、
と、
お、礼、の、
状、を、
お、送、り、
いた、し、
ま、す、
と、
お、礼、の、
状、を、
お、送、り、
いた、し、
ま、す、
と、

昭和十九年二月一日接受



中根 七郎
中根七郎氏寄贈
昭和十九年二月一日

小冊子... 著者... 昭和十九年二月一日

監者

著者 柏木常雄 古人の田辺
下野十一 櫻子 了 矢野 了
菊池 海 花 生 了 矢野 了
佐々木 常 雄 了 矢野 了
石 井 了 矢野 了
矢野 了 矢野 了

著者 矢野 了 矢野 了
了 矢野 了 矢野 了
了 矢野 了 矢野 了
了 矢野 了 矢野 了
了 矢野 了 矢野 了

柏木常雄 著 矢野 了 著
矢野 了 著 矢野 了 著
矢野 了 著 矢野 了 著
矢野 了 著 矢野 了 著

中根七郎氏寄贈

291
145
1



日一月二書...

入...

...

...

1
5/1
165



三
本
中
根
七
郎
宗
神
市
上
京
区
禁
座
不
託
也

大阪府豊能郡南豊島村原田阪急住居地
宇井 縫 藏

中



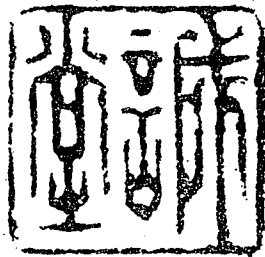
亮

第八章

各種事業並施設

篤謙

謙堂





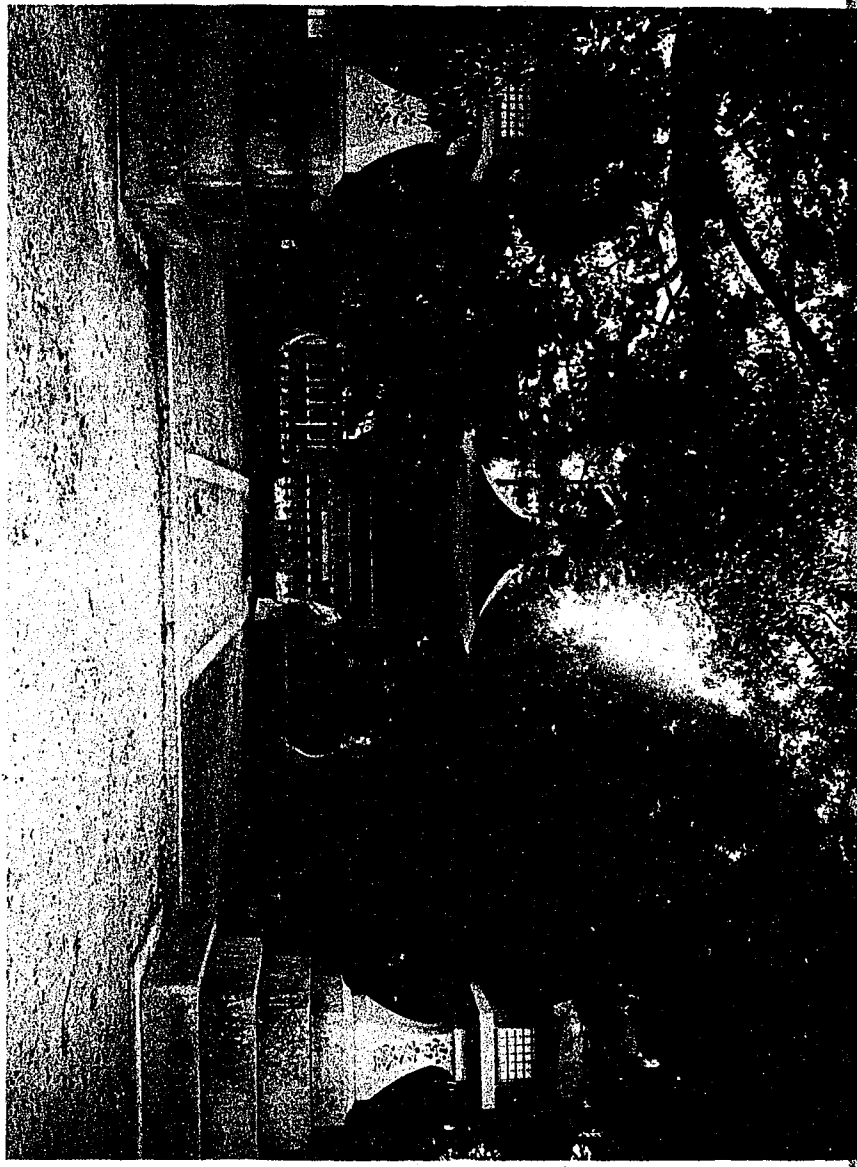
8 9 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 04071

1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8 9

右御像は參河國桑子村妙源寺に安置し奉る所の木像にして明治七年十月安家
御旧領紀伊國西牟婁郡田辺町藤巖神社に移し奉ると謹寫せし者なり

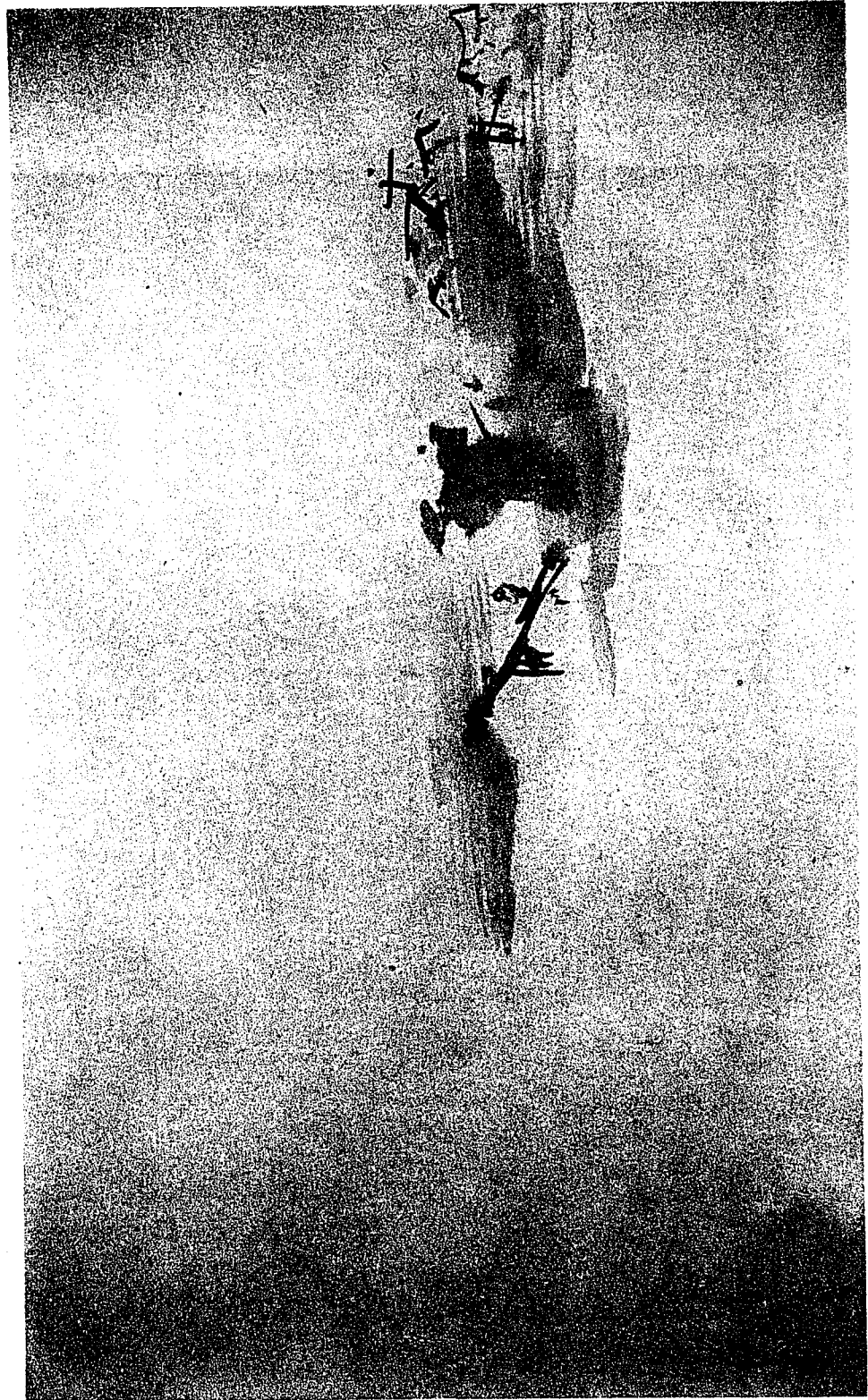


水府丸山可證編輯する所の花押藪小出つ



藤 巖 社

直次公御自筆



藤殿院釋氏崇賢居士
安藤帶刀藤原直次公之墓

寛永十二年乙亥五月十三日覺去



殉死
山口彌六平之墓

釋玄清信士

表面ノ寫眞ハ和歌山市金屋町崇賢寺ニ在リ(墓石高サ十三尺五寸臺石八尺方形)
一直次公ノ卒スルヤ賴宣卿亞父誠忠ノ靈ヲ鬼門ノ守護トセント城ノ北東ニ崇賢寺ヲ建造ス東
西四拾參間南北四拾間黄色涅土ヲ以テ築キ上ゲタル地ナリ明治維新ノ際本堂及其敷地ハ他
人ノ有トナリ今ハ南方墓地ト安藤家ノ位牌堂及臺所ノミ存ス北隣ノ低地ハ涅土ヲ取去タル
也

一和歌山圖書館藏書史部³⁻³³六種祕記ト題スル正徳年代ノ古キ寫本ニ左ノ如クアリ

元和元年 大坂落城重能討死 高一萬三千三十五石ノ内三千三十五石重能養子直政ニ分ツ

元和二年 家康公他界 正徳二年迄九十七年

元和三年 台徳院様ヨリ賴宣公へ命玉ヒ遠江掛川城主被仰付一萬石加増都合二萬石

同 年 參州横須賀支配被仰付

元和五年 賴宣公紀州へ所替ニ付一萬石加増田邊被下都合三萬石餘横須賀五萬三千石餘別

ニ與力三十六人附同心ハ如元

寛永十二年五月十三日卒ス年八十二

賴宣公依貴命若山城北營一字號崇賢寺 正徳二年迄七十八年トアリ

吉田有年云紀伊五十萬石ニ横須賀五萬三千石ヲ加ヘテ五十五萬三千石ナリ依テ横須賀大御番二百人田邊町同心六十人

ハ安藤家ノ支配ニ屬セリ明治維新ノ際横須賀大御番及田邊町同心ハ和歌山藩士トナリ田邊住居ノ與力ハ田邊藩士トナ

リタリ

紀州家表御用部屋勤メタル上野伊三郎(七十八歳)ノ弟ハ云フ横須賀大御番九・十・十一・十二番ノ四組ニテ一番ヨリハ

番ハ駿河越シト云ヒ九番ヨリ十二番ハ直次公ニ隨身シテ横須賀ヨリ來リタルモノナルモ其後出身シテ大御番已上トナ

リ又格式ナドゲラレ獨禮小普請等トナリタル者モアリ一組五十人ニテ内大御番頭一人組頭二人千石以下百石ニテ格式

ハアルモ家祿ハ五十石三十石ニセラレタル者モアリタリ云々

序

我家中興の祖藤巖院殿安藤直次公は徳川家康卿に従ひ身を干戈の
間に起し武勇と人格とを以て平戦兩時に處し邦國の爲め盡瘁する
所多大なりしは青史に散見する所たり

家藏の藤嶺二公の御略傳は柏木常雄老の編纂する所にして精を竭
し微を極め事蹟に交ふるに編者の意見を以てし訓誡に富み趣味亦
乏しからざるを認む元和五年徳川賴宣卿の傳として紀州に入國以
來茲に三百年に相當するを以て舊藩出身者相謀り之が記念を企畫
するあり予に前記略傳の刊行を乞ひて曰く

直次公の徳量材幹は論を待たず大小の用意と時代の知識とを善用
して本末を誤らず能く其一生の事業を完うせられたるは今日に於
ても尙仰望するに餘あり殊に人格者の心事を表現し努力の發揚と
用意の周到とを圖るは時勢の要求に合するものと信じ御略傳の公

表を望むや切なりと
予や平生皇國獻誠の微衷を以て

御製

としく／＼にわが日の本のさかゆくは

いそしむ民のあればなりけり

と詠じ玉ひたる國民のいそしみを向上しいそしみの方を講ずるに
努力するものなり適々此勸誘に接し家祖の事蹟が現代民心の作振
に寸效あらん事を庶幾ひ欣んで舊藩關係者の冀望を充たすの意を
以て之を諾し且つ必要已むを得ざる外加筆せざることし書名を
藤巖公傳記となし二代嶺藤公以下の記録は原本の如く並記する事
とせり

是を本書刊行の序となす

大正八年六月

男爵 安藤直雄

藤巖公御由緒御遺物

一家康公御加恩御朱印御書附二通

武藏國綠郡阿名瀨村之内

千石之事

右宛行訖全可領知之狀如件

慶長九年三月五日

御朱印

右壹通

武藏國兒玉郡之内千石近江國伊香郡之内合貳千石并開發之地共
遣之訖全可知行者也

慶長十年正月十日五

御朱印

安藤彦兵衛殿

安藤空之助御先祖書に御宛名彦四郎殿とあるは非なり

右壹通

三

二

御朱印寫

字數九字
篆書ゆゑ
字格不詳
大き如此



一、山水御自畫横物

壹幅

一於松様へ御直書御文通

壹通

於まつ様は直次公御長女なり 椋原壹岐守政長殿に嫁したまふ

椋原氏は當時井伊掃部頭家臣なり

一、御眞筆寫

壹通

御六十一

賀御祝ひ

壽の字

御直筆御實名右申請可□候以上

□字不詳

慶長十七年

寅十一月二十一日

安藤帶刀御花押

池田圖書頭殿

池田氏は家康公御近習の由

凡例

一、二公の御傳記中譬へば一の御功業諸書毎に文章異同事實詳略あり文中或は其意を盡さざる如きあるを又別に校正を加へず重複謄寫するは舊記の體裁を失はんことを恐るゝが爲なり或は又其事實に因り參取して妨なきは集めて記するも間なきにあらざる

一、御三代の君亮藤院殿公義門の御事蹟は附録として卷末に記載しぬ

一、安家舊臣高見利勝利勝稱昌平山本章武別稱府往昔二公の御傳記を集録せるあり今其集録に因て多少の助を得たり利勝章武の志を感ずるの餘り爰に記載す

一、卷中記する處の事柄に因り論説を述ぶるに就て按ずるにとあるは何人の評説たるを知らず只舊記の儘を記す

安藤家東都邸地轉住略記

一元和四戊午年東照神君江戸御入城之節直次公にも御供奉し玉ひ江戸一ツ橋御門外代官町往古は一ツ橋御門内外を總て代官町と唱へしよしにて初て御邸地を賜ひ寛永九年市ヶ谷左内坂に於て御下邸を賜ふ其後明曆三丁酉の年の火災に付て一ツ橋御門外御邸の替地として紀伊殿の赤坂御邸内を賜り暫く御居住し玉ふと申傳ふ安藤家舊記

常雄曰直次公寛永十二年乙亥五月十三日江戸雉子橋一ツ橋の誤りか御屋舖にて御逝去市ヶ谷左内坂御下屋敷にて御火葬と御舊記あり市ヶ谷左内坂御下邸は御分家重能公御二代目直政公の比明曆三丁酉年月日不相知御同家江御譲りになりしと御分家重能公の御家譜に見へたり然るに御二代目直政公は貞享四年御逝去に相成明曆三年迄四年を経て御三代直利公の御代に御願濟の上御居屋舖に定まりしなるべし寛永年間江戸繪圖を抜寫し後考に供す

一元祿八亥年三月先達而赤坂御邸御類焼其地御用に付被召上右爲替地被於千駄ヶ谷御邸地拜領御舊記即ち延寶圖を抜寫し後考に供す

一同九年川田ヶ窪にて横田甚右衛門と屋舗替之儀願濟御移轉記御舊

延寶八年上板江戸繪圖を抜寫し後考に供す

常雄曰享保六年上板江戸繪圖に赤坂紀伊殿御邸内に安藤内膳正と御名を出せり則ち安家御六代目從五位下内膳正陳武公なるべし後に帶刀と御改叙す又同繪圖中に川田ヶ窪海善寺近邊に御邸ありて安藤帶刀と出せり且海善寺の方に傍ふて横田氏の邸あり然らば御屋舗替のこと不審なり陳武公は享保二酉年十月七日江戸川田ヶ窪御屋舗にて御逝去と御系譜に出たり按ずるに赤坂御邸は御役屋舗の如くにして別に川田ヶ窪に御本邸ありしなるべし猶元祿十四年後の圖並に享保六年江戸繪圖共に抜寫し後考に供ふ

一享保十巳年十一月川田ヶ窪屋舗類焼後其地御用に付被召上爲代地小石川金杉町に於て屋敷地拜領記御舊

因曰小石川金杉町御邸の東手表門有之往古は網手坂と云享保十年以後は土俗安藤坂と唱へ來りしなるべし

常雄曰元文三年上板江戸繪圖に川田ヶ窪に安藤家の御名あり然るに御舊記御家譜に享保十年小石川に御移轉其地御拜領とあり享保十年より元文三年迄十四ヶ年の年數を経たり然して猶元文三年の江戸繪圖に川田ヶ窪に安家の御名稱ある

はいかにも不審といふべし

常雄又曰山本章武の著せし東都三郎考に安家御邸地の事は安藤彦四郎君の御家譜の内を抜萃せる書には大官町を初め神田須田町寛永十二年亥年猿樂町石丸庄三郎屋舗と相對替寛文三年癸卯大久保袋町眞田伊豆守屋舗と相對替寛文九年己酉下屋舗に仕候とありて多端の推考説のみにて確證を得たるを覺へず猶仔細は三郎考に譲りて筆を擱ぬ右の須田町猿樂町袋町等は御分家の御下邸たるを以て深く穿鑿を遂るに及ばじと思且三郎考に六角源大夫安家が田町御屋敷之圖とあるものを見し事ありと記して田町御屋敷之事は又確證を得ざるものゝ如く記せり常雄按ずるに天和の比の江戸繪圖に神田須田町と田町とは僅に咫尺の隔をなす如くに見えたり古は人家も疎散にして總て邸地等は廣く賜はりしならんか然らば其頃の御邸地を須田町とも田町とも兩名を人々唱へしならん歟田町ナナメ田町ナナメ音訓にて相違あり方今神田多町ナナメと唱ふ是も又御分家の御下邸な

一明治九年十一月小石川金杉町の御邸地越前舊福井侯松平春嶽公に御譲り渡し相成府下深川安宅町四番地に御移轉安家十七代直

慶應三丁卯正月改正上板の江戸繪圖中小石川方面を抜寫し卷中に附するは贅物に似たりと雖も又後來見る所あらんと記載し畢ぬ圖面省略

安藤家御系譜

寛文九年十二月藤原院殿從五位下帶刀直清公御目誌し玉ふ所を以て謄寫す御系譜外傳と題す

○孝元天皇—大彥命安倍高橋竹田等祖—彥背立大稻腰命

盤麻六雁命高橋氏祖

○稚子臣—大彥命八世孫—稚子八世孫

大鳥臣—稚子八世孫

倉橋麻呂—孝德天皇大化元年六月任左大臣同五年三月十七日薨

益麻呂—參議—東人—從四位上—治部卿

勢麻呂—御主人

一說倉橋麻呂文武天皇大寶元年三月廿一日任右大臣同三年壬四月一日薨六十九

廣庭—元明天皇慶雲四年任伊豫守和銅年中爲宮內卿元正天皇御宇爲左大辨天平三年三月乙未薨在世歷任未詳薨時從三位中納言兼備造宮長官知和泉河內國事

船守

寬麻呂—參議—從四位上—安仁—左中辨—清行—歌人

名代

稚子八世孫天武獻楊花勅曰何花哉奏曰辛夷花群臣奏曰楊花也名代猶強奏幸夷因賜阿倍志斐連姓

島麻呂—參議正四位下—應帝朝—梗虫—從五位上

道守—兄雄—參議左中將—從四位下—春材—淡路守

益材—大膳大夫—從四位下—晴明—大膳大夫天文博士—從四位下

吉平—主計頭—陰陽博士

吉昌—但馬守

時親—主稅助—從四位上

章親—天文博士

秦親—天文博士

平算—菩提院都維那—各有子孫

仲麻呂

一說從三位大納言朝衡之子元明天皇和銅元年戊申生聖武天皇天平十年入唐唐年本于大唐代宗大曆十四年代宗賜姓吳叙秘書監時名公以詩相送其爲人可知

秦平—或云仲麻呂七世後也

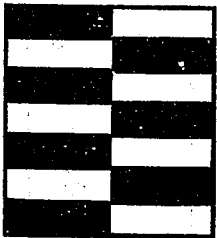
藤原

○安藤—鳥羽院時安倍朝任始賜藤原朝臣姓因合安倍之安字與藤原之藤字而號安藤賜引領紋

嫡流



庶流



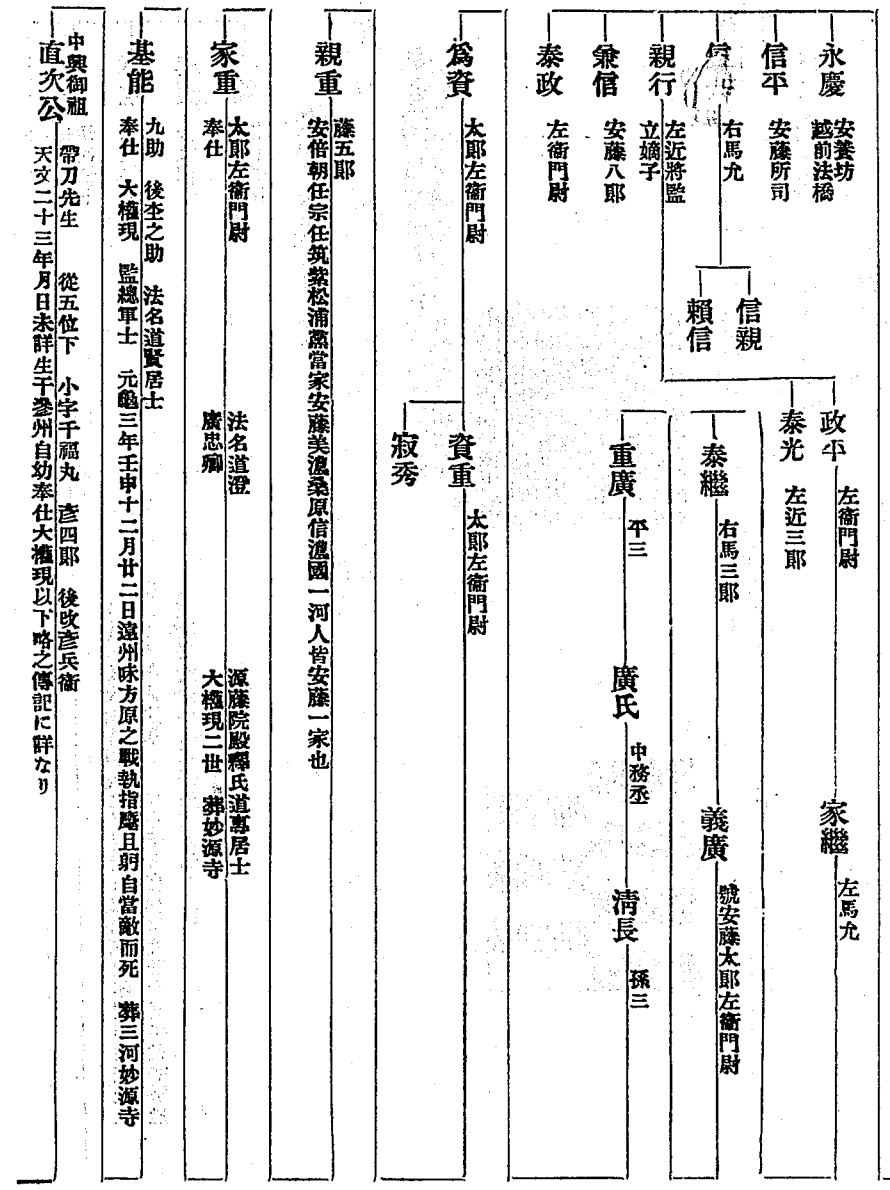
○安倍仲麻呂—秦平—鎮守府將軍

朝任—安藤左衛門尉—鳥羽院武者所也朝任在治被免武者所騎馬始賜藤原姓

右宗—安藤武者所—右馬大夫

諸平—安藤次

兼平—安藤三—美濃國鴨島合戰打死立嫡子



御二代
 直治公 御傳記に詳なり
 以後御代々御相續永世無量

本朝武林傳安藤家御系譜

清和源氏

安藤 家紋 藤ノ丸

○滿仲 多田新發意

賴信 河内守

賴清 肥後守

家宗 從五位下 美作守

家基 三郎大夫

成基 高倉院藏人

基重 兵庫頭

業基 判官代

此間八九代中絶

家重 太郎左衛門 生國參州

基能 李之助 生國參州

以下略之

安藤彦四郎重能公御系譜は清和源氏に基き多田滿仲公より聯綿御相續す
安藤彦四郎直之公所建の藤原公御碑文にも其先河内守源賴信云々とあり或曰安藤
家は安倍貞任の後裔なりと云

安藤家二公御傳略

○人王八代孝元天皇の皇子大彦命の後裔稚子臣より八世の孫を名代君と稱す河内國に在せり河内の皇別を以て阿部氏を姓とし玉ふ是古へ河内を阿倍蘆原國と號す所謂土地に因て姓に命ぜらるる義なり

大彦命は人皇十代崇神天皇の皇后御間城姫命の御父の由國史に見えたり

皇別とは天子の御子孫より別れたるをいふ制度河内國は神武天皇帝都を天漢に移し玉ふ時川の内なるを以て河内國と號す諸國名考臣とは上古の官名裔は裾餘なり

○名代君は四十代天武天皇の朝に仕へられ阿部志斐連の姓を賜ふ

天武天皇十三年詔有て諸氏の族姓を定め玉ふ姓五十二氏に賜ふ國史此頃名代君

阿部連の姓を賜ふと云ふ臣連共に皆上古の官名なり三十七代孝德天皇大化元年

阿閉倉橋麻呂を左大臣とす官位略記武家系圖に倉橋麻呂に安倍姓を賜ふ

四十三代元明天皇の御名阿閉を稱し奉ると見えれば上古より阿閉阿倍安倍等

の唱へ同くして文字異なるのみか或は云ふ阿閉は天皇の御名たるを以て安倍の文字に改められしか尙可考

○名代君の御子孫阿部仲麻呂君と稱す

仲麻呂君は中務大輔船守の御子なり四十五代聖武天皇の朝に遣唐使に従ひて入唐玄宗帝の寵遇厚し材名を異邦に顯し玉ふ國史に詳なり麻呂は職原抄の註に上古諱の附字なりと一説に貴賤の自稱なりと云

○仲麻呂君七世の孫を鎮守府將軍泰平君と稱す泰平君の御子安倍左衛門尉朝任君と稱す七十四代鳥羽天皇の朝に仕へて藤原朝臣の姓及七引領引領は七の御紋を賜ふ因て安倍藤原の二姓を合て始て安藤氏と稱す

左衛門尉は職原抄に顯職にして非常を糺斷す唐名廷尉又尉を判官と稱すと云ふ藤原氏は天兒屋根命を祖とす

三十九代天智天皇八年中臣鎌子に藤原朝臣の姓を賜ふ人臣藤原を姓とする此時より起れりと國史に詳なり朝臣は蔡邑獨斷に朝廷の臣を云と見えたり

所賜の引龍七畫は御嫡家に傳稱し其七畫を二ツに割きて御庶流の家に傳稱せらる安藤家中世より藤花輪を家紋とす御嫡家は花輪下に垂る御庶流は花輪上に向ふ垂藤の御紋も安倍朝任公の時に賜りしといふ藤花輪の内の安の字は家康公の御差圖によりて加へらるゝと云傳ふ御嫡家は安の字楷書にして御庶流は草書なり

紋の事伊勢貞丈の記に武家の紋古へは旗幕の驗なり保元平治の比より生まれり後に衣服に著る事になれりと云

引龍の事天野信景の記に源家中黒の御幕は源賴義公前九年東征の時用ひさせ玉ひ後三年の御合戦第二度の軍として二ツ引領の御幕を御陣營に引せ玉ふと云後世新田家は源義家公の御孫大光院殿義重公の御子孫なれば中黒の旗を傳稱し玉ふ中黒は一畫なり足利家は大光院殿義重公の御弟義康君の子孫なれば二ツ引領の旗を傳稱せらる二ツ引領は二畫なり是源家に於て本末の證なり引領を二ツに割きて數畫とせらるゝも是に同じ玉石雜記に引兩は日月の象天子の御紋なりと云一説に天子より賜ふ御衣の紋柄に七龍を附てありし故に龍は陽象にて一畫も陽

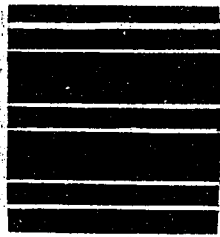
奇カを象り七書になし玉ふとも云

○安藤家十二代觀妙院殿公の御代より引龍御紋を中三書左右二書の引龍崩しをなす右の龍子を附し由來は直次公二本御道具の鞘は龍子なりしを頼宣公公御先祖公御所望ありし故其名残りに附る處なりと云紀伊殿御代々御用ある鴨の首毛の龍子鞘の二本御道具御持鎗を云の事なるべし

直次公の龍子を以て御道具の鞘となされしは引龍の縁を御取なされしなるべし山本章武所著紋説

引龍 打飯 垂藤花
大略如圖

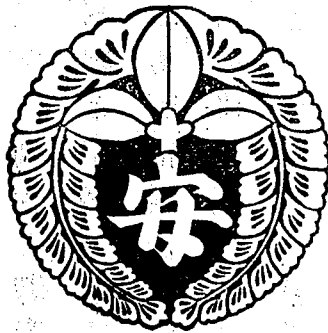
龍 引



飯 打



花 藤 垂



○幕府尾紀川何れの比よりか御三家尾紀御附武鑑といふありて尾紀水の御三家に御附屬せる五家成瀬竹腰の兩家は尾州家に屬す安藤水野兩家は紀州家に屬し中山家は水戸家に屬す是を五家と唱ふの歴代より家紋諸印祿高城主の歴數當時の重臣姓名等を記す今茲に安藤家の部を拔寫し後の參校に供す

但嘉永四五年の上板に罹る

安藤

本國 參河

藤原姓
家紋下藤丸内に安字 打飯 七書引龍

孝元天皇後胤安部仲麻呂三代安部朝任 島羽院御宇始而賜藤原朝臣姓因稱安藤朝任十五代安藤太郎左衛門家重於參州安祥戰死家重長男

藤原基能 安藤李之助 於遠州味方原戰死

直次 彦兵衛 帶刀
初代 從五位下

初遠州掛川城主爲
老職後蒙
東照宮 台命附屬
賴宣稱移紀州田邊城

重信 對馬守

直清 彦兵衛 帶刀
四代 實同姓彦四郎直政男

直格 彦兵衛
萬三郎

某 申之助
五代 采女

直名 采女
五代 中藏

陳武 內膳 帶刀
六代 從五位下
初直武

重能 彦四郎
於大坂戰死

直治 椋原壹岐守政長室
女子 加々爪民部少輔隆忠妻

女子 加々爪民部少輔隆忠妻

義門 千福丸 帶刀
三代 從五位下

雄能 彦五郎 彦兵衛
八代 實同姓彦四郎直利二男

次由 伊織 帶刀
九代 從五位下
實同姓櫛部信秀二男

四子女
西洞院少納言時名室
菅沼中兵衛正藏室
高辻宰相實本痛室
養子 寬長 室

直政 彦四郎
實椋原壹岐守政長男
爲直次外孫依
台德院殿 台命重能
之名跡相續

直利 彦四郎

直規 彦四郎
實同姓出雲守信富二男

直元 彦四郎

直之 彦四郎
實松平伊豆守信稅四男

直孝 彦四郎
實伊豫守直之嫡孫

三女 人子
同姓彦四郎直規室
久野丹波守俊純室
水野美濃守正直室

陳定 式部
七代

某 新太郎

某 乾之助

某 友楠

某 五百歳丸

寬長 吉之助 帶刀
初代 初次因從五位下
實永井飛騨守直珍舍弟

直則 岩三郎 帶刀
十代 伊賀守 從五位下
實同姓伊豫守直之三男

某 猛吉 早世

直馨 堅三郎 帶刀
十一代 從五位下
實松平伯耆守宗發舍弟

直承 飛騨守
實養兄帶刀直馨養子

直包 百之助 彦四郎
實井伊右京大夫直嗣七男

直剛 李之助
實內藤伊豆守正弘二男

直時 帶刀 壹岐守
十一代 從五位下
實同姓對馬守信成舍弟

雄太郎 早世

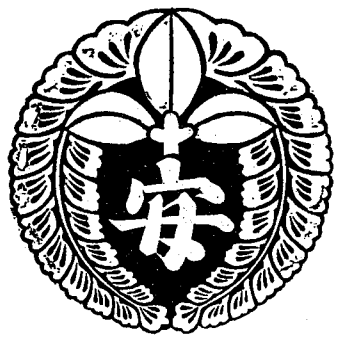
益之進 早世

女子 野鶴 早世

龍三郎 早世

某 常之助 早世
十一代 勘解由 順輔
實紀伊中納言宗將禰末男

女子 三浦長門守爲積室
某 捐吉 早世
女子 養子 直與室
實養父 直時女
某 熊藏 早世



朝散大夫
安藤飛驒守直裕

文政九戌五月

家督

御内室 松平丹波守光則姉

紀州樣御附

獻上 卷物五御太刀銀馬代
西丸卷物三御太刀銀馬代 參府

拜領 卷物五
西丸卷物三 御暇

紀州樣附添に而御暇之節拜領
銀二十枚 卷物五 御馬一匹

安藤小兵衛

谷口善次郎
小寺大七郎
寺本半七郎
玉置九左衛門
小堀半左衛門
堀出瀨之衛
小出五郎作
泰用地八藏

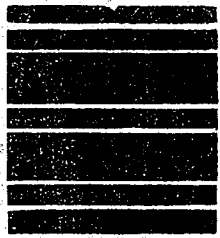
廣田七兵衛
太田又兵衛
松田又右衛門
可兒又四郎
工藤十右衛門
中藤右衛門
萩原村右衛門
飯塚准八郎
速水左衛門
岡田兵衛
九

某 濹橋 早世
直裕 駒五郎 信濃
實同姓伊豫守直之五男
某 龜藏丸 早世
某 三助 早世

直裕 裕之進 帶刀 飛驒守
實伊賀守直則男
資生 郁五郎
二女子 松平伯耆守宗發爲養女
後久野丹波守純固室
水野太郎作正知室

直行 直裕四男
實族院議員
從三位勳四等 男爵

男 直泰 早世
男 直雄 幼名治雄 直行三男
實族院議員
女 早世
男 早世
女 早世
男 榮子
女 直忠
女 文子 早世
女 房子 早世
女 徹雄



船印 帆幕印	出馬目印 朱もん白 	御纏 	御馬印 金 まきんせりひ 	時獻上 暑中 蕨粉 寒中 鯉塩辛西九同断
		神紋朱 	足軽 安 花色きぬも ん白 白ふち皮角 くこ 鼠 	中 間
	家 中 挑 灯 合 印 朱 引 籠 く び 銀 短 尺 	鎗 印 銀 短 尺 		

御内室	御嫡	先狭箱	先狭箱
年始八朔御太刀銀馬代端午重陽 歳暮御時服献上	御の先 まひろりど 	御地くろ もん白	先狭箱 押地くろ もん白
上 小石川金杉水道丁 大手より二十八丁	御城使 松下加右衛門 萩添役 原奎之允	林六郎左衛門 井川土肥介 武田源右衛門 安藤八左衛門 津彌左衛門	
下 巢鴨御かこ丁			

居隱御



御宿坊

上野 芝

住心院 安立院

高田派 三州桑子 浄土糍町

妙源寺 栖岸院

十二

三萬八千八百石餘

居城紀伊牟婁郡田邊

江戸より

百六十五里

天正年中杉若越後守慶長年中淺野左衛門佐元和五年
安藤帶刀直次以後代々領之

當主 安藤飛驒守直裕

安藤全之助様御系譜寫

直次公御内室

中根助右衛門女

彦四郎重能公御母

同 御後室

本多太郎左衛門妹

直次公御女子

椋原壹岐守政長妻

同 同

加々爪民部少輔妻

○安藤家中世より河内國を出て三河國に移り歴世參州の住人と稱
呼す爰に親鸞上人三河國に來る同國平田の領司安藤庄司太郎君
厚く上人に歸依せられ一向專修の徒弟となり念信名法と稱し竟に
居邸を捨て一字を建立せらる寺號を桑子山明眼寺と稱し上人の
染筆あり時に八十五代後深草天皇正嘉二年なり

常雄曰庄司太郎君の御事蹟妙源寺由緒記に粗見えたり同寺の由緒記は安藤重信
公の御家世々對馬守と稱す御所藏を請ひ得て謄寫す

十三

其後數年を経て永祿六年一向寺修の徒賊蜂起せし時明眼寺の衆徒御味方に參り怨敵退散の祈念を竭し賊徒平定に及で東照神君より寺領を明眼寺に寄附し玉ふ此一向宗徒神君に敵對の時御家人多く宗門を歸依し數世の君恩を忘却し屢御敵となりけるに親重家重の二公は共に徳川家に忠節を盡し玉ふ

太平記綱目に云正慶二年越後守仲時番馬美濃辻堂にて自害の時安藤太郎左衛門入道同孫三郎入道同左衛門太郎同左衛門三郎同十郎同三郎同又二郎同新左衛門同七郎三郎同藤三郎切腹すとあり

同時に備中國住人安藤太郎左衛門入道元理歌道の達人なり仲時此人を愛して常に詠歌の興を催し玉ひし傍人も貴邊は年老たり遁世者也自害の御供無益のことに候何れへも忍び玉へと申たりければ入道弓矢取人に扶助を得てより以來加様の處を通れんとは露も思はずと謂て自害せんとて都を立し時も仲時頻りに留玉けれども用ひず供奉したりとて侍の本意なり忠と義と勇と兼備したる人なりと評したりと云々

常雄曰本條に入道元理は備中國住人とあり安藤家御遠祖文曆明治十一年迄至凡六百四十年迄至

以前より三州に住し給ふ仲時の歿せられしは正慶二年なれば文曆より正慶は凡百年餘後の事なり然らば備中に同姓同名の人ありしか尤御系譜には元理の名見えずと雖も御同姓にかゝる忠義の人のあらんこと安家の御美事ならんと記載しぬ

○參陽實錄に云永祿六癸亥年十一月十一日より參州一向宗一揆の時針崎勝曼寺に籠りたる御家人八十人野寺本證寺に籠りたる御家人七十四人なり其内の安藤治右衛門は勝曼寺安藤金助同太郎左衛門は本勝寺に楯籠る安藤彦兵衛同九助は家康公御方に在りと云々

常雄曰本文に彦兵衛とあるは直次公なるべし永祿六年には御年十歳なり九助とあるは直次公の御弟君なるべし

妙源寺由緒書

三河國碧海郡桑子村
浄土眞宗高田派

妙源寺

一私寺の開基は念信房蓮慶と申候俗姓は人皇八代孝元天皇之末にて安部仲麻呂五代之孫安藤三兼平之息男安藤庄司信平後薩摩守と改め數代桑子に被致居住參州碧海一郡之領主にて候然る處文曆二年二月十一日之夜感瑞夢即淨土眞宗祖師親鸞聖人之弟子に罷成出家入道の後念信坊蓮慶と號す家督は舍弟左近將監親行殿に相譲り城地を分け一方は安藤家數代居住と定め一方は柳堂有之地を親鸞上人謁所之妙源寺と號し住居有之正嘉其後建治元年六月十七日午時端坐合掌如入禪定に寂有之候安藤家は左近將監より御代々於當寺内誕生有之即柳堂本尊聖德太子安藤家御代々氏神と御仰ぎ被成妙眼寺を諸安藤家の氏寺と被相定候爾來法燈無油斷相續有之候

一上古は妙眼寺と有之候處慶長年中於伏見御朱印被下置候節向後は妙源寺と可相認旨權現様より被下置候間唯今は妙源寺と相認候

一柳堂は柳の大木の蹟に堂ある故に云此他巨細の事は同寺の舊記に委し因て略之

常雄曰外傳に家重代々墳墓の地佐々木村三州桑子村真如安藤清兵衛の地に有り
と記せり天和二年然るに追遠記山本章に明源寺内に古き文字にて見分けがたき
石碑多くある中に安藤薩摩守といふ文字の見ゆる石碑あり御系譜に見えずと山
本章武も此事に就て確蹟を得ざるものゝ如く記せり然るに妙源寺由緒書に薩摩
守の事は分明に出たり御系譜には見えすと雖も碑面に現然たれば同寺の舊記も
亦取るべき所あり安藤清兵衛の事は未其詳なるを得ず恐らくは其地に著て篇と
搜索せば舊事を見出すこともあらんか遺憾といふべし

外傳に味方ヶ原合戦之時藤巖公の御母公を御家臣手島忠左衛門が親負ひ奉りて濱松へ籠城せりと記せり藤雲公基能は味方ヶ原にて討死し玉ひしかども眞如寺に御墓ありしといへば參州に歸り葬り奉りしと覺ゆ然れば御母公の御墓も同所にあるなるべし

○安藤藤五郎親重公は太郎左衛門尉資重公の御嫡男にして御祖安

部朝任公より十五代の御孫なり直次公には御曾祖父に當らせられ玉ふ

○安藤太郎左衛門尉家重公は親重公の御嫡男にて其比徳川親忠公長親公廣忠公の諸公に奉仕し天文九庚子年六月六日參州安祥合戦の際討死し玉ふ同國明源寺に葬り奉る安藤家御系譜

前代事林安藤重信公御代々御系譜に安藤太郎左衛門家重仕廣忠公於參州病死とあり恐らくは非歟

家重公は初め徳川親忠公安祥に御在城の節同國西矢作郷平田庄桑子村より召出され初て奉仕し玉ふ依之後來安藤家を安祥御譜代衆と人々稱せり村越御傳記

三河後風土記に曰永録五年參州一向宗一揆の節神君の旗本の人々と共に安藤太郎左衛門家重公三州野寺の本稱庄寺に取籠るとあり明良洪範に云參州にて本願寺門徒一揆の時御譜代の歴々なれども各御敵となりし其中に野寺の本庄寺は右一揆三ヶ寺の中なれども宗門の本義を守り王法王命をば不可違との事にて本庄寺計りは兩寺へ一味せざりける

常雄按ずるに此時本庄寺門徒の中にも本多三彌同彌八郎杯は他の寺江籠りける由明良洪範に見えたり左すれば三河後風土記に本庄寺に取籠るとあるも其門徒に限り檀寺を警固せるのみにて神君へは敵對せざりし事明了なり

○家重公には極めて仁徳厚く君の御居邸の邊りを太郎左堤と唱へ後年に至るまでも里人慕ひ奉り形ちばかりの堤を存し愛護すと

安藤家御外傳

○安藤空之助基能公は家重公の御嫡男なり初九助君御二男は安藤彌兵衛基定公と稱し奉る

基定公の御子孫舊幕下家徳川安藤平七郎殿是なり安藤家御系譜

御三男は安藤傳右衛門家定公と稱し奉る元龜三年十二月遠州味方原に於て討死し玉ふ御子孫舊幕下に奉仕す系別に在り略之上同
御四男は安藤太郎左衛門家次公と稱し奉る御子孫舊幕下に奉仕し玉ふ上同

御五男は安藤治右衛門定次公と稱し奉る定次公は慶長五年伏見

城に在て鳥居元忠と共に討死其御子孫治右衛門政次公も元和元年大坂陣の節平野に於て討死御子孫舊幕下に奉仕し玉ふ上同

○奎之助基能公は御若年より東照神君に奉仕し屢戦功あり元龜三癸亥年十二月二十二日神君武田信玄と遠州味方ヶ原合戦殊の外苦戦の節兩旗奉行には基能公米澤小太夫政信の兩人なり御方敗走に及ぶと雖も御馬前にて其旗を亂さず其處を去らず終に戦死し給ふ御遺骸は參州桑子山明眼寺に葬り奉る御法號道賢と稱し奉る改正三河後風土記四戰記附

基能公御嫡男直次公從五位下帶刀と初め御幼名千福丸彦四郎彦兵衛

此君を安藤家にて御元祖と稱し奉り來れり常雄謹で按ずるに此公慶長十五庚戌年神君の命に依て始て神君の第十郎の御子頼宣卿に御附屬を命せられ其後元和五年頼宣卿封を紀州和歌山に移され御子孫二百有餘年間紀伊國に在して徳川頼宣卿の御家を輔佐し玉ふの始祖たる故を以て御元祖と稱し來れるなるべし且此

直次公御幼名并に御元祖と立てらる事

公の弟重信公

○御二男安藤對馬守重信公と稱す初彦十郎五左衛門元和五年或は六年上州高崎城主に封ぜられ後年奥州磐城平に封を移さる系別にあり之略

常雄曰舊幕徳川家御代大名武鑑と云あり安藤對馬守重信公を以て安家の嫡家とし基能公の長男と記せり其比御嫡庶を取糺す事もせず其儘にさし置きしは不審の至りなり嗚呼既往を如何せんや

○御三男安藤九助次基公と稱す永祿年間參州一向宗徒叛逆の節次基公徳川家に屬して忠戦あり改正三州後風土記其後同僚と爭論して死没せらる安家御系譜御傳記

御嫡男直次公天文二十三年甲寅未詳參河國桑子村に於て御誕生後年

公の叙任及び神君

公の弟次基公

從五位下帶刀長に御叙任

常雄曰神君は天文十一壬寅年小十二月二十六日御誕生頼宣卿は慶長七壬寅年三月七日城州伏見に於て御誕生神君は直次公より十三歳の御年長なり直次公は頼宣卿より四十九歳の御年長なり頼宣公御年九歳の御時直次公初て神君より御附屬の命を蒙り輔佐し奉りしなるべし

○直次公御幼年より神君に奉仕す

○元龜元年 庚午年直次公 御年 十七歳

同年六月二十八日江州姉川に於て織田信長淺井長政と合戦の節神君には織田家の加勢し玉ふ直次公此日初陣にて大久保新十郎忠隣後相模守
為大老職と共に敵將長政の兵を大寄山の麓に打破り直次公兜首を得玉ふ改正後風土
記姉川戦記

常雄曰直次公御年九歳御弟の君重信公七歳に成らせられ玉ふ比とかや參州の御舊領にて御兄弟打連立てあたり近き川邊に出られ水遊ぎし玉ふに折から農夫體の者來り川邊にぬぎ置かれし御衣服を奪ひ取り去らんとせしを御兄弟早くも是を見留玉ひ直に追ひかけ彼者を手取り足取り引倒し御衣類を取かへし玉ふのみ

ならず手痛く打懲し玉ひしとぞ虎は生れて三日牛を喰ふの勢ありと宜哉後來の御舉行果して非凡に渡らせ玉ふ事を

此條は陸前國磐城平なる鍋田品山翁華族安藤重臣の常々物語られしとて室直養
同上舊藩ぬしの常雄に語られしを記しぬ

常雄又曰直次公彦四郎と稱せられ御若年の頃馬鹿安藤と異名さられし由畢竟此名を負せられ玉ひしは御性質度量寛大にましくて小事に拘らせ玉はず沈勇にして凡人と異なるゆへなるべし曾て駿河に在せし時にや若侍原七八人申合せ安藤を驚かせ一興を催さむと籍に謀りて人里離れし古寺に至り俗に云百物語を成んと夜中彦四郎の君を伴ひて彼古寺に至り交るゝ種々の怪談をなし奥の一間に一人づゝ至り形の如く燈火を次第次第に打消し夜も深け丑滿る比彦四郎の君最後に當りしかば奥の間に至らせ燈火を消し盡し暫しありて從容として出來り玉ひしかば皆々興じつゝ定めし妖怪は出しやらんいかにかゝと若侍等なじり聞ながら打連立て寺を出て夜も未だ深ければ若侍の常々會せる家にて猶語り明さんと立寄物語るうち夜もしらぐと明渡りしに初め謀りし時朋友の中一人先に古寺に至り偽て妖怪となり彦四郎の君を驚かさんとせし者明はなれけれども歸り來らざれば若侍の面々等不審に思ひいかせしやらんと兩三人ひそゝと彦

二十四
四郎の君には告すして彼の古寺に至り見るに豈料らんや彼の似せ妖怪と成りし
者は奥の間の柱に刀の下緒にて手強く縛り付られ居しとぞ

此談は舊幕府の人戸田某より常雄へ語られしを記しぬ

○元龜三壬申年 公御年十九歳

○同年十二月二十二日御父基能公遠州味方ヶ原に於て戦死し玉ふ

○天正二甲戌年 公御年二十一歳

同年四月六日神君遠州乾山合戦之節賊將天野宮内左衛門景貫が
乾の城を攻させ玉ふ時連日の霖雨にて御味方兵糧運送の便よか
らず三倉の砦に引取せ玉ふ賊兵高山光明の城々より郷民を募り
鐵砲打かけ御跡を慕ひ撃んとかゝりければ後陣の人々も多く討
れけるを聞召て直に御人數を返させ玉ひ賊徒を破り玉ふ直次公
御側を離れ給はず衆と共に防ぎ戦ふ賊兵遁れ去るに及で神君の
供奉の兵甚だ少し直次公從者の奉りし兵糧を打飯に載せて獻じ
玉ふ神君は直次公の飢渴を忍びて更に糧食を獻ぜしを喜ばせ玉

公の父基能公戦死
公二十一歳
打飯御教の由来

ひ御感の餘り其打飯を以て汝が家の紋にせよと永く忘れまじき
との上意ありしとなり安家御傳記改正後風土記

打飯御教は安藤家庶流にては用ひられず實に故ある御家紋なり

○村越御傳記に直次公打飯を鳴して散じたる味方を集められしと云々

或説に飯塚作左衛門安家舊臣の先祖は元粒子與五右衛門と云て直次公の御供致した
りしが兵糧繼かず皆飢疲れし故死者に供する枕付の飯を取來り直次公に奉りし
處公より神君に獻じ玉ふ神君御賞美ありて苗字飯塚と改むべき旨御意ありと云
傳ふるは此時の事なるべし

又曰從軍に人々飢疲れし故直次公或寺に入りて打飯を鳴し玉ふ時一僧出來りし
かば夫に案内させて食を得て神君に獻じ給ふ其時打飯を紋所に付べき旨御意あ
りしと云傳ふも此時なるべし

雲版記

述水恒

述水恒孝安家舊臣住舊江戸安家邸内

凡吾公家之服御及軍中所用之具所押之紋綵一曰垂藤花二曰七引龍是二者姑置不
論三曰雲版俗稱打飯世所希見也或問其故予答曰善乎問也嘗聞之故老曰勝國之時

吾先公道次公。扈從于神祖。軍於某地。將士飢不能戰。登某山寺。欲索食。闕無人。先公擊其廡下所懸之雲版。寺僧卒出。廼命之食。將士各喫之。而後戰有利。神祖大嘆稱之。乃命先公曰。今日戰以汝擊雲版之故。大有戰勝。汝後以雲版爲所服之紋綵。先公謹諾。而後旌旗以下軍器。押之以雲版。後相襲。押衣服器械。以爲戰國遺矣。永傳于裔孫。故同唱安藤姓者。居多。惟吾公家特押雲版而已。同族姓或押之者。皆不辨其故。誤也。問者問予之言。贊先公之功。且得審其事。欣然起敬。

常雄曰。打飯御紋傳來の諸説を擧て記す大同小異此諸説を取捨校正して一條に綴らば事一定するに似たりと雖も舊記傳聞も亦大に見る所あるを以て諸説を擧る事爾り以下條々亦之に倣ふこと多し

公二十二 歳長篠の戦

○天正三乙亥年 公御年二十二歳

同年五月二十一日參州長篠に於て神君武田勝頼と合戦の時直次公馳せ合せ玉ひ甲陽の兵を追討玉ふ改正後 風土記

此合戦は神君織田信長の加勢として小勢を以て大敵武田勢を討破り玉ふ是を名譽の御陣と申傳ふ安藤家系譜

○同年六月神君遠州高明の城を攻させ玉ふ時直次公神君の命を奉

公が高明 城の戦功 を鳥居元 忠言上す

じ味方の兵を勵まし敵兵を討破る敵將朝比奈又太郎も降參す今日安藤家系譜の戦の次第直次公の智勇を鳥居彦右衛門元忠具に言上すとぞ

公二十三 歳乾山の先鋒

○同四丙子年 公御年二十三歳

○天正四年二月神君軍勢を遠州犬居乾同山に向はせ玉ふ樽山勝坂等の敵防ぎ戦ふ事能はずして賊將天野宮内左衛門も鹽見坂の險路を棄て遁れ去る此時直次公味方の先鋒に進み戦ひ玉ふ安藤家御系譜 改正後 風土記

○同八庚辰年 公御年二十七歳

同年五月三日神君駿州田中の城を責させ玉ふ時直次公味方を勵まし敵兵を攻討給ふ改正後 風土記

○同十二甲申年 公御年三十一歳

同年春豊臣秀吉公織田信雄と不和に及び信雄が羽翼と頼れし池田勝入森武藏守長可等の諸將秀吉公に荷擔せしかば神君へ加勢の事を厚く請せらる神君には故信長の舊好を思召れ且織田家の

公三十一 歳長久手の合戦に 池田勝入 父子を打ち取る

公二十七 歳駿州田中城の戦

諸將義を捨て利に著く以上は信雄の危を救ふべしと御勢を進め
玉ふ同四月九日尾州長久手に於て秀吉公の大軍と合戦あり時に
秀吉公の將士大に敗走し敵將森武藏守長可敗兵を勵まし神君の
旗本へ亂入す直次公馬を馳せて言上しけるは味方の兵士右の尾
崎より鐵砲を釣へ放つと雖も敵少しもたゆまず左の山の尾崎よ
り鐵砲を打んに敵必定敗北御勝利あらんと宣ふ神君實にもと思
召れ則ち鶴殿兵庫氏長を以て鐵砲を別ち差越へき由隊長の族へ
御下知有と雖も此所敵間近き故各命に應ぜず重て村越茂助直吉
加々爪隼人政長を以て追々此旨諭されしかば漸く鐵砲三四十挺
分ち遣す依て輕卒を左の山に登せられ横合より敵陣へ打懸けれ
ば果して池田森が軍中壞れ潰ゆ森長可も終に此鐵砲に中りて討
死す爰に池田勝入並に嫡子紀伊守之助は味方の敗走を見て今は
是までなりと其兵を左右に隨へ取て返し挑み戦ふ然れ共池田が
兵士爰彼所に討るゝ者數しれず味方の隊將井伊萬千代直政自ら

敵中に入て黒母衣の士と組打して既に危し直次公是を見て直政
を援んと聲高く萬千代助けんやと言ふ敵後に在りと振り返り見
る處を其透に直政勿返して敵の首級を得らる直次公直政に向ひ
一方の將帥たる者輕輕敷働きは無用なりと誠め玉ふ時に敵將池
田勝入信輝は黒糸の鎧に桃形の冑を著し陣刀を揮て神君の勢に
混じ旗本に突入らんとせしか共相叶はず芋川の彼方に陣刀を杖
て控へたるを直次公黒糸の鎧に鎗かいこみ走りかゝりて難なく
勝入を突伏せ玉ふ斯る處へ永井傳八郎直勝^{八生年十歳}馳來りて勝入が
首級を得たり

一説に此時直次公鎗を揮て勝入を突伏玉ひけるが此法師武者の首を取て何かせ
んと直に敵中へ駆入り玉ふて突捨にせられけるを直勝來りて首を得たりと云
又一説に直次公永井傳八郎直勝蜂屋七兵衛定頼先を争ひけるが勝入馬に離れ父
子主従四五人堀秀政が備を志し引退く處を直次公出合頭に槍を以て勝入を突伏
るとあり

扱池田勝入が嫡子紀伊守之助朱具足に頭形の冑栗毛の馬に乗り
白熊の采配を提て取て返しけるを直次公是を能き敵なりと馳向
ひ之助を馬より下へ突落し首級を得給ふ

或説に直次公紀伊守之助^{十六}生^二を突落し首を揚玉ふ時白熊の采配を分捕せんと
思はれけれども其儘にして又敵の方へ馳せ向ひ玉ひしと云

斯て直次公は敵の中に入りて又一人を突倒し玉ふ時鎗損じけれ
ば其敵の刀を取て味方の士が携へたる鎗と取易へ玉ひ其鎗にて
又敵一人を突伏せ玉ふ此合戦勝利と成て神君小幡の陣所にて敵
の首級を實檢あり永井傳八郎直勝は勝入が首を實檢に備へし時
是は直次の突伏せしを某首級を得候と言上す直次公は紀伊守之
助が首を實檢に備へられ勝入を突伏せし事は更に言上し玉はず
神君上意に直次の功を人に譲りて言上せぬと永井直勝が有の儘
に言上ありし事を大に御感あり且直次には一日の合戦に敵將二
人を討取る事比類あるべからずと上意有て御感斜ならず直次公

及直勝へ御弓一張宛下し賜ふ扱も小牧長久手に於て合戦の時神
君高名の士十四人を撰み其十四人に就て又四人の大功を舉給ふ
に直次公は其四人の御一人に擧られ玉ふ

改正後風土記。小牧御陣記。長久手
戦記。小牧戦記。皇朝史略。豊臣譜。尾
公御撰長久手記。直次公御覺書。安藤家
系譜。同傳記。此他諸書記録に詳なり

本條に賜ふ所の御弓は雪荷の作なり雪荷は吉六左衛門と云天正慶長の頃の射藝
の達人なり又弓を賜はりし事は小牧御陣記のみに記して他の書に見えず賜ふ所
の雪荷の御弓は今以て安藤御家に收藏し賜へり小牧御陣記に池田之助は黒母衣
懸けて乗り來れりと記せり

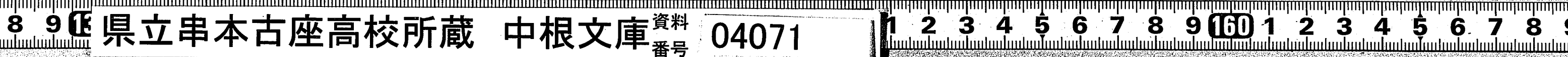
長沼澹齋輯録する所の兵要録中に雖從一日之軍須齋數日之糧云々の注解に東照
宮長久手御陣の時小牧山より長久手の方へ御人數を分て押出さるゝ節は俄の事
にて諸人兵糧の貯なく各難儀せし處に安藤帶刀常雄日此比は未だ彦兵衛と稱せ
られ玉ふ長沼氏の誤なるべし
成瀬小吉は腰の乾飯を取出し食し快よく働きたりと澹齋翁贊美せられたり
常雄曰秀吉公嘗て神君及諸將を會し古來名將の功を論じて後軍に向て必ず勝つ
者は蓋し我一人なりと言ふ諸將皆然りとす神君聲を勵して曰く我此席にあり功
を擅にするなかれ公何ぞ天下一人たらんやと秀吉公其故を問ふ神君數度の戦功

を擧て論じ玉ふ中にも小牧の役を以て尤舉行の第一等とし玉ふ老談一言記。老人雜話各略記
又曰小牧長久手の戦森長可の隊を砲撃し其銳氣を挫折し剩へ敵將を斃し全勝を得るの戦機直次公の智勇に出づ豈尋常の功績ならんや後年神君秀吉公に向て激論し玉ふの條を以て直次公の御勳功押て知るべし老談一言記老人雜話等略記せるは其長文を厭ふを以てなり

因曰天正四年夏の比より參遠の兩國踊り流行す岡崎三郎信康殿御年若く坐すゆへ有興の事に思召彼の踊を弄び給ふと斜ならず略中爰に參州大濱といふ所より岡崎城へ踊掛し時其踊子の中に歳の比十四五計りにて容顏美麗に玉を磨くが如く姿は偏に露を含める青柳の糸よりも猶花をやかなるが太鼓を打たる其拍子いかなる天人も恥ぬべし理りなるかな彼の小兒が父は大濱の庄官にて長田平右衛門と云近國に名を知られたる有徳の者なる故京都より太鼓の名人共を己が宅へ呼迎へて五歳の時より稽古さするに器用人に勝れたり又能は觀世を師とするに四座にも勝りて上手なり謠も諸人に越へ殊更心根賢々しく踊りの形容等常の人とは見へざるゆへ信康殿彼の兒童を召て汝は何物の子なるやと直に御尋ありければ彼の者は跪き手を束ねて某は當國大濱の庄官長田平右衛門元重直吉と云者の世倅傳八と申候と答ふ則ち近臣を召して大濱の諸民共に其様子を尋問せらるゝ

に所の者共申しけるは此長田は其昔由緒ある尾州侍にて候が去る天文の頃浪人して大濱に來り居住仕候彼は大剛の者にて國境の取合に度々功名仕ゆへ所の百姓尊敬して庄官に仕る去れば富貴の者なるにより諸藝の達者を京都より呼下し子供に稽古致させ候故謠亂舞は不及申武藝も不殘稽古仕る氏は紀貫之の末葉の由兼て承り及たりと申す則其趣一々信康殿に申上ければ三郎殿被開召然れば氏も賤しからず彼の兒童を召仕はるべしとて頓て彼れを召出されけるが長田は主君に敵し尤も不吉の名字なれば可改との仰にて母方の苗字を繼ぎ永井傳八と號す其後信康殿御生害有しかば神君へ被召仕しと云三河後風土記

常雄曰永井家の事安家御傳記中に其委しきを記するは無用に似たりと雖又御所縁なきにしもあらず其故は武野燭談に云永井右近大夫は三州大濱村の社家長田何某が一子なり神君に召出され長田は源家にては悪しき苗字なり改むべき由上意に依て永井と稱す安藤帶刀直次未だ彦兵衛と云し時永井傳八郎と申す永井美重なる故兄弟の契約をなしける長久手の戰場にて池田勝入を彦兵衛突伏て一町程脇を通りける傳八郎を呼びて此首取て高名にせよとて勝入の笹の露と云刀和泉守兼定作迄を取せける永井驗を持て御旗本へ引返す大神君御覽有て傳八郎は高名したるなど仰られければ此首は安藤彦兵衛私に取て御目に掛け



よと申候私は高名は仕らすと有體を申上たり彦兵衛は是を知らず池田紀伊守が首を得て實験の時申けるは先刻池田勝入と見へたる武者を若侍鎧にて突伏即時に討取候武者振り比類なき働きに相見へ候聞しき中誰とも名は不承候と執成ければ傳八郎が實義彦兵衛の志とりく感じ思召ける其後池田輝政大神君の御婿として入來の時某が父を討たる永井傳八郎ゆかしく候面談仕度と有しかば傳八郎出て對面す池田宰相挨拶有て後傳八郎身上は如何程と尋られけるに老臣の中より千石申付たると申しければ輝政不興氣にて勝入が首は殊の外に小身に候と有し故即時御加恩ありて知行せられしとかや關東御利運の後細川幽齋翁へ公方家の法式を學び申すべしと右近大夫永井を遣はされ當家御作法潤色に選れし人なり大坂御合戰終て功を賞し法を背きし者を罪せらる永井其相組の事迄計ひけるに悉く御旨に叶ひて福島左衛門大夫御改易の時備後へ上使を蒙り最上源五郎身破滅の時も出羽の仕置を被仰付皆思召の通りに執行ふ本多上野介を由利え被遣し時も羽州山形の城にて其事を司りける其子信濃守も老臣輔佐の職を承りけると云々

常雄曰本條中彦兵衛と書して直次公の御名を尊稱せざりしは文勢自然に出たるを以て却て舊記の儘寫せるも又或は可ならんかと記し畢ね以下準之

公三十三
歳帶刀先
生に任せ
らる

○天正十四 丙戌年 公御年三十三歳

同年四月神君豐臣秀吉公と和睦有て神君の御再縁秀吉公の御妹朝日遠州濱松城へ御入輿の時京師に於て秀吉公御吹舉にて徳川家無官の人々を受領せらる井伊萬千代直政は侍從に任じ兵部少輔此外の輩は皆從五位下に叙せらる本多平八郎忠勝は中務大輔榊原小平太康政は式部大輔平岩七之助親吉は右近大夫奥平九八郎信昌は美作守本多彌八郎正信は佐渡守本多彦次郎康高は豊後守成瀬小吉正成は隼人正直次公は帶刀先生に任せられ玉ふ時の人一人の侍從十人諸大夫と羨み稱したると云諸記

安家御系譜には天正十六年四月太閤殿下の薦舉に因て御家人武功の輩任官あり直次公其御一人なり

一説に天正十九年直次公御加恩ありし時御叙爵ありしとも云
常雄曰本條詳ならざるに因て明治十一年六月六日華族成瀬小吉正家家扶内田某に會して同家祖先正成の叙爵年月を問に同家傳記には慶長十二丁未年閏四

月十八日叙従五位下隼人正とあり猶詳ならざるを以て明治十一年六月二十二族井伊日華^{直裔}家にて同家の家扶日下部某に附て同家祖先直政叙任の年月を問ふに天正十六年四月と答ふ是に依て推考するに直次公の御叙任も天正十六年四月にして安家御系譜と符合せり

公の嫡男
重能公御
誕生

○天正十四^{丙戌}年直次公御嫡男彦四郎重能公御誕生御母堂は神君

の御徒士中根助右衛門の女なり中根氏の來歴別記あり略之

公三十五
歳

○天正十六^{戊子}年 公御年三十五歳

同年四月直次公御叙爵従五位下帶刀に任ぜられ玉ふ

常雄曰直次公御叙任年月云々前條に擧ると雖も御年序の次第を以て再び爰に記載す

公威望御
使番に擧
せらる

○天正十八年神君小田原御進發の時五ノ字の指物御使番を御撰みなさる小栗又市直次公酒井與五郎島田治兵衛以下十五人に命ぜらる使番二十五人に定らるゝ思召といへども其任に堪ざる者は定めがたしとの上意なりと云々續武者略語

公の硬直
君命を完
ふし秀次
卿を服す

○天正十八年秀吉公小田原攻の節寄手の大將近江中納言秀次は神君の御勢より跡備に押給へと兼ての教令定りしに其掟を守らずして神君宮城野口を一番に責破り小田原城へ寄給ふを井伊兵部少輔思はれけん遮て兵を進め先陣せんとし給ひけるを井伊兵部少輔直政榊原式部大輔康政其順路を要し大音揚て申けるは今度小田原の先手をば駿河大納言殿奉て軍兵を進むる處に何人なれば法を背き先陣をばせんとするや一人も通すまじとて手鎗を取て怒りけり秀次の家人吉田修理允不取敢是は近江中納言秀次卿の軍勢なり秀吉公の仰に依て先陣に進むと云榊原打笑ひて夫君子には二言なし秀吉公の仰として徳川殿を先手とせらる其詞を翻へし秀次卿を先とせんや押して通る者あらば討取れ者共と詈れば其郎徒は不及云相従ふ徳川衆本多豊後守廣孝小笠原兵部少輔秀政後信濃守内藤彌次右衛門尉家長保科甚四郎正光松平和泉守家乗酒井河内守重忠子息右兵衛大夫忠世後樂頭酒井備後守忠利七初興永井右

近大夫直勝以下一勢々々相進て既に珍事に及ばんとす修理允之を見て無詮ことゝや思ひけん味方の勢を引退く神君是を御覽じ被仰ける趣は先陣の御心懸尤も感ずる所なり兼てより先陣は家康可勤と蒙仰候へども聊論ずる所存にあらず年若き大將の先登望玉はんには家康態とも陣を開き先陣を譲るべし家康はかゝる小事に心を掛け先手の論功を立ん志には侍らず小將匹夫の健士等家康如き強將の其力を借ずんば争か功を立つべきと常々思案候故先を論ずる心なし況や貴客は秀吉公の御親族にて候へば争か先後を争はん小田原勢をば家康が一手を以て切崩さんと小田原迄追込たれば危き事も候はねば先手に進み給ふ共御氣遣ひは候まじ乍去小田原は程近く候なり其上敵は地戦尤も案内能く知たり御人数は客戦なり如何なる術か仕けん凡軍の法と云は暮に及んで敵近き山下に陣取ん事なきは兵書にも顯然たり然れば今夜は此邊に堅く屯を調て明日の御登り然るべく候はんか是は貴

客の爲のみならず秀吉公の御爲めなり味方の一將利を失へば残兵全からざる事古今其例繁多なり故に家康が所存を不殘申なりと思ふ様に嘲弄させる此口上は帶刀なり茂助を添て被遣萬一帶刀延慮して申殘す事やあらん承れとて被遣秀次の陣に往て使に來る由を申す取次にて聞んとありしに帶刀が申しけるは合戦の評議に依て大事の使に候へば御直に申上げんと云則秀次對面す帶刀不臆進み出て家康公御口上風情に過て申けり秀次は聞之嘲弄の詞を怒り其色變じたりけれ共秀吉公の聞を恐れ且又法を背く事我方に誤有て家康公の道理なれば心を静め怒を押し被仰越其趣尤至極候なり先手の輦の不調法は秀次御免を蒙りなむと懸懃に返答して二人の使を返されけり家康公の詞に隨ひ秀次其夜は箱根山半腹に陣取て箒を焚て夜を明すと云_{三河後風土記}

常雄曰本條に帶刀とありて姓氏を記せず當時帶刀に受領せられし人は堀尾帶刀俗稱茂助直次公外に山本帶刀なるものありと雖もかゝる御使を務むべき人にあ

御年三十
八歳御加
増

らず直次公常に神君の御側に從侍し玉ひ別して今度の御使の如きは御當然の御人選にして實に尋常一様の人の務まるべきにあらす神君の御意を恐察し事の始末を考るに必定直次公なるべしと覺ゆ故に爰に記載して思考を擧ぐ猶識者の後説を待つ

四十

○天正十九年辛卯年

公御年三十八歳

同年直次公武州那賀郡小平村同兒玉郡關村十條村にて合て千石御加増御朱印に見ゆ

常雄曰以前の御持高舊記に詳ならず案するに四千石歟右の御加恩千石を合して五千石ならん歟其の後慶長六年公四十八歳の御時御加増の條を推考して記し畢ぬ

公御年四
十五歳

○慶長三戊戌年

公御年四十五歳

同年神君御在城の時直次公に御鳥見の者十人を支配すべき由命

御年四十
六歳伏見
城防守

ぜらる安藤家御系譜
並に御傳記

同四己亥年

公御年四十六歳

同年春石田三成竊に諸將を語らひ伏見御居城を不意に襲はんと

石田三成
を説き諸
將の亂謀
を鎮む

す此由泄れ聞へければ榊原康政を始め直次公等の諸士關東の味方を將て伏見城を守護せらる板坂ト
齋記

○同年閏四月三日加賀大納言利家公逝去後諸將石田三成を憎み己に騒亂に及ばんとせるとき神君御二男結城少將秀康卿を以て石田を説得し江州佐和山に至る秀康卿の供奉として直次公只一騎相從ふ前田利勝公一味の大名途中に待て打んとて忍びくに打立兵を伏せ待ける處に結城少將秀康卿石田に並て打連らる押向て軍せば秀康卿も打死あらん然らん時は徳川殿に敵對するに同じとて兵をひそめて引返す危かりし事ども也三河後風土記
觀元軍中日記

常雄曰直次公の供奉を命せられ玉ふ事は神君の御深慮なるべし此役や實に尋常の供奉と異なる知るべきなり其選に遇玉ふ事武門の榮譽と云ふべし

○慶長四年九月重陽壬辰の刻神君大坂城に御出仕豊臣秀頼卿御對顔あり石田三成が徒黨謀て害し奉らんとす神君兼て其隱謀を知ろし召しければ御對顔の次の御間迄供奉の人々を止め置せらる

大坂城に
於ける神
君と秀頼
卿と對顔
供奉

四十一

此人々には井伊直政本多忠勝榊原康政牧野康成永井直勝本多康高渡邊守綱直次公なり何れも樊噲の勇威を示しける石田が黨の企謀空しくなりけるとぞ重陽記

○同年伏見城にて御鐵砲の者四十人小栗忠左衛門が支配せし御鳥見の者十人都合六十人を直次公に支配すべき由命じ給ふ御系譜

公御年四十七歳關ケ原役に從軍

○同五庚子年 公御年四十七歳

同年石田三成が黨蜂起せしかば九月朔日神君江戸御出馬直次公には御使番にて供奉し玉ふ是關ケ原の御陣關ケ原始末記此書なり

常雄曰關ケ原御陣には神君の御旗本勢に爭戦なし依て直次公にも只御使番を勤られしのみにて別に御接戦はなかりしならん

○慶長五年直次公の御弟安藤重信公御叙爵對馬守と稱す重信公御傳

○同六辛丑年 公御年四十八歳

封祿よりも人格を重視す

○同年直次公五千石の地を増し玉ふ神君の御側に召仕はれし舊功の人々一萬石を給はりたる中に直

御年五十増二歳御加

○同十乙巳年 公御年五十二歳

同年直次公二千石の地を加へ賜ふ安藤略傳
常雄曰安藤彦四郎重能公御傳記を案するに慶長十年直次公御年五十二歳遠州川

次公のみ横須賀にて五千石を賜りぬ神君はひとしく一萬石なりと思召し或る時成瀬正成直次公と共に御前に伺候せる時汝等に一萬石の領知を與へぬ仕置法度は如何するぞと御尋ありけり成瀬臣等皆一萬石なり其中安藤は五千石なりと申す神君大に驚かせ玉ひ予は横須賀にて實に一萬石と思へり汝成瀬と共に數年武功を重ねて與ふる所の祿なり何ぞ多少を分たんや然るに汝色にも顯はさず詞にも出さず不怨不愠して今日に至る實に恥かは敷心底なり是篤實の至り忠義の實といふべしとて即刻五千石を加へられ且其年限を計るに十年に及びければ是又五千石十年の米穀を積りて一度に下し給はりぬ所納米五萬石に及びし是より直次公御家豊饒なりとぞ安藤御傳記明良洪範武將感狀記

崎にて五千石江州伊香郡西河原村東柳生村高田村武州見玉郡穴師村四ヶ村合て
二千三十五石御朱印一通に有りと記す然らば此年一萬二千三十五石の御高とな
りし歟直次公御傳記には公四十八歳の御時五千石御加恩ありて公五十二歳の御
時二千石の地を加へ賜ふとあり前後一萬二千石なり後元和元年御高の内より三
千三十五石を御分知して安藤直政公に附與し玉ふ

公の諱言

○慶長十年四月廿四日台徳院殿公秀忠御上洛被遊ける時御三人様尾州様
並に駿河様公忠長供奉被遊けるに御行列順は尾州様紀州様駿河様
水戸様如斯の次第に可被成と御觸有之駿河様は水戸様より御先官なる故如斯と云直次公
御聞遊ばされ候て御官位は兎もあれ御三人様は正しく權現様の
御子様方の御事なれば其行列の中へいかに御子様にても駿河様
秀忠公の御二男をに入れ玉ふべき筈にてはなしとて御前へ行て此儀可申直
とて御前へ被爲出けるにはや御寢所へ御入被遊候を御寢所迄御
出被仰けるは此度の御行列の儀不可然候御三人様は正しく權現
様御子様方の御事なりいかに御先官なればとてケ様には不被遊

眞治公御
誕生

筈に御座候と被仰ければ台徳院様仰には曾て此儀不知との御意
なり直次公被仰けるは左様に御座候は、御行列致し直し候て觸
させ可申哉と伺ひ被申ければ兎も角も可然様に可仕と被仰出依
之尾州様紀州様水戸様駿河様と御行列定り候となり見開
○慶長十二丁未年 公御年五十四歳
○同年飛驒守直治公於駿州御誕生此公御傳記後巻に詳なり
○同年七月三日神君駿府御城に移らせ玉ふ尾公御年譜
○同年直次公に五千石の地を加へ賜ふ安家御系譜
常雄曰安祿高は別に巻中に記載す
○同年本多上野介正純成瀬隼人正正成直次公共に駿府の御老中職
に命ぜらる國影書章記

御老中職
拜命

按ずるに直次公正純正成と駿府の御執政の事安家御系譜には慶長年中と計り記
せり然れ共關ヶ原御陣後天下一統の時幕府を台徳院殿に譲りて本多正信大久保
忠隣青山幸成内藤清成を江戸の政務に任せられ神君には駿府に御徙移有て正純

正成直次公三奉行連判に任じらると林春齋記に見えられたれば駿府御徙移の其年を三人御老中職と記し且駿府政事録を以て其比の御政務の事をも證とし擧ぐるのみ

○同年遠州横須賀の諸士を支配すべき旨を直次公へ命じ玉ふ安家御系譜同

御傳
抑横須賀の諸士と稱するは神君駿遠御討入の頃より先隊の將大須賀五郎左衛門尉康高に支配すべしと命し玉ひ軍毎に横須賀在住の諸士武勇を顯し康高卒して子なし出羽守忠政をして康高の家を繼せらる忠政は榊原式部大輔康政の長子なり忠政をして外祖父の家を置く此年九月出羽守忠政卒す其子國千代幼少たるに因て横須賀の諸士を直次公に支配すべしと命じ玉ふとぞ安家御系譜同
常雄曰大須賀康高の略歴は猶元和三年の條に記す

○慶長十四 己酉年 公御年五十六歲

同年十一月五日直次公江戸城へ到着是神君の御不例不重の旨を將軍家秀忠公御代に達すべしとの御使を蒙らせ玉ふ尾公御年譜

○同十五 庚戌年 公御年五十七歲

神君御不例

賴宣卿に御附屬

○神君第十の御子賴宣卿源龍御九歳の時駿遠參三ヶ國の内を加へて五十萬石を賜ふ此時直次公に賴宣卿の御附屬を命じ玉ふ然れども御老中の職務は其儘にて相離れ玉はずとなり安家御系譜同

安家御系譜に此年横須賀の諸士をも指揮し玉ふとあり
按ずるに此件慶長十二年に將軍家より命を奉ず今賴宣卿に附屬すと雖も猶諸士の指揮は舊の如しと云なるべし依て本條に諸士をもとあり是を以て證とす

○賴宣卿は慶長七年 壬寅三月七日伏見城にて御誕生御母堂は正木賴忠の女後院殿養同八年 癸卯十一月七日常陸水戸に於て二十萬石を賜ふ同十一年 丙午年八月御元服し玉ふ御歳五歲

○一説に御母堂は正木左近太夫平康善入道親齋が女なりと慶長十一年八月御元服の節又五萬石添させられ常陸介賴將と稱せられ後賴宣と改らる慶長十四年水戸を轉じて駿遠兩國を拜領す元和元年大坂夏御陣賴宣卿十四歳御初陣なり直次公水野出羽守御介抱奉る元和四年紀伊國に封ぜられ玉ひ明年八月十八日和歌山御

公の分別
才智武勇
を神君よ
り認めら
る

入城此時御供奉の人々を世に駿河越と言ふ商賈の者も駿遠より御徳恩を慕ひ移住せし者もありと傳聞す

紀伊全州勢州半國を添られ五十五万五千石を賜る寛文六年五月

御隠居同十一年正月十日御逝去御年七十歳南龍院殿と稱し奉る

常雄曰南龍公の御臺所は加藤肥後守清正公の御女なり故に紀伊徳川家には清正公より被贈し御傳來の御重器許多なりしと傳聞す

○武隱叢語に尾張義直卿江成瀬正成を附屬とし水戸頼房卿江中山

備前守信吉を附屬の命あり時に神君頼宣卿を召れ其方江直次を

附く直次は分別材才智武勇皆兼備へたれば取分けて申立る事なし

との上意なりと云

○武勇物語に云安藤帶刀直次成瀬隼人正正成中山備前守信吉を尾

張宰相殿紀伊常陸介殿水戸左衛門督殿江御附ケ候時先ツ尾張殿

を召し成瀬隼人が軍功才智指を折て仰立られ進ぜらるゝ又水戸

頼房卿江中山備前守村瀬左馬介由來を段々仰聞られて御附成さ

る又紀伊頼宣卿を召れて御意には安藤帶刀を其方へ附候帶刀は

申立る事一もなし仔細は分別才智武勇全く備りたる故取分て何

を申立に可仕様無之皆能き故なりと仰渡されしとなり武功要名秘録
續武者物語

○明徴録に曰烈祖初欲以松平康重周防守永井直勝右近大夫爲尾公及紀州

傳二人皆辭曰臣等若得在麾下雖執賤役所不辭也烈祖病之憂形於

色直次聞之與成瀬正成請分傳二公烈祖大喜乃以正成傳尾公直次

傳紀公云々

○駿河土産に曰權現様駿府に御座被成候節尾張殿紀伊殿御兩家江

御家老職の人一人づゝ御附可被成との思召にて松平周防守永井

右京兩人江御内意有之候處に右兩人共に譬ひ御草履を取候て成

とも其儘御旗本に御奉公申上度との願ひに付御免被成候との取

沙汰なども有之候に付其跡にては人に寄りちと御上よりも被仰

付にくゝ下にては御請も仕難く可有之かと諸人さゝやきあひ候

となり其折しもちと御持病なども御差起り被遊御食事の御進み

も無御座夫故御鷹野にも不被爲成候となり其時安藤帶刀成瀬隼

公の忠誠
紀井殿へ
御家老傳
となる

公の深慮
大身の所
屬を退く

人兩人打寄密に相談被致候は此間大御所様には御兩殿江御附人の儀を殊の外御苦心に被思召候との御事に候何を仕るも御奉公の事に候間兩人申合せ御願可申上との義にて私共の様成不調法者共にても不苦被思召候は、上意次第に御兩殿へ御奉公可申上とあり候へば權現様殊の外御機嫌にて兩人の志御満悦被成御兩殿江は御附置被成候へども只今迄の通り公儀の御用等を不相替被仰付候間左様に相心得可罷在旨被仰渡尾張殿江成瀬隼人正紀伊殿江安藤帶刀御附被遊其後水戸城江中山備前守を御附被遊候となり

○慶長年中右兵衛督様公尾江爲御旗本山村甚兵衛百七十五被爲附常陸介

○慶長十六辛亥年 公御年五十八歳

秀頼卿より名刀を受く

同年四月神君義直卿頼宣卿の兩卿をして二條御城より大坂城へ往しめ玉ふ是より先秀頼卿二條御城江御來臨ありしを謝せらる此時直次公は頼宣卿の御介副として大坂に到らせ玉ひ秀頼卿にまみえ玉ふ秀頼卿より直次公江助眞の御刀を下し置るとなり賜

附御年譜 常雄曰助眞刀は備前相模遠江に同名の名工あり就中備前助眞は一文字一派にして古名劍の其一なり常雄未だ其刀を一覽せざれば備相遠何れの作たるを知らずと雖も秀頼公よりの賜物何れにも名作ならん事必せりかゝる名刀を賜ること實に御名譽の御事ならずや

二代將軍より黄金御馬御時服を賜はる

○慶長十六年十月神君駿府より江戸江御發輿直次公本多正純供奉同十一月駿府江御歸輿の御沙汰あり將軍家公秀忠御饗應同月十三日將軍家より直次公初供奉の老臣等江黄金御馬御時服を賜ふ政事

按するに安藤家に古鏡を所藏す其鏡に葵御紋あり去れ共御紋徳川家の象近世の御紋と異り且鏡の傳來も詳ならず因て竊に或老人に御紋の事を問答て曰葵御紋昔は六葉葵車葵と稱し其形大に異なり今の代に葵御紋と稱するは常憲公徳川

將軍綱御代の比より慥に定れり昔諸臣江御馬被下の時は御馬具を添て賜ひし也
吉公 今も家々に御馬下されの時の御馬具を珍藏すと此説に因れば右の御鏡は直次公
供奉の時御馬拜受ありし御馬具の一なるべし爰に政事録に見えし處を以て記す

○慶長十八癸丑年 公御年六十歲

○神君駿府御發輿直次公本多正純外諸老臣御近臣百餘輩供奉同十
月十八日江戸御城江渡御同十九日將軍家御饗應直次公正純直勝
江御料理を被下政事録

○一切經三藏夾註に第一藏經舊本在于江州北郡菅山寺卷數凡五千
七百十四卷缺本若干卷慶長十八年某月命有司安藤直次本多上野
介彦坂九兵衛請得經本以納増上寺云々年表平

○同年九年甲寅年 公御年六十一歲

○同年正月二十四日本多佐渡守正信同上野介正純土井大炊頭利勝
直次公安藤對馬守重信君等兩御所御旨を蒙らせられ連判狀を以
て大久保相模守忠隣江遣はさる政事録

大久保忠隣
隣問の
使者

按するに大久保忠隣此前年命を蒙り京師に赴き耶蘇宗門を禁制せしに求金の毀
りを得て忠隣が罪を御糺問ありしなり

○同月二十七日神君駿府江御歸輿

○同年二月三日本多正純直次公成瀬正成に駿州沼津城を破却すべ
きの命を蒙らせらる此城は大久保治右衛門忠佐が守る處なり佐忠
伯父なり

○慶長十九年十月朔日京都所司代板倉伊賀守勝重の許より豊臣秀
頼卿大坂城に楯籠るの由を注進す同月十一日神君大坂御征伐御

大坂征伐
に従ふ

出馬頼宣卿十三歳にて御出馬に従ひ玉ふ直次公頼宣卿の御介副
として御發向なり

○同月二十三日神君御上洛同日將軍家江戸御進發

○同年十一月十一日二條に於て兩御所御對顔以上五ヶ條尾公
御年譜政事録

○同月十八日神君の上意を蒙り直次公味方の諸將小屋割を御下知
あり是俄に住吉御陣營を茶白山江替させ玉ふとなり安家御系譜
同御年譜

○同月慶長十九年十一月二十九日神君直次公を召して野田福島の寄手に軍法を示すべしとの上意なり直次公夜に入て御出られ野田福島馬口勞淵等の爲體且寄手皆鐵砲を先隊とし押寄候と言上し玉ふ政事録

○同年十二月二日神君本多正純直次公成瀬正成僅に十騎計りを御召具し茶白山より大坂城邊まで至らせ玉ふ是は敵の動靜を御覽ぜられ申の刻還御政事録

神君の部
署に参興
す

○爰に井伊掃部頭直孝は佐和山の士卒を相具し大坂表へ馳向ひ神君の御前に出て私儀未だ身を試したる事無之候得共御訴訟は申上がたく候と言上して退去ありしを神君聞し召れ直次公を召れ只今直孝が一言身を試し不申候との儀所詮御先手を望むの心底なるべしと上意の時直次公誠に尊意の如くに候と仰られければ又直孝を召出され先程の言上聞し召れ藤堂和泉守同様に御先手を勤むべしとの上意なり直孝覺書

○井伊直孝大坂冬陣の時物見の士二人を遣しけるに雨に逢て歸り

公の智辯
二將の部
隊を安全
にす

けるを直孝自分著用せられたる小袖二ツを取て其二人へ與へられけり扱直次公の許江人を馳て我等しかくの事にて只今著替へ候服無之候小袖貫度候と申ければ直次公直に小袖を其使の者に渡し贈られける直孝其小袖に皮袴を著し神君の御本陣江参られしとなり燈前夜話明瓦
洪範常山紀談

○慶長十九年十二月四日大坂御陣に南條中務が内通露顯せしをしらで寄手藤堂和泉守彼持口江向ひし處城中より嚴敷防ぎし故藤堂勢は引取がたく加賀越前彦根の勢我劣らじと眞田丸江懸り夥數手負死人出來せし時神君殊の外御怒り強く下知もなきに何れのうつけ者が猥りに堅城へ攻懸り兵を損ずる早々引取らせ候様との事に付追々御使番を遣はされけれ共なかく引上ず其時直次公江被仰付速に御引揚に相成候由此時直次公は朽葉色の母衣掛けて堀際に至り御下知を傳ふ火砲の來る事烈しと雖も更に撓み玉はずと云々安家御傳
大坂記

常雄曰長沼澹齋翁の兵要録註解に大坂御陣の時に前田家と井伊家の備にて真田丸を攻る時に兩家の備に手負人多くある由を神君被聞召て人数を引揚る様にとの上意を御使番を以て度々被仰遣しかども兩家互に見合て引揚ざる故彌手負死人多く成るに付安藤直次を以て御使に被遣たる時直次の詞に一番に敵受け近き備へより引上げよと申傳るに依て其一番と云詞に兩家面目を得て各引揚たる事ありと云右等は全く詞の働にある處なりと澹齋翁説れたり

○同書中に大坂陣の時阿部四郎五郎は先手に御使に行て歸るに竹束の外を通りたる故に安藤帶刀殿是を見て被申には入らざる所の勇氣立なり合戦には勇み用心には怯れかしと云諺を知れと云れしなりとあり深く意を用ひられし事と諸人贊美せりと云々

○同書中に壘壁近く直に進而身及從僕共避銃便利云々は註解數ヶ條の古傳を引て軍中使番の法式を説きし最後に大坂陣の時安藤帶刀直次真田丸の方に御使に行たる時此術を用て無恙勤めたりと云々

常雄曰凡軍門の斥候使番等は軍陣の眼目にして一度び誤つ時は全軍の敗を成す尋常の士の務むべきにあらず直次公の舉動此の如し後世兵家者流の龜鑑となる事豈美事と言はざるを得んや敬服して以て記す

公勇法の適用を脱

斥候、傳令の妙術

賴宣卿の英明

○慶長十九年十二月十九日大坂征伐和睦直次公には賴宣卿の御前に進み出で玉ひ合戦御扱に相成候旨仰られければ賴宣卿聞し召され扱々御扱に成りたるか御中直らせられ天下の爲には目出度事なり然れ共其の身の上には残念の義とて御手を打せらる直次公左様には何とて被仰やと申されければ賴宣卿仰に先日二條にて具足御著せありて武將の器量ありとの御稱譽を此度は非御目の前にて御詞を合すべしと朝夕心掛たるに其事空しく成との御事なり直次公誠に御尤の儀に候と甚だ感ぜられしとなり安家御譜略

常雄謹で曰く賴宣卿の御一言正に武將の御器量現然たり殊に御若年にして朝夕武事に御心を委ね玉ふ事實に恐伏に堪えず縦令當日の戰場に臨み玉はずとも此御一言をして數百年の今日に至るまで人心をして感嘆威伏せしむ此君をして永祿天正の間に在らしめば又何等の御功業かあらん

○大坂冬御陣御和談有けれども一端の事にて翌年に元和元乙卯年二月には又々御馬を出さるべきと兼て神君には御察し有ける故

公の深謀忠誠

前々より其事諸手江御内意を仰られ度思召に候得共大勢の事なれば敵方江洩ん所を御遠慮にて所詮不意に御取掛り有べく候間年内慶長十年冬は沙汰仕る間敷よし御家老と御密談ありし時に直次公には御圍の間に居れたるが其次の間江神君御出ありし故最早圍より出る事も成がたく熟睡の眞似して居たる内に御密談の事を承りける夫より内々家來共の氣の付ぬ様に出陣の用意致されけり翌春急に御陣觸ありて何れも周章騒がしかりしに直次公には一番に著到致されし故常々心懸油斷なき事を御褒美有ければ直次公謹で去れば其事にて候向後は隱密の御相談は戸障子を御はづし遠侍ひにても一目に見通す御座敷にてこそ御相談然るべく候去冬御密談の節私儀少々持病氣にて御圍の内に休みて罷り在候處最早次の座敷江入らせられ候間出候事成難く熟睡仕候體にて罷在候處御密談不殘承り申候右の段其節申上度奉存候得共左様候は、御密談早破れ候と申ものに候得者古人口守召仕候者にも

心付申さず候様に兼て用意申付候と申上られしとなり神君今に初めぬ帶刀が偽り無き心底智慮ある事と御感甚しかりしとなり

明其洪範其他諸書に見ゆ

○元和元乙卯年 公御年六十二歳

大坂城一部取毀を擔當せらる

○大坂征伐も御和談と成て正月三日神君京師を御發輿同二十八日將軍家京師御發途然れ共兩御所の御旨ありて諸方の寄手を大坂に残し置れ大坂城外と郭の壁を毀ち埋め候等の事を命じ玉ふ因て本多正純直次公を目代とし大坂に留めらる政事録

常雄曰本條に大坂城外と郭の壁を毀ち埋め候事云々是は大坂城外と外郭の壁と云ふべきを誤り記せしならん後の條にて濠なる事明なり

○大坂外堀を甲信諸國の人夫を聚めて頻りに埋め立ける程に内堀をも埋め立ければ大坂の奉行人大に驚き兼て御約束も候に其約に違ひ候早々是を止めらるべしと沙汰しけるに正純直次公には夫は御尤の事に候早々止むべしと返答有て馬を乗り廻し人夫に

急ぎ此堀あの堀を埋めよと下知ありければ人夫共は勢ひ掛りて終に内堀をも埋め立ける大坂の奉行人も詮方なく見へしとぞ人

○元和元年正月二十四日神君御旅館江直次公參著有て大坂城割等の事を言上し玉ひ其夜御密談ありしとぞ

○同年二月十四日神君駿府に還御同日將軍家江戸に御歸陣

○元和元年四月豊臣秀頼又大坂籠城の由注進

○同月四日神君駿府を御進發此時頼宣卿十四歳にて御出陣

○同月十日將軍家江戸御出馬

○同月十八日神君二條江被爲成御對顔以上政事録

○同年五月五日神君二條を御進發の時頼宣卿には門内に御腰を掛させ玉ひしに直次公一人馬にて吹貫の小馬印計馬脇に具せられ堀川の川端をあなたこなたへ乗廻し人數の行列の次第を指揮し玉ふ爰に於て頼宣卿御出馬なり假名略

再び大坂戦へ従ふ

紀州勢の活動

藤堂勢を整頓する公の戦術

同日夕神君御親子星田に御宿陣頼宣卿はウルミ朱の御具足に雉尾の御腰篋を著し御磨を御腰に指れ直次は何處に居候やと御尋に付芦川甚五兵衛尋に參り候處に小姓に髭を拔せ鬚際を剃せ居られ候に付此由を申上候へば直次は實盛を慕ひ候と仰られ御感じ被遊候安藤藤堂前雜話

○同月六日御味方大坂城攻の時直次公歩士一人を頼卿の許に遣はされ只今城兵押出し候に付御先手既に御合戦始まり候と告られければ頼宣卿其者に横須賀の兵士并に直次共に早々進むべしと下知せよとの仰に歩士畏り候と其旨を申傳へければ諸勢一同に押出しけれ共路悪く先勢に支へて道はかゆかず其曉に平岡に御著陣なり紀公御譜略

此時直次公御手前の士卒を頼宣卿の御備に置せられ御一人神君の御側に候ひしとぞ同上

○元和元年五月七日諸方の寄手大坂の兵と挑み戦ふ時井伊直孝が

備大に亂れ立けるを神君の御下知を蒙り直次公命令を傳へ井伊家の敗兵を盛り返し城兵を追退ける此時藤堂家の備も崩れ立けるを直次公御下知ありければ高虎が備立直し城兵を追討ければ藤堂高虎大に直次公の御指揮を賞譽せられしとなり安家系譜大坂記

○神君大坂を御取刃の節紀伊頼宣卿御年十四歳にて御初陣也神君御喜悅不斜然るに御先鋒の願雖有御免許なし依之御心中朦朧として御勇勢なく渡らせ玉ふ處大坂御手合の争戦に御取蒐りに及ばせらる神君茶白山を以て御本陣に定めさせ玉ふ其節幌武者二騎押並びて頼宣卿の御陣へ乗附茶白山より御使山上彌四郎内藤長助なりいかなれば御陣を進ませ玉はさるや御遅參の趣上意なりと云捨て馬を返しぬ頼宣卿驚かせ玉ひ即刻御陣を繰出したる御本陣の山下に至り下馬に及ばせ安藤帶刀直次公頼宣卿の御手を採り神君の御牀几前に至り御勝利の御賀を演達し玉ふ其時神君上意にいかなれば遅參なるや手合の戦功夫々にあり其方の遅

時予以て口惜しと仰られける頼宣卿御答へに御不審を蒙り奉恐候當表陣割御定の節若年ながら先登の御願致候得共幼弱と思召候哉御免許無之因て思込み候心勇くじけ右に付遅參致候勿體なくも尊慮の程奉恨候と落涙に及ばせ玉ふ神君御言もなくおわしけるの處松平右衛門太夫正綱御諫申候は今日御手に合せられず候迎御歎なされまじく候未だ御幼少に渡らせ玉へば後戦に御軍功然るべき旨を申上げれば頼宣卿右衛門正綱の側に進み寄せ玉ひ其方聞えざる事を申者かな我十四歳の今月今日生涯に又と可有之哉若年と謾り今の放言小兒だましは聞入らずと憤色して云正綱恐入て曰蛇は一寸にして其器を知り虎は生るゝよりして南山の谷を越る宜なる哉君の御祕藏あらせらるゝ事子を觀るは親なりと嗟嘆せしとなり此時神君の上意に幼若と雖も予が子なり唯今の勇言は今日の鎗なるぞと仰られし依之諸武士皆頼宣卿の御才器御健盛なるを敬ひけると云萬治元年戊七月二十四日記

伊家の臣加納五郎左衛門直信布施佐五右衛門重昭兩士の留書に
此御名譽を擧ると云古今見聞夜話
篤堂雪窓著

常雄曰本文中頼宣卿の御一言勇氣中より出發するは論を待たず實に千載の金言
と謂つべし後世此一言を以て遊惰生の心頭を砒す只惜哉文章粗劣隔靴の嘆なき
にあらず

神君公を
愛用す

○大坂御合戦御味方御勝利にて直次公黒地の打懸の打飯の御紋御
指物汗馬に鞭を上げて馳せ來り玉ひ頼宣卿を御覽せられ馬より
下り立申されけるは只今面白き事の有つるが最早相濟候とて頼
宣卿の御手を取らせられ兩御所おはします茶白山江登らせ玉ふ
斯て直次公には御息合迫り候故水を飲むべきと思召神君の御腕
江手を掛けられしを御膳番何某は御腕を爲取間敷と争ひ候へば
ケ様の時には不苦と被申を神君聞し召て直次が申所尤に候彼等
不案内故にと上意ありしとなり言行錄
前雜話

○駿河土産に曰大坂落城元和元
年夏の刻權現様には御持旗御長柄等の儀

は住吉邊に立并べ候様にと御下知被遊御自身様には茶色の御羽
織に下くゝりの御袴を被爲召住吉と城との間にある榎木林の内
に山駕籠に被爲召御座被遊御茶を被召上候とて松平右門大夫江
被仰候は城方の者共の心には身共は住吉に控へ居たると思にて
可有最早軍には勝たるもの成れば身を大事にしたるは能きぞと
ある上意にて御笑ひ被遊候となり其處江直次公乘來り馬より下
り御前にて合戦の次第など申上御茶辨當に附居候坊主衆江向ひ
身共何ぞ一杯給へ度と被申候得ば坊主衆聞て御前の御茶碗より
外には無之となり直次公聞れ御前の御茶碗にてもあれ跡にて濯
て置たらばよささうなこと成と被申候を神君御聽被遊坊主衆江
被仰候は帶刀が咽の乾くと云ふになぜ早く吞せぬぞケ様の時節
上下の隔が有ものか空氣者めとの上意にて御叱り被遊候となり
直次公退出被致候處神君茶白山江御上り被遊候略下
大坂御陣の時大坂方の將何某一説に木村長門
守重成とも云神君の御本陣に夜討し

けるに御陣中殊の外大に騒ぎ立て狼狽す此時神君御聲高く高音くくと仰られけるに貝を吹者一人も高音を立る者なし折柄直次公あたりの貝を取て高音を吹立くしければ追々諸陣中より援兵來り御本陣も整ひ退散しけるとぞ

常雄曰此條世間の人の能く知る所にして大坂戦記等には見へすと雖も記しぬ

○直次公の御嫡男彦四郎重能公は成瀬豊後守組にて台徳院殿の御小姓なりしが重能公常に人に語られけるは武士生長して諸方の事に逢ひ武功多く討死なさずして世を送るは左まで勝れたる勇士とは云ひ難し唯潔く討死せんこそ本意なるべし今日一番首といはば彦四郎一番に討死といはば彦四郎と思はるべしとて元和元年五月是非敵に掛れと申さるれ共助右衛門同心せず待受たる箭先に如何にして掛らるべきといふ重能公其箭先に掛りてこそ勇士とは云へけれ去れば掛りて見せむと言るを押止れども少しもためら

嫡男重能公戦死の際の態度

はず敵の中に駈入て討死しけり此時直次公馬上に塵を把り軍兵を下知しける時從者彦四郎の君の屍を引除けむとするを見て犬に咬せよと言て乗り廻り北る味方を立直せしが軍終りて後大に愁傷の色あらはれしとぞ安永傳記大坂

明良洪範に從者來りて重能公の討死を直次公に告ければ聞し召し武士の戦場に身を捨つるは素より覺悟の事なりと言放つて猶塵を揮て味方を下知し玉ひ重能公の御遺骸を從者の負て退きけるを直次公見玉ひて其所に捨置て犬の餌食にせよと申されながら猶敵兵を追立玉ふ去れど後に大に御愁傷ありしとぞ

○彦四郎重能公は元和元年五月七日大坂に於て戦死御年三十歳大坂長福寺平野村にありと云にに葬る西現院殿法譽奇想大禪定門其後三州明眼寺に御送骸し改葬す御號して曜源院殿と稱し奉る大坂御陣終りて後將軍家より直次公へ台命ありて重能公の御跡式を繼せらる爰に於て直次公の御外孫椋原壹岐守政長主の長子山三郎直政を

重能公の後胤

重能公の御女に御婿養子御願有て重能公の御跡を繼せらる重能公御宛行はる高千石に直次公御領地の内三千餘石を御分知合せて四千三十五石の御知行とし御旗本に召出され安藤彦四郎直政主後號と稱す御子孫連綿たり後年御高四千五百三十五石江戸市ケ谷左内坂に住し玉ふ安家御傳記

常雄曰左内坂御邸舊來より御永住の所明治八年六月御邸地共に賣却し御當主弘三郎直禮君は御宗家邸内に寓居し玉ふ事凡兩三ヶ年後又御舊領埼玉縣下武州兒玉郡關村に閑居し玉ひ且は東京に寓し玉ふて御住を定め玉はず本條御分知三千石餘とある餘の高は三十五石なるべし

重能公の雅懐

○彦四郎重能公戰死の後或人より重能公御讀遺され玉ひし御歌とて一首を送られしを記しはへる御審記に見ゆ

忘られて我身しくれの故郷にいはいは、やものを軒の玉水

○大坂御陣に菅沼主水定實先陣の鐵砲頭なり戰に及で部下の兵處處に散亂して血戰す定實一騎進み戰て心に討死を決す亂軍の中

公の一言衆口を閉づ

其奮戰を知る者なきを憂ふ幸に直次公此亂軍の中を馳せ通るを見て定實呼でいふ我部下の兵四散苦戰某正に奮戰して死せんとす願くば君今日の證人となれと直次公曰く單騎冒進するは隊將の爲さざる所なりと定實則ち止る合戰終りて後各功を論じ勇を議するに當て人々定實の戰死せざるを譏る者多し定實之を辯解するも衆人更に服せず直次公其席にありて默然として睡るが如く此事を聞ける者の如し定實直次公に迫りて云君何ぞ一言を以て我戰陣中の事を辯ぜざるや直次公暫くして眼を開き從容として云出玉ふは乳臭き小兒の輩何事をか知らん帶刀に於て能く承知せり百口噉々何ぞ心頭に掛るを得んや夫單騎冒進は一兵士の事隊將の職に非ず在上の君公能く主水の其職を守るを知玉ふと是御一言にて前の衆口噉々たる者頓に閉口せしとぞ校合雜記

常雄曰横須賀根元記に大坂之役に博勞淵にて祖父直次公敵船乗取り船印と一所に分捕被遊候螺なり世々の家珍なり忽にすべからず委は大坂記に見えたりと云

元祿三年午九月

九鬼半十郎隆廣

本文に祖父直次公とあるは御子孫の内九鬼家に御所縁あるか或は直次公を外々にては祖父と總稱せるか尙可考

○元和元年 六月二十九日日本多正純成瀬正成直次公等神君の御前に於て織田民部同刑部訴訟の事を言上ありて民部罪科に究る旨被仰出政事録

常雄曰元和元年六月十一日古田織部正重照高石一坐于大坂之事賜死邑除すと除邑録に見えたり織田民部の事は同書に見えず尙可考

○同年七月十九日將軍家公秀忠伏見御發途被遊

○同八月四日神君二條を御發輿被遊此日將軍家江戸に還御

○同月二十三日神君駿府に御歸府被遊義直卿賴宣卿供奉し玉ひて

駿府に御歸陣以上三條政事録

○元和二 丙辰年 公御年六十三歳

○同年四月十七日神君薨御御年七十六歳御遺命に仍て駿府に義直

神君公に遺命す

卿賴宣卿を置せ玉ふ假名御譜略

○神君御病氣日を追て御大切に見えさせ玉ふ時に直次公成瀬隼人正を召て汝等義直賴宣を能く輔佐し心を盡すべし兩人に野心を挟む事なからむ様に諫むべし若し野心の事あらば黄泉の下に在りて汝を勸發すべしと命じ玉ふ洪範

泰平年表に云梵記十八日元和二當山駿州久御移之處神君の御靈を同地所を年寄衆本多上野介土井大炊頭直次公成瀬隼人正松平右衛門板倉内膳秋元但馬以上七人各評議にて亥刻定夜まで普請也云々

因曰日光神庫に收る所の御神像並松平甚太郎家忠或はを初め二十將の内直次公は其御一人なる事を記せり泰平年表

常雄曰神靈御遷移等之節は直次公外御年寄方専ら御關係の由且元和三年三月十五日久能山より日光山江御改葬の節直次公を初御年寄衆等専ら従事し玉ふと泰平年表に見えたり是事や御譜代中にも別て親近の方々にあらずんば此御役に従事し玉ふ事なかるべし是等を以て君臣の御厚き事を察知すべし

○元和三 丁巳年 公御年六十四歳

日光山へ御改葬の供奉

○同年三月十五日神君御靈柩下野國日光山江御改葬是御遺命に依てなり本多正純土井利勝大炊頭松平正久右衛門大夫板倉重昌正内膳秋元泰朝但馬頭成瀬正成正半人直次公中山信吉備前守榊原大内記御靈柩の供奉として同年四月四日光山に到らせ玉ふ安家御系譜

○同月十六日御靈柩を御正殿に奉還同上年上尾譜

○同年十月直次公遠州掛川城主被仰付一萬石御加増有て合て二萬石を領し玉ふ安家御系譜

掛川城主被仰付

公横須賀の諸士を支配す

元寛記事に此年元和三年二月朔日直次公遠州掛川城主被仰付二萬石を賜ふとあり

常雄曰安藤重能公御家譜には此時元和三年掛川御城主の時直次公御高二萬二千石と記せり

○榊原遠江守康勝は元和元年大坂御陣に卒す嗣子無之此春大須賀國千代忠次をして榊原家を繼しめらる忠次榊原式部大輔に任ず仍て大須賀家は絶たり是より先國千代忠次幼少たるを以て横須賀の諸士を直次公に支配すべしと上意あり此年亦忠次上州館林城に封を移さるの時頼宣卿駿遠は御領地なれば横須賀の諸士頼

宣卿に附屬し直次公の組に上意あり就て神君直次公を召して横須賀の諸士姪子迄一人も散さず三萬五千石にて可抱置との上意ありしとなり紀公御譜略藩翰譜安家御系譜

按ずるに此説二代將軍家の御代の事なるべし舊説に横須賀の諸士多く頼宣卿に従ひ又は幕府に被召出或は館林江從ひ行く者もありと云

因曰大須賀五郎左衛門初め六藏と申候祖父の代より浪人にて三州江被參同國上野の城主酒井將監忠尙江被仕候六藏十八九歳の時上野より岡崎の市へ用事有之被出候とて及喧嘩八九人と渡し合手の下に六人切伏せ町家江被取籠候に付大勢にて取巻候處江權現様伊賀の郷の八幡宮江御參詣の御歸り御通り掛り右の死人御覽被遊取巻候様子被聞召未だ若輩にてケ様の働いたし候剛の者を殺し可申様無之旨被仰出岡崎の城へ被召連手疵養生御懇に被仰付上野江御送り其後將監上野の城を明て駿河江浪人被致候時六藏殿を被召出候處大剛の器量有之故御名乗の一字を被下段々御取立の上相組衆數多御附被遊御先手被相勤候横須賀城尾城御築初め其年天正六年冬致成就五郎左衛門殿を御移し御預の相組衆不殘横須賀江引越住居故其時

分より横須賀一黨と申候是横須賀衆と申初めに候根元の其人々には何某々々名
仍多なるに人数凡九十人同横須賀國千代殿館林江御越の節横須賀衆と同じく供
被致候衆多く候尤御旗本江も被召出候過半は御留置き此者共度々御骨折候故御
祕藏に被思召候得共被進との上意にて元和二辰年常陸介様江被爲附直次公相備
と被仰付居成に横須賀に住居仕往來に付駿府の御城御番相勤候處紀州江御入國
に付御供にて罷越候此謂を以て御入國以後も其儘横須賀者共と御呼被遊候紀州
にて被召出候衆をも筋目を以て横須賀組江御入被成候由なり横須賀
右覺書は古き横須賀衆其外古き衆の物語り承り多分に付書付置申候

寛永十八年辛巳正月十五日書之覺書は何人の

安藤宗悦老覺書横須賀家中帶刀組に急度被仰付候は卯の年なり元和仔細は榊原
遠江守殿死去元和にて其の後館林江松平式部殿御越の儀卯年極月に被仰付辰
正月三日に駿府を被罷出由式部殿は知行取二三人程附参りいづれも横須賀江御
殘置候故残り家中年寄分の者を被召出殿様頼宣江被爲附帶刀組に致し先手仕候
襟其上家中姪子共迄一人もちらし不申五萬五千石にて抱置可申の旨帶刀に被仰
付候由兼々萬休武藏其外帶刀に申候與左衛門前河にて横須賀衆を支配殿と
も被召出候に付右之通被仰付候と只今申候横須賀

公采邑椿
村を水野
の蠶食に
委す

○頼宣卿駿府に在せる時直次公の采邑椿村百五十石の地と水野左
近後稱大の采邑と犬牙す左近猥りに直次公の邑を蠶食す是に因て
隙を構ゆ或る日左近野外に出て一の村を見て村民に向ひ彼の村
は何れの村ぞ村民云椿木村と稱し安藤家の知行所なりと云左近
叱て曰く否此は予が采邑なり向後の物成りは我方に納むべし若
し違背せば重く村長を罰せむとす村長此事を直次公の邸に來り
訴ふ折節秋納の時に及ぶ左近頻りに秋收を促す村長又此事を報
告す直次公曰彼平生予と交際親しからず思ふに我と共に幕下に
奉仕するを欲せざるなり彼が意蓋し予と争を構へて御家を去り
御旗本江行度思ふなるべし元來二三百石の邑入の爲に争を醸し
一士人を失ふは是忠にあらざるなり收入は左近氏に納むべしと
其年の物成りは左年へ納めさせ玉ふ其明年直次公は頼宣卿に附
屬し封を紀伊に移され事頓に止むと云祖公外記祖公は南龍院殿頼宣卿
南紀名臣遺事は上田章俗稱仙の輯録する所なり

○或る年神君駿州田中に御放鷹の時雁鳴十二匹御取被遊候を長圍爐裏にて直次公江料理被仰付候雁一羽不足に付御尋被遊候得ば直次公貝杓子を持れ候儘夫は先程淺野左京太夫の使者に爲給候と申上らる少しく御機嫌を損じ候處江成瀬正成村越茂助罷出扱々其雁は帶刀取候なり我等も御鷹の方に掛り居り候はば十の内九つは取可申歟又は殿様と半分割に可致にと嘲笑ひ候得ば直次公兩人を睨み付け狂言大夫の云ふ様なる事をと訶られ候に付兩人閉口致し候東照宮も御詞無之御興も醒め候處江御醫師片山宗啓罷出ケ様に冷へ候所に久敷被遊候ては御養生に不宜候最早御寢所江被爲入候様と申上候へば何れも酒を給へ退出可致と上意にて御興江被爲入候断等

公の清明は主家の將來を豫察す

○神君駿府を頼宣卿に授けさせられ駿遠甲斐を合て百萬石に封じ泉頭の古城を御造營ありて御退隱の思召にて幾程もなく薨御なり養珠院殿頼宣卿の御母堂の常々此事を御殘念に思召れ仰られければ直次

公の恩徳

公御聞玉ひて此方の殿に百萬石は過ぎ候と計り被仰ける然るに大猷院殿の御代に成て頼宣卿の御名を假りて異亂を企つ者もありければ頼宣卿にも御心を惱し玉ふ仍て直次公の御遠察被爲在し御一言を世の人感激せしとぞ大君言行録舊記

個人として不和なるも主事として水魚

○駿州丸子驛に小松原氏の祖先龜若と言ふ者ありて駿府にて直次公に奉仕莫大の御恩を蒙り年老て致仕の時直次公の御肖像を模寫し珍藏す是其子孫御高恩を忘れまじくとの事なりとぞ去れば龜若が子孫今に連綿すと嘗て同僚の中小松原氏を訪ひ御肖像を拜見せし事ありと云高見利勝登書

彼を失ふ事を得んやと其人大に慙ぬと又直次公常々頼宣卿江申上候は彦坂九兵衛は悪き奴にて候我等方江も来らず我も亦行かず天性不遇に候得共此者必ず御用に立べき者にて候能く心して召遣はるべきよし申されしとぞ又彦坂九兵衛或る時病に臥し保養の爲に白鳥を求めて慰まんと諸方に求むれども得ず直次公此事を聞玉ひて白鳥を贈られけるに或る人は是の事を難じて彦坂氏とは御中不和なるにいかでケ様の御贈り物に及ばれしやと問れしに直次公曰九兵衛とは平生中悪しけれ共殿がいとしさにかく計らひしと答へられ玉ひしとぞ見聞録安藤舊談

常雄曰彦坂氏の事蹟猶卷中一二ケ條を記す直次公の忠誠私を捨て公に奉ず彦坂氏に接する而已ならず水野左近子の暴を避玉ふ杯は間相如の上に立玉ふ共下に處し玉ふべきにあらす其忠膽と御氣象の高きに於ては仰くべく尊むべし是等の御品行を記す毎に涙下りて筆墨を浸す實に公の御誠意至情に感せざるを得ず

○酒井讚岐守殿の親戚何某紀州に御奉行し在ければ讚岐守殿直次公に右の親戚の者頼入の由申されしに答けるは此方に奉公致し

酒井氏の私托を退く

候者は皆々御旗本のゆかりの者にて候ゆへ其許の仰に任せ候ては皆々の頼にも随ひ候はねばならず候御免るしあれとて一生何事なくありしとなり白石神書

公時の理合を説き水野忠善を戒む

○頼宣卿嘗て日光御廟に拜參し玉ふ直次公にも供奉し玉ふ一日幕府供奉の人々を饗し玉ふ直次公水野忠善世に阿時監と稱すと並び座して食す直次公忠善に謂て曰く御邊食事に於て味ひなきに似たり如何腹中何等の病苦かある忠善年若して未だ萬事に渡らず卒然對て曰く予元より素食を厭ふ直次公箸を投じ座を正して曰く大坂の役予嘗て飢ゆ則ちあたりの木の間に傍ふて兼て用意する處の焼飯を食す其時子が父君來りて予に向て云我も亦飢たり奔走意に任せず願くば其半を分て與よと則ち分て是を贈れり父君大に喜び厚く謝して去れり夫焼飯と素飯と其品大に異なり況んや今日幕府よりの賜ふ所なり君今素飯を厭はるゝと云一通りは左もあるべしと雖も亦時の理合を辨知すべし昔子の父君病に臨み子

を以て予に托せらる故に言を盡すなりと云終りて後又從容とし
て語て曰く大坂の役予單騎敵軍を冒して進む從者曰く此隊將の
死を致す所に非と鑢を執て放たず槍を以て馬の平首を打つに誤
て予が腰に中れり今に至りて陰雨毎に猶痛めり然れども其志の
厚きを念ふなり今子願くは予が言ふ所を以て深く心に留めよ他
日將に悟る所あらん政言要
輯雜記

常雄曰直次公の水野氏に忠告の御一言特り忠善君のみにあらず終日なす事なふ
して安坐美食の徒誰か是を恥ざるを得ん殊に安家の御子孫永く此御一言を銘肝
して忘却し玉はざらん事を伏て願ふになん又明良洪範に出る所は大同小異なる
も猶左に記るす

○家光公院大猷日光御社參の節光元和九年家光公日
御社參の時か御本陣に於て御譜代衆江
御料理を下されし時直次公と水野監物相并んで著座し頂戴され
し時直次公監物に向て御料理被下難有御事にて候其元には如何
御不食に候やと申されしに監物には若年の活氣にて我等兼て精

進きらいにて候故給へられ不申との挨拶なり其時直次公箸を取
直し玉ひ監物殿能く聞き玉へ先年大坂御陣の節我等事一働して
竹束の蔭へ引取て暫く息を繼ぎ候所江我等が家來黒米の焼飯を
二つ持來り一つを我等に與へ一つは家來給へ申所江御自分の御
親父監物殿身共が側江來り玉ひ扱々飢に及びたれば無理なる所
望なれ共夫を分て振舞玉へとて我等が家來の給へかけの焼飯を
喰ひ是にて力付たれば又一働き致さんと禮を玉ひしなり是は上
様より下さるゝ所の御料理にて候殊に御親父にも貴方の事頼み
申由御申ありし事故遠慮なく申にて候と苦々敷申されける

○直次公常に申されしは我等大坂にて敵陣へ深入せんと進みし時
家來何某が大将のかゝる働きは時に依る事なりとて我等が乗た
る馬の口を取て味方の向江押向け鎗の石突にて馬のさんづをし
たゝかに打しに打損じて我等が腰骨を二つ三つ突しが今以て寒
暑の節には右の打身おこりて痛むなり不便や其者の形見なりと

て其忠を感じて語られける洪範

○元和四戊午年 公御年六十五歳

○同年頼宣卿駿府より江戸竹橋御邸に移らせ玉ふ

○直次公にも同じく一つ橋御門外に御邸を賜ひ移り玉ふ尾紀兩公

元和三年迄駿府に被爲在今年江戸に移らせ玉ふ紀公御年譜

○元和五己未年 公御年六十六歳

○同年七月將軍家秀忠直次公を召して御内意ありけるは紀州は上方の要害西國咽喉の地なり至親の人を被爲置思召候間頼宣卿年若しと雖も御相應の任に被思召候然れ共駿府は東照宮御遺命の封國なれば御遺命に相違せると心を残し恨を含む事あらば國替の義難被仰出被思召候となり頼宣卿聞し召御答には當家の御爲に於ては身命を不可惜と奉存候駿府に心を残す事聊以て無之にかにも上意に任せて上方西國鎮守の事隨分驚鈍を盡すべきの由被仰上將軍家御悅有て五萬石の御加増にて紀州に勢州の内十六

萬石を合て五拾五萬石とし頼宣卿に被進しとなり安永御采譜

按ずるに元寛紀事に今年元和七月十五日淺野但馬守長晟を召て父左京太夫幸長

遺跡紀州和歌山三十七萬四千石を轉じて福島正則が領せし藝州廣島備後の内合

せて四十二萬六千石餘を賜ふとあり

同月元和七月十九日頼宣卿に駿遠兩國を轉せられ紀州和歌山城及勢州田丸松坂合

て五拾五萬石を賜ひしと見えたり

一説に元和五年八月十八日頼宣卿和歌山城に御入城と云

又曰同年同月十三日初て御入國紀公御略

○英勇行狀記に頼宣卿藝州江御國替可被仰付との御意も有之候處直次公御内存にて紀州江被爲替候に付淺野但馬守大に憤り候由藝州江は江戸遠く又國替も費も有之候紀州は江戸江近く魚鹽山林の利も多く富饒の地にて候殊に但馬守は御聲に候得ば憤り候も尤の事に候其後藝州より大泉寺和歌山にある長政の石塔を車に載せ傳法和歌山城下地名迄爲引夫より船にて高野山江納め候此時人數多く差し越し木遣り音頭にて甚だ騒ぎ立候得共一應の届も無之如

田邊城主
被仰付

何の事と御憤り被遊候處直次公是は藝州より事を巧み候取計に候得ば咎め候共閉口仕間敷候其上如何の返答仕候はば其分にも難差置事に及候はば上江の御不忠に相成候間御捨置可被遊と申上る依之矢倉に納め有之年貢帳を取に差越候得共不被渡候云々

○今月元和五年七月
歟八月歟未詳

直次公遠州掛川城を轉じて紀州牟婁郡田邊城主被仰付此時頼宣卿より直次公江一萬石を賜ひ其餘與力足輕給分共都合三萬八千八百石餘を賜ふ安家御系譜
紀公御略譜

横須賀諸士の内百五十石以下迄の小知行の者押なべて三十六人與力として二百石高にて田邊に指置べき旨被仰出上

○此時直次公の御高總計三萬八千八百石餘を賜ふ安家御系譜御高内分

公御元高五千石江慶長六年に至りて五千石を御加増し都合壹萬石を領し玉ふ元和三年十月遠州掛川城主被仰付壹萬石御加恩都合貳萬石を領し玉ふ同五年頼宣卿より壹萬石を賜ひ又與力足輕給分合せて八千八百石餘を加與し賜ふ惣計三萬八千八百石餘を加與し賜ふ惣計御高三萬八千八百石餘

内與力三十六人各二百石高

合計七千二百石

足輕は田邊町同心と通稱す和歌山田邊町に住
居す故に通稱す總人數六十人

内組頭二人目代二人

此給組頭八石二人扶持目代以下平同心共七石二人扶持宛此元高千六百石

總計御高三萬八千八百石餘

常雄按ずるに慶長十乙巳年二千石の地を御加増と御系譜に見へたり同十二年五千石の地を加へ玉ふとあり然るに重能公大坂に於て打死後山三郎直政君御相續の節直次公御高の内より三千零三十五石を御分知とし玉ふとあり然らば七千石の内三千零三十五石を引去り残り三千九百六十五石の御高は元和年間の御加恩地へ御結込になりしか後考を待

○元和五未年頼宣卿紀州江御國替に付左方別て六ツケ敷國風の様に被聞召及候先達て誰を被遣可然哉と直次公江御内談あり當時戸田藤左衛門ならでは存寄の者無之被申上因て藤左衛門に本知千石被下萬事御頼被遊候由にて和歌山江只一人参り地代官神前

田邊へ御入城

中務金谷次郎四郎田所平左衛門此三人を呼出し淺野家代々仕置
聞届け能々示し合其上にて御入國なり安藤

因曰藤左衛門は大久保石見守家老にて此時は浪人なり江戸御勘定頭伊丹播磨守
杯も被申談公儀の御用には携りけるなり同上

○元和五年直次公田邊へ御入城舊説月日未詳

按ずるに今年八月十三日頼宣卿紀州江初て御入國と紀公御譜略に見へたれば直
次公の御入城も同時なるべし

常雄曰前條御入城も同時なるべしと有之ども直次公には必定一二ヶ月は和歌山
城に御滞在の上諸事大概御所置濟の上田邊江御入城なるべし尙可考

舊記に曰天正十八庚寅年杉若越後守紀州田邊上野山の城江移る常雄曰杉若氏何れより上野山城に移りし慶長庚子五年淺野左衛門督殿上野山城江入る同八年癸卯洲崎の城普請
始る洲崎の地は海岸にして田邊江川浦の南方にあり

同九年甲辰年淺野氏洲崎の城に移る翌年乙巳八月十二日洲崎の城大浪の爲に崩
る同慶長十一丙午年淺野左衛門督殿湊の城に移る元和五己未年直次公御入城以
後明治二年迄安藤家の御居城たり
湊城は錦水城と號す

舊記に云

紀州田邊之城天正年中杉若越後守殿居城夫より慶長年中に者淺野左衛門佐殿爲
居城元和五年より帶刀直次君爲居城城附之太身鎗二十筋并鐵藏共讓受に今致所
持候城内に古昔より天守之壇と申傳候場所御座候

右之記録は常雄の家古く所持す然るに年號月日を詳にせず按ずるに舊幕府の比
諸國巡見使の至れるあり其度毎に差出せるならん歟

田邊横須賀三十六騎由來

○御入國州の砌横須賀衆中江故帶刀御申聞候は田邊は大事の要地

成間横須賀より參り候諸士の内小身者を遣し置候へと御意に候
然れ共人ざしは無之間鬪取にて罷越可然彼の地は草深き所故馬
を飼申すにたより能く又殺生等も自由に候罷越候者鹿狩にても
致し身儘に活計申候様にとの義に付妻子等も引越致住居候田邊
横須賀三十六騎の起り是なり右之節鬪に當り候得共望無之衆は
望の者と相對にて和歌山に相残り候由なり其時分田邊へ罷越候
人々三十六人略人名

横須賀

○頼宣卿は神君殊に御寵愛深くましく一旦駿遠又は尾張の國をも賜るべき御内意も被爲在し程の御事にて頼宣卿にも粗是等の御内意は御承知被爲在の處其後紀州を賜るに御治定ありて直次公水野重良公共に御供奉被仰付東海道通尾州公の御所領地等を經て紀州に入らせられける時和歌山より三五里此方なる山中山口杯の驛を過させられしに頼宣卿御機嫌常に替らせられ玉ふて殊の外御不興氣に見へ奉りしを直次公早くも其御氣色を推察し玉ひ御側近く進み出て申上候は萬一國家の一大事等の節徳川の御家を全し玉ふ御國柄は此紀州に勝り候事は有間敷覺へ候かゝる山中の嶮路こそ直次に於ては頼母敷けれと猶も紀國海陸の要害地勢等委しく申上ければ頼宣卿莞爾と笑せ玉ひて御氣色殊にうるはしく御入國遊ばされしとぞ

常雄曰此條は弘化の頃相州鎌倉建長寺住職丈巖大和尚元田邊舊藩士吉常雄に語られしを記す

○元和六年庚申年 公御年六十七歳

○同年大猷院殿家光御十七歳御鎧召初の御祝儀御肩入は加藤左馬介嘉明江被仰付御譜代の輩著領の具足御飾添被仰出此時直次公崩黄緘鎧同じ毛に銀星に向龍の前立物打たる兜を献上す御系譜徳川將軍家譜の御系

家光公十七歳御鎧召初の事記録に見えたり而して安藤家系譜には三歳の時御鎧召初御祝儀有之と記す然れ共諸記に載せざれば多分の説に従ふのみ尙可考常雄曰本條家光公十七歳の御時御鎧召初の事御系譜に有とあり又安家御系譜に三歳の御時御鎧召初とありて更に何れを是とし何れを非とするか確證を得ず爰に於て常雄明治十一年五六月の比華族井伊成瀬の兩家は徳川家譜代恩顧の家なるを以て其證を得んと兩家の傳記を尋問するに兩家共更に本條の事蹟を記さず猶華族加藤家嘉明の嫡家家扶加藤精一に附て前條の年月を問ひしに同家にても記録年契正しからず依て四方を搜索し漸く泰平年表を得て一見するに元和八年九月十五日御鎧召初とあり然らば家光公二十歳の御時なるべし

○頼宣卿御若年の比御側廻りの衆の中思召に叶はぬ事ありて御脇

差にて鞆ながら打せらるゝ事あり直次公それと聞くや否登城して案内もなく御前江つと参り諸手にて御袴の上より兩の御膝の頭をつかと押へ奉る兼て大力なれば少しも御働きなさるゝ事ならず殊の外御痛遊ばされし御事とぞ直次公申上らるゝ爾々との遊ばされ方承知仕候左様に遊されねばならぬ程の不調法御座候はゞなせ拙者に仰聞けられず候哉御自身御手討遊され候御儀御不埒に候其様の御事にては中々五十五萬石御保ち被成がたく候間御嗜遊さるべく候若し御承知遊ばされずば御腹を切らせますと申上らる頼宣卿偏に御誤りなされ候故諸手を放し奉りしに御袴御小袖共に抓み切られ左右の御膝頭も黒痕くろいずみにならせられしとぞ頼宣卿御老年の比迄も御行水などにも其痕へ御湯をかけさせられしかば御痛遊さるゝ故の事と御側向誰も存じ居しに是には仔細あることなりといつもく仰られし其後の御咄に此疵は帯刀が形見なり此黒痕なくては五十五萬石は保ちがたからんと

生涯此疵を直さじとて湯を引せぬぞと御意ありしに御側に侍りし人々皆涙にむせびけると老人雜話なん

○鶴の毛衣には此事小異あり寫して左に記るす

○或人曰紀州大納言頼宣卿紀州御在城の時澁谷伯耆守御意に背く事有ければ御脇差の鞆ぐるみ打玉ふ鞆破れて切先にて少し伯耆守が頭に中りければ安藤帶刀甚だ怒て我屋に歸り兎角大將の生付に非ず江戸江下行右之趣言上して此殿に腹召さるゝか左なくば某切腹すべしとて明日江戸江發足する間家中の面々用意せよと事々敷罵り支度仕けるに頼宣卿甚だ後悔在て御近習衆江被仰付帶刀方へ御使を以て様々宥め玉ふ帶刀云何を言ぞ又起る物ぞ總じて腰拔は左言ふ物とて不聞入御使の衆に右之趣申上ければ又重ねて止め被遣様々御詫言故思ひ留りぬと云々

常雄曰直次公一度び神君の命を奉じて頼宣卿に附屬し國政を執り事に觸れ行に依て諫言憚からず誠實無比御老太に及び玉へども更に屈し玉はず永く紀國の社

稷を保護し玉ふ曾子の君子人與君子人也と謂れしに耻ざるべし然して頼宣卿も亦能く其人を容れ其諫を用ひられ玉ひ直次公の身後猶其遺誠を守り玉ふ等賢明の君にあらずんば能くせざる所是則君臣一致國則全きの謂乎

○頼宣卿或る時御家中何某を御手打に被遊ける時直次公御出殿被遊是は何を被成たる事にて候哉と被申ければ爾々の科にて切たると被仰ける直次公被仰候はケ様の義は可被成義ならずと色々御異見被申けれ共得心なくて奥江可被爲入と被成ける時直次公被仰けるは世忤の上江將軍申上げ島へ遣るぞと事々敷被申ける其時頼宣卿直次公の御手を御取被遊御袖より御入被遊御身をさぐらせ御汗の出たるを御見せ被遊しとなり是は直次公の御言葉に御こまり被遊候て御汗のひたしけるを御見せ可被成との御事なり扱翌日直次公御登城不被致依之御使被遣登城被致候へとの義なり御返事には兎角の義なく今日は登城致す間敷との事なり頼宣卿御使被遣御相談被成度儀有之間登城可被致由なり其時御登

城被遊御前江御出被仰けるは昨日餘り心のせき候間心外の慮外申上無勿體御事と被仰御落涙被遊しとなり見聞

或説に頼宣卿御手打被遊候由を直次公江注進有之と直に御登城被遊御異見を被遊さるゝは扱々殿様には氣味の能き被遊様さすが權現様の御子にて渡らせ玉ふと被仰ながら奥江被爲入候て大分に御異見有之よし唯今御嗜不被遊候は、此爺は江戸江罷歸ると被仰ければ殊の外御迷惑被遊重ねてふつゝ被成間敷由被仰け詫言被遊候となり此御手打に被遊し者は間宮久彌と申す者なりと云

○元和七辛酉年 公御年六十八歳

○同年將軍家紀府の城郭淺間成る由を被聞召城壁御普請の儀被仰渡藤堂和泉守高虎紀州に被參し折柄にて繩張等の事直次公と御相談ありしとなり紀公御

○直次公の頼宣卿に御附屬するや神君頼宣卿を誠められて仰らるるは帶刀を見る父の如くせよ必ず違ふことなかれと頼宣卿封を紀州に移させられ既に御入城被爲在し處御座所等甚だ素樸なり

公年六十
八歳
紀州城普
請の頼末
公の實用
主義

しかば頼宣卿聊其粗なるを厭はせられ改めて之を造作せんとし玉ふ時直次公之を聞玉ひて曰城廓は要害を以て主となすべし何ぞ無用の飾をなさんやとて許されず其趣を左右より申上ければ頼宣卿にも御合點被遊造作の事は止め玉ふ其後直次公御逝去後或人御座所を改め作らん事を申上るに頼宣卿被仰には此事は帯刀の深く戒る所なり豈違ふべけんやと竟に御改造はなかりしとぞ

雜士

○或時異國製の遠目鏡を權現様より頼宣卿江被進頼宣卿殊の外御喜悅にて御國元の御櫓に御上り被遊方々御覽被成御曲輪外の御家中の者の通り候に其人は不及申其人の紋所をあらく見へ顔容ち成程明かに見へたり御機嫌残る所なく誰彼是を見よと御意被成候然るに其夜直次公御出仕ありければ目鏡の事御咄し被成候直次公承り扱々御重寶成儀と計りにて其眼鏡を持御次の鎗の間の敷居に打付微塵に碎きて御退出ありしを頼宣卿御聞被遊御

頼宣卿の
遠目鏡を
讀む

小姓中兩人に被仰付帯刀心不付候様に何方へ參り候哉跡より附て罷越候へと被仰付御差圖の如く仕ければ御宿所へ歸り被申そこにて御小姓參り候を御覽せられ被仰候は殿には帯刀が氣も違ひ候様に思召各を御付候哉左様には無之候遠眼鏡と申すものは敵の戰場陣中杯を御覽又は御慰に森林海邊等御覽被成候には重寶に候へども御用ひ様に能ものも悪敷成物なり下々の善惡御家中の者の通り候を御覽被成候ては却て仇と成申なり早今日御櫓にて御覽に付ては下々の者彼の道を通り兼可申候然れば卑下の煩と罷り成候上々にてさへ能き人は少く候へば下々は猶以て悪敷者は多し御影にては不作法なる形を致し或は酒を給へ或は異形の成りを致し氣を養ひ扱御奉公は急度相勤めしなりケ様の御口眞似仕候私體も物影の暮しを御覽候は、中々御近習江は召仕はれ間敷ければ其外は申に足らず候然るに遠眼鏡杯にて影の事を御覽被成候ては今迄能き者と被思召候者も暫時の内に捨り

可申候異國の聖賢の下々を直に御覽被成間敷と御透目簾を掛け
左右に耳金を備させ候ひぬと傳へ承り候一國をも御治め被遊候
御方は御料簡可有事なりと被申ける御使に參り候者此由申上げ
れば頼宣卿にも御名人程有之其諫めを御用ひ再度目鏡にて人を
御覽不被遊となり此安藤帶刀事は權現様の御目利を以て頼宣卿
御幼少の御時より御附被成候事名大將の御目は聊もはづれ申事
無之末世迄感じ奉るとなり安家御傳記古語要集金玉調林
衣毛各詳略あり參取し記之

責而者卿將軍家の部に徳川九代將軍家重公御幼名長福君御幼年に付御老中安藤對馬守
信友公御祖重信君よを被附しに望遠鏡の事に付直次公の御計らはせられしと御
同様の事を記せり或人常雄に問て曰此事柄に於るや兩安藤家にして何れが眞な
るや常雄曰總て徳行美事共に古今同一なる者多し此事に於て何れを眞何れを偽
とせんや然るに直次公の望遠鏡の御所作に於ては安藤直次公家御傳記は申に不
及諸書に現然たり只舊來の傳記を以て確證とし今日何ぞ眞偽を正す事をせんや
去ながら竊に思ふに直次公の望遠鏡を碎かれしは頼宣公の御若年の比にして元
和の末より寛永の初の比なるべし九代將軍隆信は享保元又の比ならん年月の近

古御所作の前後は言を待すして知るべし其眞偽を正すに至りて我輩の知るべき
にあらずと對へぬ

頼宣卿能く公の諫言を容る

土井利勝公の執務を學ぶ

衣毛記

○或人嘗て直次公に謂て曰く紀公能く諫に従ひ玉ふ是子の能なり
と直次公對て曰く此老夫の能にあらず則主君の天幸あるのみと
○將軍家始て紀伊公の邸に被爲成の時其期に先達て供張甚だ盛に
事務殊に繁劇なり土井大炊頭利勝執政として江戸に在り命を奉
じて日々紀公の邸に往て直次公の事を執り玉ふを視て是を學ぶ
是時諸官吏事務を以て各直次公に曰す其可なるものは公領て許
す事の不可なるは幾度も否々と云のみ官吏退て又更に其事柄を
思慮再三して又是を公に諮ふ猶或は不可なれば又否々と云て其
人の自ら諭るを俟て然して後に止む利勝怪で問て曰く我思ふに
有司の初めて事に干るや其人々に告るに某は如是せよ何某は是
の如くせよと教へば早く其功を率ん今其人に事務を告ずして各

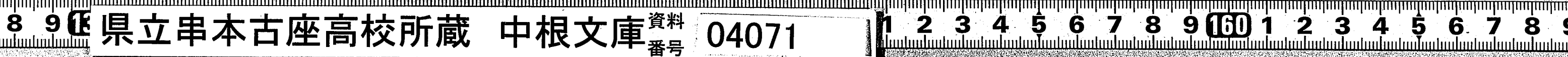
苦心積慮せしめ然して後事を辨ぜしむるは何ぞや直次公曰く吾老たり將に死せむとす故に紀國の爲に人材を養ひなさんとす利勝未だ悟らず直次公凡人に長たる者は親しく人に教れば則ち諸吏肯て謀を出し慮を發せず各命を稟るを以て能とす然らば事を苟直にして力を其職に竭す者なし於是人材日々に衰へ職是に由ふ是吾敢てせざる所なり利勝大に服す利勝の台徳公を輔けて政を執り人を用ふるや常に直次公の訓則を服膺すと號して良相とすと云故諺

常雄曰元和の度將軍家公秀忠始て頼宣卿の御邸に被爲成の時其前土井利勝に命じて直次公の事務を執玉ふを學ばしむる事は本條に述るが如し又武野燭談に云土井大炊頭勝の大量は世の人皆知る所なり御本丸にして御隱密の御相談事其昔は大方御數寄屋なりしに大炊頭發明にて千疊敷の真中へ出御座敷四方の金襴障子等を取拂ひ申付少しも隠れなき様に見渡して旗本支配の役にて硯を持參致させけるとぞ古き人の語りきとあり此事柄は直次公大坂御陣の前に神君江申上られしことありて敢て利勝の發明せしにあらず然るに利勝執政の要務を直次公に

學ばれしかば是等の事も直次公の御遺訓中なるべし斯く直次公の御遺訓を守らせられしこと流石は天下の良相とも申されし程の大炊頭殿の振舞威に堪えず附録して公及利勝公の賢明を回照することしかり

○直次公の御道具持或る時鎗の銀の金具を盗みければ首を切るべきに極りぬ其時直次公彼鎗持を密に呼て汝盗みしが眞かと問玉へばさん候と答ふいかで盗みしと問玉へば母と妻子とを養ひ候に飢寒に堪へず候ての故なりと云去らば己は如何程の祿を賜るぞと問玉へば七石賜はり候と云扱は盗みしが道理なり僅の俸にて夫程の人扶持せん事いかで飢寒を免るべき去れど主の物を盗む時は命を取るが法なれば此以後必ず盗むことなかれ若し又盗まば直に命を取るぞ此度は免すなり好しく去らば一倍の祿を呉る程に向後如何にもして夫れ等を能く養へとて十四石にして取らせたりとぞ白石神書 古事傳記

常雄曰堀田加賀守正盛公性在世中本條と同様の事あり窓の壽佐美に出ると責而



者艸に委しく出たり是又何れを眞とし分けんや併しながら君子の賢慮豈に途あらんや

百

○元和八壬戌年 公御年六十九歳

○直次公紀伊殿御家中諸役人方江申渡されしは前々諸役所勘定當時打捨二十年以來の無勘定にて有之間勘定可致候何れも一兩年中に可差出となり然るに諸役人の中役替候も有之又は死没致し跡役新規なる者あり只今迄無勘定にて相濟候儀故大方引負等有之中々一兩年にても勘定仕立申事難成見へ候其後又々催促に逢ひ早三年に至り然る上は死刑に被仰付候共是非無次第なりとて勘定仕立目錄に致して銘々印形致し候て差出候を直次公諸役所の帳面不殘受取られ其後御臺所の大釜の下にて帳面を悉く焼捨られ其上にて諸役所江被申渡は只今迄は正路に相勘勘定不致候得共向後三年に一度宛元拂の勘定可仕旨頼宣卿より被仰候間随分相互に致吟味御役向可相勘と被仰玉ふにぞ只今迄の非義を改

勘定役の
番帳を一
掃す

めて新に仰を蒙りしを各膽に銘じければ向後引負等不致となり

詞金
林玉

公の才
寛
と無私

○頼宣卿或る時直次公を召て御意被遊候は勢州の内此方仕置等の事勢州の内十六萬石程の御領内と成たる朝りの事彦坂九兵衛を遣し彼に任せて可然と思召由被仰ければ直次公被仰上候は成程此儀可然と存候乍去九兵衛に被參候と被仰候分にては御請申間敷候拙者扱可遣と申上候て九兵衛方江御出被遊候處九兵衛出合是は何の御用にて御出被成候哉と問申ければ拙者儀此度勢州江被遣仕置等の儀可申付と被仰出候故御暇乞に參り候と御返答被遊候得ば貴公の勢州江被越候は、殿の御事缺き不大形候間此儀は必ず御無用可然由申候に付直次公被仰候は去る事にて候得共我等より外に參り候者無之故是非なしと被仰候へば左候は、勢州江は九兵衛が參べく候間其旨可申上由申に付直次公被仰候は夫は大儀千萬に存候間兎角我等可參所存の由御挨拶御申候得ば是非に九兵衛可參由にて近

百一

比年御大儀左候は、其方被參候へ其旨可申上由にて終に九兵衛を勢州江遣はさる初に九兵衛に參られ候へとの儀にては參るまじきとの御察候て右の如く直次公御計らひ被遊けるとぞ見聞録

○頼宣卿或る時彦坂九兵衛を被召國中の御仕置能く仕御奉公存入候旨色々御懇の御意にて御手自御腰物被下置御禮申上退去其後日連座の中にて此度の仕合我等身に取て不存寄不思議の至りなり取合せ可申人覺へなしと誰となく被申直次公つくく被聞召夫は我等申上たり年來存じ入たる御奉公御重寶なる人故何卒御家をば大切に思故なり御邊とは中悪しけれ共殿がいとしさに申上たり御邊にはかまいまじと被仰常々御不中にて私事には大方無言なり御用には至極の親切なり安藤藤

常雄曰夫人として氣性の相和せざるあるは必ず彼を讒し是を毀るは常情なり然るに公の彦坂に於る平生相和せざる水火の如きも公事に於ては互に肝膽を傾け懇親兄弟の如し是他なし忠良の肝膽共に國家を輔るにあり因曰藤堂高虎加藏嘉

明と征韓以來不和なりしも其後寛永四年の比會津城主の事に付高虎嘉明をして城主たらしめし事諸書に見えたり英雄の心事同一轍偏痴小人の遠く及ばざる所なり

豫言せる
公の大義
親

○或る時直次公御物語りの時本多上野介正純は頓て家亡ぶべきなりと云しに程なく本多に祿を賜りけり人々直次公に如何にと問直次公聞て後ちを見られよと又云又下野の宇都宮にて十八萬石或は二十萬石共云を賜る前の人又直次公に我等承り候所は苦しうも候はず再三かゝる事な云れぞと云直次公打笑ひ正純の家亡びん事愈以て近きにあるべきぞと申さる夫れは如何と問ければ直次公被仰は先年關ヶ原の時上野介が父佐渡守事秀忠公の御供にて木曾路を打せ玉ふに敵の爲に支へられて御合戦の間に後れ玉ふ御父子様の御中宜しからず上野介申は父佐渡守山道中仙の御供に在て不調法仕出し候佐渡守に腹を切らせ申へしと言上せし事あり如何に御中を直し奉らんとて子たる者其父に腹切らせ申へしとの

理あらんや天道に背き候一言は天誅遁れ難し故に滅亡彌近きにありと申せしなりと果して上野介元和八年八月朔滅亡に及びけるとぞ山常

紀伊殿異謀
燈前夜話

公の誓言

○將軍家直次公を召して紀伊殿異謀の事あらば公朝江訴訟すべし因て其誓詞一通を出すべしと命じ玉ふ土津遺事に土井大炊頭利勝を以て帶刀にいわしめてあり直次公謹で仰せ異なる事に奉存候某既に紀伊殿に附させられ候得ば君臣の義あり萬一紀伊殿叛逆の事あらんには力を竭し諫言致すべし諫争を用ひられず候は、某紀伊殿と共に死を致すのみ如何ぞ紀伊殿を大悪に落して自己の難を免れんとす忠臣の義に違へり左あらんには何を以て誓詞を奉らんと申上られしかば將軍家にも御許容被爲在是に於て尾張水戸御兩卿の傳相此時の誓詞を出す事を止められしとなり安家御傳
記霍毛衣

常雄曰土津遺事に直次公曰諫而不聞戰死する迄也とあり是後人其時の形勢を誤聞し億測の意終に筆頭に移り自然戰死云々の字を記すに至れること果して知る

公年七十

公の雅懐

べし抑將軍家誓詞を出すの御主意たるや戰死等の事なからむ爲なり然るに直次公此の如き事を辨へ玉はざらんや諫て従はざる時は伏刃を共にし玉ふの忠意現然たり畢竟直次公戰死の事を以て答へらるゝとも神君も亦いかでか是を好とし容られて誓書を奉することを止め玉はんや後人若し戰死云々の事を舉げて直次公を誹評あらんに公の事は先づ差置き恐らくは神君の不明を駁するに當らん歟常雄鎖屑の論を好まずと雖も後人の爲に辯すること爾り

○元和九癸亥年 公御年七十歳

○同年九月直次公江戸御邸御一ツ橋外にて詩歌を詠じ玉ふ

題十三夜月

桂子次光三五躐金枝銀葉見清容世間誰默良宵賦金鏡鮮明兔影春

餘所に見る月とは誰かいひぬらん

唐も大和もおなじ詠めに

○元和の比江戸を立去りし公儀の科人追手かゝる處道中筋を切抜行方知れず士分の者なり其以後紀州江參り居候由相聞へ召捕へられ候様との事公儀より申來る然れ共居所嘗てしれず扱山口村

機宜に適する公の差圖

凡紀州和歌山上方に居候由にて御同朋頼阿彌朝姓此方へ少し手寄有之宿請に立くれ候様にとの義頼越候間居所相知れ即ち頼阿彌案内者にて園田伊兵衛被仰付罷越候處直に打留候へと直次公御指圖なり伊兵衛與力二人召連れたり内一人可兒金藏なり頼阿彌先へ入り彼者少し働き可申處伊兵衛苦もなく切留る頼阿彌并に二人の與力も振合能く候なり即ち江戸江首持參與力も參る召捕候様にとの御事に候得共すまい候に付無是非打留候由直次公より御添狀を遣はさる此者歴々の親類共も有之處面縛もいかゞに候さすが直次公の差圖にて候と相聞へ候由御老中被申は一段首尾能伊兵衛義於御城御目見へ被仰付歸郷なり當家中藩紀にて咄し傳の由青地五兵衛物語なり安藤舊談

○寛永元 甲子年 公御年七十一歳

○直次公御在府の比板倉周防守宗重殿所司代仰付られ早速上京候て父伊賀守殿と代り候様となり周防守殿中々私の不材にて京都の

公の手腕

御仕置相勤り不申大事の御役に候只今御請申上候以後に仕損じ候ては御爲に宜しからず御免被下候へと申上る父伊賀守推舉の上は辭退申上るに及ばざる旨重て仰下され候得共繼令伊賀守申上候共私心に請合申さず儀を奉畏候事は迷惑とて合點致さず其節直次公江戸に詰られ周防守と別して咄申され候故御老中方より直次公を御招き彼自分は彼と殊に合ひ口に候故御請申候様御異見有度との事なり直次公申さるゝは父伊賀守申に付上よりも再三仰出され候に左様に御斷り申候義を我等申候共中々承引致すべしと存ぜられず候得共一應申して見候半とて周防守殿宅へ參られしに周防守殿大に喜び何とて參られ候やと云直次公いや別の儀もなし久敷逢申さず其上急に紀州江罷越候故暇乞かたがた參り候とてゆるく咄し申さる亭主も定めて此間の儀申出さかと存ぜられ又直次公にも亭主が云ひ出るかとぞんじて互に申出さず既に暇乞して座を立ゆへ周防守殿こらへかねて扱此間手

前の事聞申され候やと云ふ直次公成程聞申候いかにも貴様所司代相勤り申間敷といふ周防守殿扱は其方にも左様に存じられ珍重に候手前の不才にて何とて勤り申へきやと云其時直次公いや不才にて勤り得ずといふにはあらず貴様腰が抜けて居申候故勤得間敷と言なり周防守殿驚きて手前腰が抜けたりとはいかゞの儀と申さる直次公申さるゝは能く合點して見玉へ親が見立其方が然るべしと申に付上にも仰付られたるなり然れば君父の御意と言ふものなり夫を辭退には及ばぬことならずや若し御役仕損じ候はゞ腹を切てのけ候て埒明候夫に跡先を考ふるは腰拔と申者にて候是程に貴様腰が抜候はんとは存ぜず候と言ふ周防守殿大に合點致され早速御請申上て上京ありしとぞ誠に爲説人の御老中説ての帶刀被説人の周防守何れも比類なき事と覺へたりと云見聞録

常雄曰前代事林に直次公紀州にて或る士役儀被仰付しに私分限にては難相勤と

達て辭退に及ばれしを本條の如くして御説得に被及し事見えたり板倉公江御説論なりしを何人が誤り傳へしか又は同じ説を以て論し玉ひしか異説なきを以て別に再び記さず

○寛永二乙丑年 公御年七十二歳

○江戸表に於て或る時尾張様義直公と號す頼宣卿の御方江御見舞の儀有之其節頼宣卿には御髮を結はせに懸り御座候て御出會の儀遅く候に付義直卿直次公江被仰候は別に用事とても無之候得共此邊を通り候に付立寄候其方に逢ひ御無事の由を聞候上は面談には不及候と被仰御立被成候を今少し御待被遊下候様にと申上直次公は頼宣卿の御側に參り尾張様には御待兼被遊候て御歸り可被遊と被仰候を今少しと申上様に付御待被遊御坐候只今御家様の御親しき方とては尾張様計りにて候處にあなた様杯を御待せ被遊様成儀が有之者にて候哉と申上候得ば御心得被成候とて早々に御仕廻ひ遊し御對顔相濟尾張様御歸以後頼宣卿には御髮を揃

頼宣卿を
して髮を
結ばず尾
張卿に接
せしむる
公の言振

へ候人を御呼出し先程尾張殿御出の節我等遅く成候とて帶刀殊の外しかりたる時我等落涙せし體を定て鏡に寫り見悪く有べし其方は見候哉と御尋に付御意の如く御落涙被遊候御顔色御鏡に移り被成候を見申上候尤尾張様の儀とは申しながら餘りなる帶刀が被申様と私式の者が心にも存候と申上候得ば頼宣卿御聞被成其方共忤心には定めて左様に推量すべきと思ふに付て尋ねたるぞ先程帶刀が我等江言聞せたる如くの義を誰有て言ふものとは外に無之あの様なる事をも言聞かせ兼まじき者と思召我等へ御附被遊被下たる御心入の程難有仕合なりと權現様の御事を恩ひ出覺へず落涙せしごと御申聞なされ候となり土産

常雄謹んで按ずるに頼宣卿の御落涙し玉ふや深く神君の御遠慮を御感佩遊され猶且國家を御大切に思召の餘り忠臣を愛し諫を容られ玉ふ事特に此の一條のみならず御忠良の御厚意と御孝道の限なきを伺ふに附て直次公のかゝる君に仕へませし甲斐の在せるをさぞかし御意内いかばかりか御喜しからめと數百年の今日に至るまで想像の外恐懼して微意を述べ

日に至るまで想像の外恐懼して微意を述べ

○黒田長政の老臣に栗山大膳は聞ゆる勇士にて黒田家股肱の臣なりしが不圖したる事にて長政と公事に及べるに栗山が申處理分ありければ黒田家は亡ぶべきに定まれり其時台徳院様二代將軍秀忠公元和九年七月二十七日御大御所直次公を召れ評議させられけるに直次公右の始末を委細に聞て御答申上られけるは凡理非につきて裁斷するといふは尋常の事なり君臣父子の間にかで理非の論あるべきや栗山が罪遁るべからず若今臣たる者の申處理ある故に其主を罪せられば若し某紀伊殿と公事する事あらんに某が理あればとて紀伊殿を罪し玉ふべきやと議せられし程に終に栗山罪せられて黒田家は恙なかりき台徳院様にも直次公の申處深く御感賞ありけり

白石

○老談一言記に曰黒田筑前守忠之長政長男黒田家三代目の家老栗山大膳は其主忠之の心に協はず大膳憤怒に堪へずして忠之が罪狀を訴訟しけ

る依之御穿議の上栗山が訴訟尤に聞えければ黒田家滅亡に御評
 定なりぬ此時台徳院殿直次公を召して思ふ旨を承り申へしとの
 上意なり御老中畏り奉りて直次公を召れ上意の趣を傳へられけ
 るに直次公凡物の理非に付て裁斷せらるゝは常の事なり君臣父
 子の間に於て何ぞ理非を論ずべき栗山が罪遁るべからず若し臣
 たる者の申處理あるを以て其主を罪せられんには某紀伊殿の事
 を訴訟せんに某が申處理ありとて紀伊殿を罪せられんやと諫言
 ありければ台徳院殿聞し召直次が申處尤なりと上意にて再度御
 評定有て栗山を罪せられ黒田家は罪免れけると也

三徳錄に此時栗山死罪に決せしを井伊直孝諫て栗山を流罪に處せらる是又後世
 に主たる者の隠謀等を訴訟せん爲なりと云

長坂衛門伴雄云長澤氏は元紀伊家の名忠其の臣の功業を巨細に擧げ記せし書直
 次殿の言行をつらゝ考ふるに君臣上下の分位を正し尊卑外の本義を聊も誤つ
 事なし眞に日本魂を自得せられたりと云ふべし我若年より本居太平に従ひ宣長
 翁の學風に深酔し猶伴信友に附き此道の片端を學び得て日本魂の本意を悟りぬ

直次殿杯は學ばずして眞の道を得られたるなりこの栗山を議せられたる杯は確
 然の正論と申すべし普通の理非の間にのみ迷惑して本義をあやまたむ輩もある
 べくやとて殊更に斯くは記し置なり此境は漢籍にのみ泥みては悟りがたきなり
 黒田家の傳記に曰く爰に尾州君の附庸成瀬隼人正正虎紀州君の附庸安藤帶刀直
 次は元來柳營の老臣にて二州の君に附屬し置玉ふ人なれば常に御營中に往來し
 て政事をもあづかり聞かれし故此度對決の裁判にも加はらる此兩家長政の時よ
 り其交り深かりしかば正虎は長政逝去の前報恩寺橋邊に病を訪來られし時懇に
 忠之の事を頼み置玉ふ直次は父隼人に長政より忠之の事を頼み置かれしを父隼
 人より呉れ言傳へられける以上總て安家と成瀬兩人共すぐれたる頼母敷人
 にて常に忠之に懇情厚く殊に此度忠之無實の讒に逢玉へる時なれば深く之を悲
 しみ其志淺からず長谷寺黒田家菩提寺江戶麻布へも度々尋ね來られける忠之も其誠を感じ
 玉ひ家臣末々までも其情の深きことを感じおもひけるおよそ人の志の淺深眞偽
 もかゝる時にこそ知らるべけれ松柏の操の歳の寒きに現はるゝがごとし長政か
 らる人を能見知りて忠之を頼み置玉へる其知識誠に明哲なりと言ふべしかくて
 忠之罪なき由明に上に聞しめし分られ未だ忠之へは其趣をも仰渡されざる前三
 月十五日諸大名登城せられしに公命有て右衛門佐之忠事逆心の由家臣訟へ申すと

雖其罪なきに因て前々の如く筑前安堵せしめ玉ふべき旨仰聞られる同じ記録中に十一月二十二日に三毛權左衛門小河長五郎を國元に差遣さる江戸供の家老中より留主の權臣へ遣しける書狀に曰く

尙以爰元之儀は氣遣有間敷候其元さはがしくなき様いかにも神妙に可被申付由

安藤帶刀殿成瀬隼人殿被仰候以上

態と三毛權左衛門小河長五郎被遣候間申入候

右は明治十一年三月中旬十四日 晴天常雄華族黒田長知忠之 殿の邸 方今東京に 嫡家 富士見町に

推參同家扶三木隆助に面會安藤直行舊臣の旨申述往昔忠之君御代栗山大膳利章事件に付舊主直行の祖先直次に關係候傳記一見を乞受即席に謄寫し本條の參考に供す黒田家一件は寛永二乙丑の年なり

常雄又曰直次公黒田忠之栗山利章の正邪裁判の上言は營中の秘訣にして黒田家傳記に其詳を記せざるは勿論なり然りと雖も後日に至り黒田家に於て是事を窺ひ知らざるには非ざるべし弘化嘉永の比まで黒田公江戸參府の年正月元旦登城後は例して安藤邸東俗は小石川金杉町邸に來られ年頭の祝詞を述らる是舊好ある

故ならんか安藤主公に於ても亦是に謝報の禮厚かりしが近比に至り其事を聞かず遺憾と言ふべし

黒田家動搖一條白石紳書には長政時代となり同家記録には三代目忠之の代と記せり猶又野村氏の所藏の書翰にては忠之の時代なる事明了なり

因曰安藤家の老臣野村又左衛門祖先の舊記中に云
一於江戸松平筑前守様御家來栗山監物筑前守様御事を御老中え惡敷申上候に付御申分けを可被成度思召忍々御屋敷え御越被成候得共御逢不被遊候夫故又左衛門宅え度々御入被成御口上御取次候に付筑前守様より甲唐弓毛毘其外御書共頂戴仕只今に所持仕御座候

常雄曰本文に御逢不被遊とあるは當時嫌疑を避玉ふのみならず公私を共になし玉はざる御主意なるべし且直次公營中決議の御一言は正邪判然黒田氏安邸に來るや假令數百度に及ぶと雖も若し其理なくんば何ぞ非を矯るを得ん公事元來親疎なし況直次公の素質青天白日何ぞ當時の事件のみならんや

野村氏所持書翰

其後者書狀にても不申通候帶刀殿御息災に候哉承度存候其表永々之成御詰候以來御苦身之由御老足之儀に候間御心盡如何無御心元存候不被成御煩様萬事御心

遣尤に存候猶留守居之者可申候恐惶謹言

七月十六日

松平右衛門佐

忠之花押

野村久左衛門殿

御旅所

猶以惡敷候得共有相候間頼虎鞍一つ進之候書中之驗迄候 以上

又

一書申入候其地帶刀殿彌可爲御息災與察存候我等儀江戸參上仕に付而昨日大坂參著申候隨而半弓一張進之聊書中之印迄候猶期後音候恐惶謹言

五月二日

松平右衛門佐

忠之花押

野村清九郎殿

御宿所

又

一筆令啓達候然ば千福殿御繼目之儀被達上聞之由承別而目出度存候爲御祝儀使者を以て申入候各々御満足之程令察次博多練酒壹樽令進入候寔書音印迄に候尙

使者可申達候條不克詳候恐惶謹言

十月二十日

松平右衛門佐

忠之花押

野村又左衛門殿

御宿所

又

一書申入候然者帶刀殿爲御見廻以書狀申入候可然様に御心得而可被下候隨而帷子三の内單物一進之候猶期後音之辰候恐惶謹言

五月十五日

黒田市正

高政花押

野村清九郎殿

御旅所

右四通内黒田高政は忠之の嫡男なり

常雄曰里田家の安家に接懇の厚き此書狀を見て知らる是亦直次公の御誠意の及す處なるべし野村所藏の書翰の如きは畢竟贅物に似たりと雖も後世又見る處もあらんかと常雄聊か意を遠きに注ぐこと爾り

公年七十
三歳
公の決死
の努力

○寛永三 丙寅年 公御年七十三歳

○頼宣卿寛永三年 丙寅秋伏見に御座なりける時同き七月台徳院殿
秀忠將軍家光御上洛同九月六日二城の御城江天子行幸の節天下の
諸侯に辻間割被付依て御三家にも御家老を二條の御城江召れ間
割の書付を渡さる紀伊殿より直次公水野淡路守重良殿伏見御屋
敷江返り御前江出て其段申上る様は尾張殿は六十一萬石にて候
故辻固町間も夫程に此方は御知行も少く候得ば是程に相定り候
由を申上る頼宣卿聞し召て夫は違ふたり左様の事の相違したる
書付請取ものかと仰せられて御機嫌よろしからず直次公申上候
は聊も違ひ申さず間割は知行高に候と申答ふる時仰られけるは
帶刀淡路とも不覺の事を申者かな間割知行高とは外の大名の事
なり尾張と我家は牛角の格式なり此故に官位初の叙爵より少將
中將參議中納言に任ぜられしも同日同刻なり殊に我には黒御紋
付たる七本の白旗並中黒御幕を下されて全く柳營の御旗と替る

事無之程事なり然れば行幸の辻固は知行高によるべきにあらず
尾州と我家とは同等の筈なりと被仰直次公淡路殿理に詰り涙を
はらくと流し家老も仕る者がかゝるたわけを盡し候事面目も
御座なく候辻固めの間割取直し參るべく候とて罷出候を頼宣卿
御覽ぜられ兩上にて極め候御書付を如何して取直すべきやと仰
らるゝを直次公物をも申さず二條御城江と打出しを淡路守殿我
等も參らんと引添ひ出らるゝを直次公押留め若氣にて候二條の
御城にて自害致すべし其時貴殿は殿を護し奉り同勢として御城
江切込討果さるべしといへば淡路守殿心得候御心易く候とて伏
見に残りけり常雄按ずるに御城江切込討果さるべし等の條安家御傳記には更
に直次公當年七十三歳と雖も敢て書し玉はぞ何人の筆頭か

却て公の鋭氣を補綴し
飾色に過たるなるべし
扱直次公二城の御城江參られしは既に丑の下刻に及べり行幸前
の事なれば御老中も公事多く各起て居申され候直次公參られ候
を土井大炊頭利勝青山大藏大輔酒井備後守忠利等見て帶刀殿何

とて出られ候哉と有ければされば候辻固の間割相違致し紀伊殿に不審を打れ道理に詰り又参り候間割仕直し給り玉へと申御老中方間割相違有るまじきと云直次公申さるゝは尾州と紀州の兩家は同格の筈にて官位とも勝劣なし此事打忘れ他の大名并に知行高の間割付の書付を請取散々に叱られ候誠に貢ふた子に淺瀬を教へられたる譬にて候早く御仕直し尾州同格の書付御渡し候へと有ければ御老中皆々申され候は兩御所様御前にて極め候間最早仕直しがたし重て御大禮の時には此方にも心得候と云直次公大の眼を怒らし將軍の屋形江主上行幸の大禮の外に又大禮有るべきや是の時當家の格式尾州家に劣り候はゞ生き甲斐なし是非共間割を仕直し玉はれと思ひ切たる氣色にて各方了簡にて仕直し申事成不申ば兩御所様江直に罷出可申候各方にも罷出られ候へと云捨て御前江出て段々申上られければ兩御所様聞召れ紀伊殿の申様尤至極なり辻固の間割尾張家同様にと仰渡さる直

次公喜悅限りなく御前を退出せらるゝとて御廊下にて御老中に向ひて望叶候て大慶不過之候若し叶ひ不申ば紀伊國を黒土に致し候はんと淡路守と申合せ候處扱々満足仕候とて伏見江歸られ候老中方も直次公の氣色には驚かれけるとぞ扱頓て御兩家共御一緒に從二位大納言に昇らせらる大君言行錄 家御傳記 參校

案するに國朝舊章錄に寛永三年丙寅台徳院殿大猷院殿入洛まし〜て二條城江行幸あり公家武家の壯觀此時より盛なるはなしとぞと見へたり直次公の御忠節なる御心を御心となさんには天地と共に久しかるべきこと有難き御恵みなるべし

又按するに義直卿頼宣卿同じく御上京御介副直次公成瀬正成赤衣冠に御騎馬布衣の士六人を左右に御召具し御馬添白張著四人なりと寛永三年御上洛記に見へたり

常雄曰本條に直次公御老中に向はせられて紀伊國を黒土に致し候はんと云々の事精神貫徹の御氣分より自然發言せられしならん今般の事件かゝる勢力を發せず尋常の理談にては事遅延に至り果して其事の途がたきを察せられ一時の權謀

を以て貫かれしならん語に曰斷而行者鬼神避之又曰陽氣發處金石亦透の英斷智謀之將是を能す直次公恐くは御得意か御城に切込云々又紀伊國を黒土と致杯の語は畢竟臨機應變奇正虚實の妙機實以て實ならず虚以て虚ならず敢て凡慮の量り知るべき所にあらず又曰直次公當年七十三歳勇氣凜然老て撓まず忠膽義肝益盛なり嗚呼公の御裔孫永く是等を忘れ玉ふなかれ常雄此條を書するに至て暫く筆を投て拜伏感佩述る所を知らず

○寛永四丁卯年 公御年七十四歳

○稻葉丹後守正勝或る時清甫と申者に當時天下の重寶を何れの國に所持致し候哉其方存じ候かと尋られしに答て某侯の寶物は價幾萬兩某家の重寶は何々と算へければ正勝微笑して我等存念とは大に相違いたし候南鎮に大珍寶器といふは直次にて候今天下には是程の寶物は有之間敷と申されしとなり燈前夜語

常雄曰或時上田章徳川茂承公の御家扶と天正元和の時勢人傑等を評論す上田氏曰昔へ人ありて當時の人傑を論せしに凡當時天下の人傑たる者は上杉謙信直江兼繼小早川隆景安藤直次なりと云々此事や何れの書に見へしや上田氏も其談は慥に覺へ

しかども何れの書に出しや覺へ當らずと語られけり

○東照宮はいかにも心の届きたる人を殊に御賞し被成候直次は無口なる人なり正成成瀬氏は輕口なる人なり大工の大和は酒飲にて我儘なる者なれども此人々は志大丈夫にて候と御相口になされけるとぞ武士はたる

○寛永五戊辰年 公御年七十五歳

○直次公江物場にての下知は如何様致候が能く御座候哉と蘆川五兵衛後入道實休尋申ければ玉も矢もはげしき中にて大將たる者眞先にさへ乗出せば自然と下知は聞くものなりと宣ひしとなり安藤舊談
常雄曰或人間嚮に大坂の役菅沼定實先陣に在て戦死せんとす直次公之を論して單騎冒進するは隊將の爲さるる所なりと其冒進を誡め戦死を止む今蘆川氏の問に答へらるゝは之に反す予此事に於て惑へりと云常雄答へて曰蘆川氏に告るは勇進を以てす菅沼氏は冒進を止む勇進と冒進とに於て大に其差あるは論を待たず且其人に因て説く所異同亦なきにあらず孔子の求有有をして進めしめ由路子をして退かしむるの意と符合せるか兵制の大事人をして教導せしむるの機密直次公

公年七十
四歳
人物評

公年七十
五歳
訓戒は人
に依て後
殿あり

其蘊奥を得玉ふ事必せり予が輩得て知るべきにあらずといへども臆測して問に答ふ

百二十四

公年七十
六歳
深謀遠慮

○寛永六己巳年

公御年七十六歳

○直次公紀府に御座被成時頼宣卿御側近く召仕はれたる者頼宣卿の御袖判を寫し取り似せを拵へ金銀を借受ける程經て此事露顯しければ頼宣卿御立腹にて此者事以來の爲なれば屹度仕置に行ふべき旨直次公へ被仰付江戸江御參府成り扱直次公には右の者を預り御領分田邊へ遣して殺害にも不及其儘戒め置れける孰れも此事を不審しけれ共名高き直次公の所作なれば批判するものもなし三年まで囚へ置れ其後直次公江戸表に御出府有て事の序に老中方へ申けるは大納言殿近習の者君の判形を似て金子を借取候右の者仕置可致旨被申付候得共各方江相伺其上にて可行と存じ今に預置候如何仕置可申付やと申上ければ左様の科人は御尋にも不及早々仕置被致へき事なるに何とて年久しく指し置か

れ候やと不審ありしに直次公申さるゝは兎角大事の儀と存じ候間將軍家の御聽に達し玉はるべしと強て申ければ頓て上聞に入れし處此事伺ふ迄も無く罪狀の極りたる者なれば早々刑罰に行ふべしと仰ありし時に直次公申は上意の趣御尤に奉存得共ケ様の大悪を仕出し候程の者なれば此以後にもいか様の巧みを致し謀判など仕候はんも不存候然る時は向後存じ不寄謀判杯の事によりて大納言殿には誤り無くして悪人に組し謀反一味の判形有之など、申様なる事有之間敷にも無之候此以後いか成る謀判出來候共大納言殿の誤り無之段兼て聞召し分らるべきとの老中方より御證を下し置かれ候は、早々仕置に申付べし左なくば以來證據の爲なれば殺害は仕間敷と申此趣又々上聞に達しける處に帶刀申分尤至極なりとて甚御感心あり如何んぞ紀州家に於て左様の事はあり申すべきや以來は謀書出候とも證據には御立被成間敷との仰を蒙りて直次公にも忝なし御禮申上夫より歸國あり

百二十五

て四年目に至りて右の科人を成敗し玉ふ頼宣卿にも甚御感なり諸家中にても直次公の忠志の程を稱し數年の不審を晴し其御思慮の遠大なるを今更存じ當りけるとなり安家御傳記明良 洪範貴而和坤

真田増譽編明良洪範 曰安藤帶刀事神君の命によりて頼宣卿を輔佐し奉る事心膽に銘じたる故頼宣卿の御生質元より衆人に超過し玉へる事を勘考し太平の後に必ず天下の諸人に疑ひを受玉ふべき所をも遠く慮りて彼の罪人を幸として右の始末にも及びしと見へたり果して後年に至りて思ひ合せし事もありしとなり誠に智と云忠と言ひ少き人傑なり

○寛永七庚午年 公御年七十七歳

○大崎立蕃村上彦右衛門眞鍋五郎右衛門三士共福三人は台徳院様上意にて頼宣卿江被召出直次公三人の衆に若年よりの働きを問ふ眞鍋先づ我身十四歳よりの働を残らず語る次に村上是も十四歳にて竹の子陣にて初陣壬生川陣にて一番鎗を致せし働より一代の事を語らる何れも聞き事にて一座の人々耳を澄すばかりなり

公年七十
七歳
公の尋問

扱立蕃が手前になりければ大崎が曰我等は與一郎とて鎗一本の者にて候ひしが段々仕上げ本村常陸が方にては鬼立蕃と云れ正則方にては一手の大將致し備後頼の城主と成候間若き時より鈍にはなかりしと思召候へと云直次公曰尤なり扱々承り事なる挨拶かなと感じ玉ひけるとなり武男物語

常雄曰大崎氏は開ゆる勇士にて和歌山に來りしは最早年齢も餘程老たれども勇氣は少しも撓まず武術等の事に付ても面白き話あり今略之立蕃は片目にてありしと雨窓閑話に見へたり大崎氏は草鞋の儘にて初めて安藤家來

○直次公或る時加納五郎左衛門直恒を招請して向後何事に不寄存寄候事は被申聞候様との事にて種々饗應あり直恒歸刻の後自筆の切紙を送りていふ今日は色々饗應辱候扱存寄候儀無遠慮申達候様との儀故申達候貴様常々淨瑠璃本を見臺に乗せ御覽候と風聞致候ケ様の儀御人體不相應の儀向後御無用可然となり直次公此手紙披見ありて大に赤面して頓て右の艸紙淨瑠璃本御見臺共

他人の言
を容る、
度量

御臺所江出し焼捨られたり扱快遊老人の眞實にて非を改たりと

直次公御悦び被遊しとぞ直次行條記快遊は眞恒の號なるべし

雅啼きに付公の面白き考

○或時頼宣卿御不例の折柄多くの鴉群り啼けるを奥向の女中方深く氣に懸られ心痛致される由を直次公聞玉ふて奥女中に向ひ鴉は尻で啼候やと問ふ女中方答て口にて啼候といふ直次公被申候は鴉が尻で啼候は怪むべし口で啼は常の事なりと被申しかば御女中方もげにもと心付き心を休められしとぞ古事雜談

公の極言

○頼宣卿の歩卒姦をなす者あり卿御手打になし玉ふて其隊長水野甚三郎に示して宣ふは汝が卒姦をなす者あり汝此事をしらざる何ぞ迂きや甚三郎聲を勵まして答けるは親の心子猶知ること能はず況や卒の心隊長盡く是を知らんやかゝる苛刻なる我其國に仕ゆることを得ず則ち自ら髻を斷て國を去る水野重良は甚三郎の所縁あるを以て明日召されて此事を詰問し玉ふ重良罪を謝す時に直次公偶來られて重良に向ふて云子何ぞ速かに甚三郎を追

返さゝるや重良頼宣卿の御前を憚りて敢て答へず直次公再三是を云頼宣卿聞玉ふて帶刀何ぞかゝる事を云ふや我隊の卒姦をなして知らず予が言葉を怒りて國を去る何ぞ又追かへす事をせんや直次公曰親の心子として知る能はず歩卒の心隊長として豈盡く知るを得んや是君の過てる也頼宣卿被仰けるは昔へ神君の時歩卒密書をして後宮の婦人に通ずる者あり其長松平若狹是が爲に其家を没收せらる此事當らざるか直次公云大御所の君と雖も人なり神佛にはあらざるなり依て過なきを得んや子必ず親にならはずと且つ罵り且つ退き玉ふ其將遠徳抄

常雄曰見聞録に記する處異同あり記して比較とす

水野四郎左衛門兄何某御科有て御改易ありける時直次公御前江参り水野何某儀は與下の者不行儀故御改易被遊由なれ共組下の者の悪事をすればとて頭の存たる儀にては無之候間早々歸参被仰付候へとて御前に水野淡路守殿四郎左衛門一家なり罷在けるが直次公淡

路守殿に向ひ水野何某を呼返しにやるべしと被仰けれ共淡路守殿も一家の事故遅滞に及ける時頼宣卿いや／＼夫にても駿州にて人御所様御仕置にケ様の者をばかく被致又ケ様なる者をば如此被仰付しとて権現様御仕置の例を以て被仰聞右の分なれば水野は歸参さすべき者にてなしと被仰ければ直次公其時親が馬鹿を盡したればとて子迄も馬鹿を見習ふ者にては候はず親の知たる事ばかりはなき物なれば親の仕たる事とても悪敷事を仕習はぬ様に被成へしと被申上しとなり水野は此時歸参被致しとなり○頼宣卿嚮に和歌山城の西南の石垣を増し築かしむ其事江戸に聞へ將軍家にて異志あるを疑はる直次公をして江戸に下り是事を申解かしむ己に發し玉ふの日頼宣卿蚤ハヤに直次公の御邸に到らせられて別を告げ玉ふ時に頼宣卿猶朝飯を喰し玉はず依て飯を奉り暫くして御歸城し玉はんとす直次公門外迄送り玉ふに頼宣卿直次公の御手を執せられて此度の東下勞苦の至りなり能く是を

辨ぜよと直次公尊慮を煩し玉ふ事なかれと直次公直に出立し玉ふに及て從臣に宣ふ様は何某何某等留主せよと時に直次公常に他出し玉ふ毎に其到らせ玉ふ所を命ぜず此時も從者の面々皆宇治宇治は和歌山城下西北の治方に當る公の御別邸ありに行れ玉ふと思ふに既にして命じ玉ふて京橋を出て本町を経て山口驛に抵る爰に於て衆人始て東下し玉ふを知る此行や路費をもたらさず賄を驛路に給せしめ玉ふ或説に御旅費は大坂岡崎掛川處々の城主に借用被致しとあり既に江戸に到り閣老に謁し將軍家和歌山城石垣増築の故を以て紀伊公を疑ひ玉ふ頼宣卿若し果して異志あらば進んで大坂城に據るべし何ぞ區々たる和歌山城を保んやと此御一言に閣老を始め衆議悉く氷解す其比築かるゝ所は今日存する高石垣是なり武邊唱聞書

又或る説に頼宣卿直次公の御邸に被爲入直次公の御手を御取被遊彼の事を頼むぞ近比大儀ながらと被仰て御歸駕ありける直次公俄に御乗物にて急に御用有之江戸江下り候と被仰渡道中四日

振にて江戸江御著なり是は頼宣卿より紀府城普請の事を公儀の御願遅滞しける故直次公江斯くは被仰しなり直次公此度紀府城普請の儀紀州は一揆所にて候故兎角要害の爲普請被致候義にて毛頭御氣遣被遊候儀には無之若し逆意を挟み候得ば大坂の城江楯籠申儀に候城普請の義を御許容被成候様にと言上ありければ紀城の御普請御願の通り相濟候由此時白生の鷹を賜ひしとぞ家安

御傳記
見開録

○或る時直次公髪を結はせられ候節頼宣卿御入被遊候と申上けるに直次公少しも騒がせられず板板卜齋酒井三伯呼に遣せ候へと御申付御心靜に髪を結ひ終らせ玉ひ頼宣卿の御前江御出何やらん暫く御密談有之御歸可被遊と被仰ければ今日は是にて夕膳被召上候へと卜齋三伯を御相伴として呼に遣し申候と被申上ければ頼宣卿左あらば其通りにすべしとて悠々と被成御座御歸り被遊候とて御立關にて直次公の御手を御取り被遊彼の事を頼むぞ

近頃乍大儀と被仰ければ直次公被仰けるは家來に物を言付る連左様成事を被仰候ものかと被申上候なり頼宣卿御返り被遊と直に直次公則駕籠を出せよとて出させ御乗被遊候故御禮に御登城と推量して御城の方江御駕を出し候得ば御駕籠を叩き被遊に付御中屋鋪和歌山城下
丸町の方へ昇ぎ行候へば又々御叩き被遊ゆへ本町へ昇ぎ行候へば御だまり居被遊候故扱は岩橋瓜畑各御下
屋鋪へ被爲入候哉と彼の方江昇行ける田井の瀬まで行ける時被仰けるは我等急に御用にて江戸江御使に行くなりと被仰ければ御家來等大に驚き夫より御屋敷へ人を走らせ右の御様子を申越に付御供の人々追付候となり扱直次公堺迄駈行政所江御入被遊けるに政所出迎ひ何の御用にて御入被成候哉と伺ければ我等急に御用にて江戸江下ける由仰せ終りて又仰られけるは只今魚の棚を見候へば鰯有之間料理申付候へと被仰料理致させ候へば政所思ひけるは若しあてられ玉は、いか、なりと思案して給仕人にしかくの義

を言ひ含め鯨汁を鍋ながら座敷江持出る迎給仕人態と跪き倒れて打返しける故直次公大に残念がられし由御道中四日振にて江戸御著被遊し由右は頼宣卿より御城御普請の事を公儀江御願被遊候處御願の儀遲滞致し候故直次公を被遣けるとなり直次公公儀へ言上致されけるは此度城普請相願候は紀州は一揆所にて御座候故要害の爲被致候故の義にて毛頭公儀御氣遣被成候義にては無御座候若又逆心の存意候へば大坂の城江取籠り申義に候普請の儀は右之通りに候得ば御許し被成候様との義達て言上候由此度公儀より直次公江十萬石の御朱印被下置けるに御朱印奉還白生の御鷹拜領仕るよし去るに依て御城御普請御願の儀も相濟候由見聞録

常雄曰以上三章共其趣意大同小異なるも集めて一章とせば舊記の體裁を失はん事を恐れ故に竝べ記しぬ

○古人の咄し傳へに御入國紀以後直次公江公儀より御下増地を可

加増辭退

被下置の旨御内意有之處御辭退被申上左様候は、其代りとして道中筋鷹遣ひ候様に仕度と奉願候に付其通御赦免なり今に御道中紀の國様御遣被成し御鷹札と申も安藤帶刀と御名前有之由なり如何様の御存意にやと言傳ふと云安藤談

拜領の白生の鷹は何國にても放鷹出來候由舊記

舊談に云直次公十萬石の御朱印を御辭退の上道中筋御放鷹を願濟相成しを如何様の御存意にやと云傳ふとあり常雄謹で按ずるに慶長年中幕府より石川氏主殿

戸田氏山城主を南龍公へ附屬せらるゝの命ある際直次公固く辭して容れられずまして今日に至り公御加恩あるとも何ぞ甘んじて是を受玉はんや畢竟尋常の者と雖も是を受くることをせむ況賢明の公に於てをや

○寛永八辛未年 公御年七十八歳

○同年八月前將軍秀忠御不例に付直次公紀州より早船にて江戸に御著此節前將軍家より白生御鷹を賜ふ安家御系譜同御傳記

常雄按るに是頼宣卿の御代りとして將軍家の御不例御容體を伺れしならん直次公御齡八旬に近づかせられ玉ふ御老體にして紀州より早船に召れ二百里外の波

公年七十
八歳
老體を不
願君事に
盡す

瀧を凌ぎ御東行の御一舉其御氣象の勇烈なる恐察するに堪たり暖衣飽食の貴族は更なり凡下の者と雖も無事安泰の汽船すら猶寒心落膽す常雄此條を寫すに及で覺へず筆を投て拍案驚歎す

公年七十

九歳

二代將軍

御他界殉

葬に擬し

公の建碑

○寛永九壬申年

公御年七十九歳

○同年正月二十四日前將軍御他界奉稱台徳院殿

○同年三月直次公下野國日光山妙道院に御石碑を建玉ふ是殉葬に擬し玉ひしなり

按ずるに日光山妙道院には諸侯旗下の石碑を存す然るに直次公御石碑陵谷の變迂にて其所在を失す時に文政中三佛道の邊りを穿て漫りに御石碑を得たり天保五甲午年實に直次公二百回御忌に當り玉ふ因て右の御石碑を元の地に再建ありしなり前代事林に曰御石碑面御法號見明院様と申上候御舊記類は先年御類焼留扣等は一向無之略

○寛永九年直次公御下邸を市ヶ谷坂内に賜ふ

按ずるに紀公御年譜に此年寛永九年七月二十六日頼宣卿御屋舖拜領と見へたり此御邸は近來の赤坂御屋敷なるべし明治六年五月より離宮と成る

市ヶ谷に下屋敷を賜ふ

寛永後竹橋御門外の御上屋敷肥公の邸は明曆三丁酉年の大火に焼失し其替地として麴町にて御邸を拜領す

公年八十

○寛永十癸酉年

公御年八十歳

○紀伊國有田郡の蜜柑は國産中の最盛なる者なり其初直次公肥後國八代より蜜柑の穂三本御取寄あり有田郡は相應の地なりとて同郡山田村は直次公の封邑の内なれば一本は山田村二本は他の村へ接せられしが山田村へ接しは生立ざれども他の村へ接しは能生立て直次公の御鑑識の如く其地に應じ味ひ殊に勝れたれば今の如く漸々繁殖して海内に名高く盛なる事となれり土人語り傳へて直次公の御仁惠を尊むと云偶記舊

按ずるに頼宣卿の夫人は肥後侯加藤清の息女なり其比は肥後往來もしばく有りしと思はる上

○金毘羅靈驗記に頼宣卿江戸御屋敷に鐵砲御籠置被成度思召候得共御制禁嚴しければ新に御籠置なされがたし其時直次公の御計

鐵砲籠置に付て公の處置

公の蜜柑植付と山田村の關係

ひにて紀州より公儀江鐵砲御獻上被成度との相願ありて御願相濟ければ鐵砲鍛治に仰付られ出來致しければ鐵砲鍛治共江戸江持參致候處直次公御檢視ありて出來あしき迎散々に御叱りありける故鍛冶共大に恐れ罷歸り候て早々入念張立又々江戸へ持參致しける時今度は出來宜しき由にて其鐵砲は獻上に相成初の鐵砲は御屋敷内へ御籠置に成り以上前後の代價は仔細なく御遣しに成しとぞ

按ずるに靈驗記は虚説多き書なれば實否いかつと思ひしに或る時橋爪の紀伊家の軍術に傳へし秘説中に紀州より鐵砲御獻上の事と尾州より海上警固船御願の事を並べ記せしを見たり然れば虚説にてはなかりしなり懷舊偶記に出づ懷舊偶記は安家の奮臣山本別府卒

武の記する所なり

○山東の庄紀伊國内永山村より貴志同上地名長山村に至る山間に大池あり往昔土人願に依て掘せらるゝ所なり大體成就せし時直次公御檢視ありて願濟の坪數より狭し此邊まで掘べしと御指圖ありしか

山東の庄永山村に關する公の遺徳

ば御指圖の如く掘し故此池水を田地に漑し數ヶ村旱損をしらざるは全く直次公の御仁澤なりとて土人等彼池の邊に小祠を營み直次公の御仁徳を尊み今に至ると云同上

按ずるに三四年前文化山本清平の父南木の藩士山東邊の里民が談を聞しとて山本別府同藩語りし事あり嘉永五年三月朔日土井儀一同藩彼の御祠の事を貴志村にて土人に尋ねしに土人等も古老の語り傳へしを聞しとて其所を教へしかば其所に至り見るに形ばかりの小祠松林の下に在りしかば拜し奉りて昔を思ひ出し侍べりと語りき二百餘年御祠の事蹟は我藩中にて語り傳ふる事なかりしも今年に至り土井氏詳にせし事其志の至りを感じ玉ふにや奇なりと言へし山本別府も同年同月十三日參拜せりと同書に記せり

○昔へ尾州侯へ木曾山を進ぜられし時紀州へは御沙汰なし頼宣卿御不快の御様子なりし由其時直次公御登城ありて尾州殿へは木曾山を進ぜられ紀の國殿へは大杉山を進ぜられ辱奉存よし御禮被仰上しかば大杉山を進ぜられとなりし由大杉山といふは熊野に接したれど地は勢州に屬せし大山なり同上

大杉山拜領に關し公の魂膽

○園部六十谷兩村紀伊國名神郡中は毎年八月十一日山祭といふ事あり是は兩村の山々年久敷鎌留なり山林繁茂猪鹿多く田畑を荒し難澁の旨百姓共鎌留御免毎々願出候得共御取上なし依て兩村にて數十百人徒黨して直次公御邸迄願出候處訴訟の趣御聞届有之早速御免被成候故兩村の者共悦び全く安家安藤家の御蔭なりとて御免ありし日は八月十一日なれば毎年八月十一日御家安藤家の御武運長久の爲なりとて園部の社にて駟馬興行致し餅を春き酒肴を調へ神事を修しけるとぞ上同

○直次公は常に御放鷹を御好にて大猷院様御代或年江戸にて御法度の鷹場へ直次公の鷹匠参り鷹を遣ひたり御鳥見より此旨申上るに依て直次公に吟味致さるべしと御老中より申渡さる然るに直次公吟味ならざる由にて一向構ひ不申去れ共御大法の儀故其分に被成がたくひたもの申渡さるれども直次公一向に構ひ不申ゆへ直次公の御別懇なる何某に申含らる其人態と御老中の使と

なり直次公へ罷越御法の儀且上聞にも達したる事に候間詮議被致可然旨申さる其時直次公申候は此者詮議にも不及とくより相知れ有之候不調法の奴に候得共此者を出し候ては我等一分立がたく候我等鷹數寄は隠れなく候帶刀自分に申付ながら難儀の場所にて鷹匠を捨て申など、申儀ありては帶刀立ち不申御法にて其分に被成候は、手前切腹致候は、埒明き候餘人は存ぜず此帶刀は權現様御目利を以て紀州江御附被遊候ケ様の處にて腰が抜ては御目鑑違と言物にて候とて猶更に取合申さぬ故其分に相成りたり程なく頼宣卿御暇にて御國へ御發駕の時直次公にも御目見へ例の通り有之御恩賜あり候上にて御鷹を下され品川より鷹を遣ひ罷越し候へと上意に御座候前の事御聞被遊御感賞と其頃取沙汰有之候君を君臣を臣と申すべくやおもしろく覺へ申候小嶋業外傳見聞録

長澤伴雄曰此一條白石紳書に記されたり大同小異にして紳書の方少し委し御老

朝倉重直
と撰斥

中松平伊豆守殿より内證にて井伊掃部頭殿に通じ石谷將監を使にて彼鷹匠を切
て申譯可有と申されたとあり又品川より鷹を遣ふて參れとて下されしは大猷
院様御前にての事なりとぞ猶紳書を比較すべしと云々

尾紀水三
備と公と
の間に付

○寛永十^{癸酉}年^{除邑録大名高崎に於て切腹とあり}駿河大納言忠長卿上州
高崎に於て御事ありし後忠長卿の御附人朝倉筑前守重直^{宣正は}
將軍家江召返されし時直次公には重直に御一言も仰られず重直
何故に舊好を捨られ御詞も交へられず候やと申ければ直次公色
を正して其許は君の御愛子を輔佐して其愛子をして不測の罪に
陥らせ玉ふは何の面目ありて人に交り申べくやと申さる聞く人
直次公の御言葉を感じり^{毛衣の}とぞ
○家光公御不例の義に付諸大名何れも御目見等三年無之事ありし
に少し御快然にて御庭へ出御被遊候を御三人様^{水紀}被聞召御庭
へ被爲出程なれば御目見御請可被遊なれば御登城可被遊候をと
御相談被遊此時直次公公儀の御老中の列に替て御城に御詰居ら

させられし故直次公迄御登城被遊可然哉と水野淡路守殿を以て
被仰遣淡路守殿直次公^江御對面すべき由いひ込れければ直次公
御出合不被遊數刻に及ぶ故淡路守殿罷返り右の段申上ければ御
三人様御相談にて兎角御登城可被遊由には御同道にて御登城な
り御老中何れも御迎に罷出御挨拶有之處直次公御出被仰けるは
御登城被成候て能き時節には此方より御知らせ可申に早く御下
城被成候へと御通り道に立防がり被遊候へば御三人様被仰ける
は是迄來りたる事なれば兎角通り可申と被仰是非御通り被遊候
はんとし玉ふを直次公頓て尾州様の御手を取り御登城被成候て
能き時は此方より御左右申候とて無是非押出し奉りけるまゝ皆
々様御下城被遊候となり^{見聞}
○或時御三人様^{水紀}紅葉山^{幕府御本丸御}江御參詣被遊候處江直次公
御頭巾を御腰に挟み御出被遊頼宣卿御杖を御渡し被遊候へば直
次公御心得遊して頭巾を御著遊し候て御三人様御座被遊候處^江

公の肝煎

御上り被遊候はんとするを頼宣卿は右の御手を御取尾州様には左の御手を御取水戸様は御腰を御押へ被遊候て御上り被遊候御三人様共に直次公を如此御懇に被遊候由見聞尾州様常々頼宣卿江被仰けるは帶刀は貴公御一人の家來とのみ不可思候何事の出來候時は拙者も帶刀を頼み申さねばならずと御物語の由頼宣卿江御書参り候時分は御端書に猶々此儀例の老人人へは沙汰なしと御書など多くありけるとなり例の老人とは直次公の御事の由上

○水戸様御裝束の袖にかゝりて政宗の烏帽子落たりしかば御城中の事にてはあり政宗大に怒り思はれける此事を直次公聞玉ふて頓て政宗方江行て御目にかゝるべき由被仰候政宗は病氣に候へば得御目にかゝり不申候直次公御病氣ならば御床江可參候とてずかゝと通りケ様に承り候是大き成る御心得違と存候御主の子にて候へば少しも恥にあらずいざゝ水戸殿へ御越候へ御同

和歌山城に於て公の權威

道可申となり政宗いや先づ參上は申まじと言れければ兎角我等同道致し御中直し可致と御袴出され候へとて無理に同道し水戸様の御前江出候て今日於御城政宗心得違候て無禮致候只今迄の通り思召被下候へとの義にて參上被致候と被申候夫にて首尾能相濟候とぞ此時政宗異儀を言ひたらば即座に刺殺し其身も相果る合點でありしと直次公後に被仰しとぞ見聞録 常雄曰當時戰血未だ乾かず殺氣猶收らざるに小事より大事に及ばんことを察し玉ふての御紹介なるべし事柄は瑣細に似て左にあらず實に憂國の御深慮仰ぐべし尊むべし

○蘆川十休老紀公御城和歌山より下りて扱々今日笑止なる事を見たり三浦將監殿環を帶刀殿叱り被申候はこなたは小身なりしを此方江紀州被召出一萬石被遣候何不足有て御奉公を疎略に致され候哉叔父顔せられ候はゞ殿迄もなしおつこすり申ぞやと被申候へば將監殿うつむき何共不被申して居られけるとぞ見聞

公の英断

○三浦長門守殿公後定環紀壯年の比御仕置事其身の行作何か不出來なる義有之たるを直次公御直談に御異見被申とて其方は御用にも立べき者と殿にも思召紀州迄召連れ我々もたのもしく思ひしに扱々沙汰の限りなりと御詞を詰させらる其體さらさら唯子を親の叱る様なりし長門守殿平伏して痛入計りなり同席布施佐五右衛門後三既居合せ被申たるが直次公の御氣色中々息もならぬ仕合にて歸宅して覺へず溜息出たる由佐五右衛門後日物語なり安藤

○伊奈圖書は大夫殿正福島に出入の時井伊掃部頭殿行て色々と被申候へ共腹切る事をせず直次公私が可參とて其儘行て對面圖書此度切腹せざれば御爲に悪敷が夫でも切腹すまじきやと言ひ様引拔即首打落し提て出ければ圖書の家來騒ぎける時上意なり皆々さはぐべからずと言て即首を持て御前江出て是にて事相濟候此仕方より外なしと被申候由なり見聞

常雄曰圖書の一件は諸君にては只井伊殿の扱にて圖書切腹のやうに記せり然る

太平記愛

經費に係
はる細心

公の處置

に本條の如きは常雄に於て初て見る所なり爰に直次公平生諸事の御所作を按ずる此度の事件も亦實事なるべしと思はる是國家の亂緒を深く慮り玉ふて斯く神速に計ひ玉ひしなるべし尙可考

○直次公常に太平記を讀玉ふ語をもてこいと御意被遊ければ御見臺に太平記を乗せて御近習方差上るとぞ安藤

○直次公并に水野對馬守殿在江戸の節御扶持方の定め三百人扶持宛なり然る處直次公へは二百九十四人分渡るなり是直次公大方御殿支度なりし故其時節御斷りにて候か六人分御臺所江渡り今に其例なる由正徳年中役人の咄なり安藤

○豊島刑部一類御たりの時從弟迄公儀より御尋なり此節豊島半之丞後入道申出るは私事實は遠く候得共先年從弟分にて御國江被召出候此度從弟にて候旨公儀江御達被下候様にとの事なり直次公被聞召曾て從弟にては無之由被仰し處半之丞達て申張りければ從弟にて無之と帶刀がいはゞ其分にだまり候へ不調法なる申

立なりと思さま御叱り被遊終に公儀江御達に不及相濟しとなり

安藤

○小笠原七兵衛儀金錢を貯へ置其上にて御暇を取上方江引込右不

届の内存追て相聞へたる時直次公被仰は左様の者は討せ候が能

く候とあり因て山野井總兵衛を被仰付京都町屋にて總兵衛打留

安藤

○堀尾帶刀一生の間我高名を人間へども語られず是至て武の徳な

りと言傳ふ紀州故帶刀も同意なりと世に稱す云々夫故長久手大

坂の外は何事もしれざる由御家譜安藤にも永田順齋記せりとあり

安藤

○直次公御書札寫

從殿様拜領仕るに付而飽十盃爲持被下候過分忝無く冥加仕合に御座候御次而の

刻御前可然様被仰可被下殿様御無事に御機嫌能被爲成御座候旨何よりく目出

度奉存候私儀一段無事に罷在候間是又可然様に被仰上可被下候恐々謹言

三月九日

安 帶 刀

處分

美事

公の書札
文意醇厚

直 次 花 押

坂部權兵衛様

常雄曰此書蹟は安藤舊談中に記せるを謄寫す只惜らくは傳寫數回に及び終に御書體を失す只御文意の御醇厚なるを欽慕の餘り謹寫する而已常雄嘗て公の御眞蹟を江戸市中に得て祕藏す御筆勢黒痕雲烟起兮龍蛇奔矣今日猶御氣象を伺ひ知るに足れり爰に謄寫せんも我所有を憚り且響の坂部氏に贈られし御手簡にて他は却て載せざるも可ならんか

○直次公會て被仰は東使彈正といふ者ありしが何方へ參り候哉殿

へ置候て進め度と市川甚右衛門聞て我等知行の邊に彈正と申者

有之候由承り及候若夫にてはなきやと尋ぬるに果して東使なり

直次公即御對面あり四百石にて御奉仕に出まじきやと問ひ玉ふ

我等年寄にてはした知行に仕ふべきやと承引せず馬鹿な事申

者かな子共の爲に候間出候へと進めらる左候へば兎も角もとて

御請申すと云安藤

○直次公御弟重信公對馬將軍家に奉仕し御政事を執り玉ひ上州高

百四十九

公東使彈
正を任用
す

御縁家に
對する公
の心入れ

崎の城主たり御子重長公進右京御相續し玉ふ直次公には御親戚と雖も常に屢々往來も無くいらせ玉ふに或日殿中にて重長公に御逢ありて今日退出がけ君が邸を訪ん我が爲めに饗應せられよと重長公大に喜び直次公を厚く款待し緩々御物語りて直次公御佩刀を其座に遺れて御歸駕し玉ふ重長公近臣をして御刀を持せて御跡を追ふて參らせければ直次公御駕籠の中より別に御刀を出され劍は君子たる者の武備暫くも其身を離るべからず吾何んぞ是を遺れんやと其人返りて重長に申す重長公此言を聞て涙を流して言帶刀主には必ず隱居せらるゝは遠にあらじ是刀を遺し留て訣別とする意ならんと果して直次公御歸國の上に致仕し玉ふとぞ記、燈毛衣故誌、燈前夜話

○寛永十一甲戌年 公御年八十一歳

常雄曰公老年に至ると雖も公私の別なく忠純德行幾多の御功績がある必定非の御言行あらん只惜らくは其御記録の詳に存せざる事實に遺憾とす

公年八十
一歳

御世編叙

公年八十
二歳
御不例

○同年直治公御叙爵飛驒守に任ぜられ玉ふ御年二十八歳

○寛永十二乙亥年 公御年八十二歳

○直次公御不例の節は前將軍家より御内書を賜り御老中土井大炊頭利勝井上主計頭正就永井信濃守直政連名の御奉書を以て御尋被遊將軍家よりも御内書を賜ひ御尋被遊又平生には朔望五節旬歳暮等には公儀江御禮被仰上以上安家御系譜

御逝去

○寛永十二乙亥年五月十三日直次公江戸一つ橋外代官町御上邸に於て御逝去御法號藤巖院殿崇賢居士直次公御遺言にて市ヶ谷左内坂御下邸にて御火葬御遺骨は參州桑子村明源寺御先塋の地に奉葬後に紀州和歌山城北に一字を御創立有て崇賢寺崇賢寺は御三代義門の御世に御建と號し奉る直次公御逝去の砌殉死山口彌六平上安家御系譜以常雄曰其後天明四年安藤彦四郎直之公御分家重能公より六代目御追福の爲め御石碑を御火葬跡市ヶ谷左内坂に御建立し玉ふ後明治八年六月三十日御當主安藤弘三郎直禮君重能公十右の御所有邸を大後秀勝直禮君に御譲り渡しの節御石碑を小石川金

杉町安家御本邸へ引取り移し奉る其翌年明治九年十一月安家深川安宅町へ御轉居に付御石碑は東京府下麴町區八丁目栖岸院安藤家御に移し奉る

御石碑

正面 藤巖院從五位下帶刀長崇賢大居士 冢

御銘 御石碑の横面に刻す

藤巖公諱直次初稱彥四郎更稱彥兵衛後爲執政叙從五位下稱安藤太郎世々其族爲安藤氏數世遂爲三河人公祖父太郎左衛門家重任贈亞相德川公及神祖家重長子木工助基能掌旌旗之政戰沒三方原之役矣公乃其長子也幼在公所姉川之役遠州犬居山家之二役及長篠高明等之師無不從無不有功長湫之役西師敗績槍刺池田勝入父子不爭不伐俾永井直勝得有功焉忘于懷志在於折衝矣神祖曰一日刺兩將令彼喪其魄者其誰與大坂二役傳南龍公將駿遠之總管軍務及其大戰長子重能戰沒而不顧勵衆大克焉元和二年南龍公因臺命封遠之懸川加賜萬石併舊二萬石五年從南龍公移封紀州而徙田邊加賜一萬石隸橫須賀隊士給其田祿三萬五千石寬永十二年朝東都五月十三日病卒享年八十有二大德之所致富貴而壽如之南龍公使那波道圓記其功烈悉矣僧諡藤巖院崇賢大居士遺命茶毘歸葬舊藉三州桑子姑殯一谷外邸之園今茲相距百五十年猶尙典薦殯位今而不識恐其失墜直之奉其祀不可不勉也乃建石而記

銘曰鳳來之嶽龍興之天爵勃秀氣斯降英雄輔漢控項震山蕩川一穢兩魁創業惟全奮厥果毅馳聲八埏功大不伐己史編維德得壽八十二年爲相恭默生才星連積善所貽本支縣聯

天明四年夏五月

安藤彥四郎源直之撰
外臣杵築藤山惟熊書

○寬永十二年五月二十八日將軍家より上使酒井讚岐守忠勝頼宣卿御館江參られ直次公御死去の由達上聞御悔被仰上候なり上同

○此比大猷院殿御不例に付直次公御逝去之儀御老中より御聽に達せず同月二十八日達御聽候處御老中一統殊之外御叱被爲成候程之御懇之上意にて同六月朔日酒井讚岐守より直治公江御申越有之候由安藤家御系譜

○同年七月十二日直治公御家督の御禮公邊江被仰上紀公御年譜安家御系譜御傳記

直治公御傳略

○從五位下安藤飛驒守藤原直治公は直次公の御二男御母君は直次公の御妾貞松院殿と號す安家御系譜

常雄按するに御系譜に直次公の御妾は藝州家士寺西兵大夫の女寛文二壬寅年十月六日和歌山にて御逝去とあり然るに藝州は慶長五年迄毛利家數代の領地なりしが其後福島正則の所領となり元和五己未年に至りて淺野家の領地となれり然らば直治公の御誕生は慶長十二年なるを以て考ふれば寺西氏は毛利家の士か將た福島家の士か兩家の内の士なるべし尙可考

○慶長十二丁未年直治公駿州にて御誕生御幼名千福丸長次郎後彦兵衛と稱し奉る

○寛永十一甲戌年從五位下飛驒守と御紋爵

○同十二乙亥年七月御家督御相續直治公御年二十九歳の御時直次公御逝去

○同年七月十二日大猷院殿江御目見へ御家督御禮被仰上御懇の上

意にて葵御紋彫御鍔御縁御小柄瀬戸御茶入を拜領

安家御傳略假名御譜記

常雄曰或る書に慶長十一年丙午年直治公御誕生とあり公寛永十三丙子年御齡三十歳にして御逝去見へたり慶長十一年より寛永十二年迄年歴三十一年なり然らば慶長十二年の御誕生を確證とす

○直治公は御父直次公に少しも替る事なき名譽の大將なりと稱譽

南龍公言行録

公と直治公の酷似

○或る時直次公直治公江其方事我等が眞似を被致候との風聞に候如何なる心得に候哉と宣ふ直治公御答に未だ御存じ不被遊候や權現様より御後見との御事に候得ば父君御存名の内の御仕置の事見習ひ候得ば後々に至り候ても何等の世話も無御座候何事も被遊候通り仕候と仰らる其時直次公宣ふは扱々御身は我より生れたりとて御喜悅の由其故は直治公常々公事は不及申行住座臥ともに父君を見習はせ玉ふに人々申候は左までも親を見習はずともと竊に笑ひけるが今度直治公の御答振を聞傳へ笑ひし人々

頼宣卿直
治公の所
縁者を登
用に付同
公に協話

直治公の
難言

共に恐入られしとぞ忠祐覺書古
老雜談參校

○頼宣卿或る時直治公江御内談被遊候は忠兵衛藤安事年寄に可申付
と存候如何存候哉と被仰候御答には所縁ある忠兵衛儀に御座候
得ば可然とは不申上候併し勤兼候忠兵衛にては無御座候此儀は
如何様共御心次第被仰付候様にと被仰上候得ば其方存寄無之候
ば可申付由にて則翌日御呼出し忠兵衛御年寄に被仰付候由忠祐
覺書

因曰忠兵衛殿は安藤太郎左衛門尉家重公の御四男金助家次君の御子の由左すれ
ば忠兵衛殿は直治公の御伯父君なり此此の年寄役は執政を指してかく唱しなり

○頼宣卿或る時直治公江歴々の浪人を御抱へ被遊度御相談ありし
時左様の儀は中々相成不申と仰上らる此度は何分にも直治得御
請不申候此上達て思召も御座候は、御心次第被成候様私是不罷
成候間江戸表江相伺可申と被仰上御用役罷出御前之儀御機嫌不
宜候間御控被成候様申候處直治公御用役をばはたと睨み御前の
善し悪しとは其方杯の儀なり此飛驒守に向ひ推參なり今一言申
候へと御氣色常ならず候に付御用役も引に引れず迷惑致し候頼

宣卿御容體御年寄衆にても候は、御腰物に御手を被爲掛候程の
御顔色に候得共權現様より思召を以て御後見の御事に候得ば無
是非其座を被爲立候て後御年寄衆御用役中江被仰候は扱々此度
之望叶ひ不申ては置間敷と存詰候得共飛驒守承引無之不及是非
と仰られ候由上同

常雄曰當時干戈を収るの日未だ遠からず愛を以て幕府に於て漫に諸侯の叛心あ
らん事を配慮せらる殊に南龍公の御氣象英邁雄偉なる幕府竊に意を爰に注ぐな
きを得ず是時に當りて天下有名の諸浪士をして紀公の手に屬せしめば必しも一
層疑團を招かざるを得ず直治公高意を爰に著し言を盡して止められしならん南
龍公も亦直治公の至言を凌ぎ玉はざるは實に良將の大器量と言つべし

○直次公御大病の時頼宣卿より御内々御用役正木五郎右衛門を以
て老體の儀に候得ば随分養生致し候様に其内には御見廻に可被
爲入候得共先内々用事も有之候に付五郎右衛門を被遣候となり
直次公殊の外御喜悅の折柄五郎右衛門又申候は飛驒守にも同様

直治公の
英邁

勤候事故采配の義其許之通り勤候儀と仰之次第を述候處直治公
 正木五郎右衛門江御挨拶もなく直次公に向ひ何を御落涙被遊候
 哉と被仰候得ば先々唯今被見候通り五郎右衛門参り紀伊殿より
 内々御懇之儀被仰下候と御物語被成候處直治公申上候は夫を忝
 しと御悦び被成候哉私儀は毛頭悦びには存不申候國之采配之儀
 は父君御死去之後は我等ならでは採り候者外に有之候哉私取り
 不申候は、紀伊殿御自身御採被成候より外無御座候左様に相知
 れ候儀を被仰候紀伊殿は大成たわけと存候五郎右衛門早々罷歸
 り直次は悦び候得共飛驒守儀は以の外立腹致し扱々紀伊殿はた
 わけなりと申候由無間違申様にとの仰に付五郎右衛門罷歸り其
 段申上候得ば頼宣卿御感涙扱も飛驒守儀上様御目鑑を以て被仰
 付候父直次が子なりと被仰候由上同
 ○或る年の春御謠初の夜頼宣卿御登城被遊候時御旗本衆の中頼宣
 卿の御腰ねきへ跪きこけかゝりける時直治公其人を引摺み外へ

公平の所見

寛恕

投げ出しける由右の人其時の事物語り致し恐怖しける由見聞録

○直治公御雑談に直次公には總て依怙不仕とて自分江出人の衆の
 善悪共に御前江不申上と聞及候是は大に依怙にて候御爲になり
 可申様無之候能く知りたる輩の事は猶以て可申上義と我等は存
 候と被仰御父子ともに何れを何れと可申やと其比評しけるとな
 り見聞録 藤原安

○直治公は召使れ候者などを御叱り被成候事無之或る時用人何の
 五右衛門と申者書状の案文持出たるによるしからぬ處四五ヶ所
 も有之を能く直し申されて常の御顔色なり遠山宗卜其座に居合
 せ扱慮外ながら承り度事御座候あれほどの義は私共などは叱り
 不申候では捨置難く候御叱り不被成候段如何様の品に御座候哉
 と不審申ければはて否ことを被申候我前江出す下書なれば随分
 念入認めたるにて候得共文言あしき處はあの者が足らぬ處にて
 少しも怒る事にては無之と被仰其座にて聞たりと後年戸田藤入

物語なり見聞録安藤書
談紀士物語

○寛永十一年大猷院殿三代將軍
家光公御上洛の時伏見江三浦長門守渡邊若

狹守各紀伊家
の重臣被相詰直治公は京に御座有て御用之儀共直治公江伺

ひ不申では兩人中々取極め候事遠慮なり上同

○直治公御代安藤忠兵衛殿本家長屋共田邊にて切組船廻しに致し

若山にて取組被遣候由長屋も二階立にて被遣候得共直治公我等

が家とても末々に至り二階長屋持傳へがたく候半とて引切建候

由忠祐
覺書

○直治公或る時心安き衆江自分部屋住の昔隨分儉約なる育にて鼻

紙など毎月宛がいに候我等父君の御仕方御尤なる事と今更存

じ當り候我等も子を持候得ば同前にすべきと被仰戸田藤入若年

の時直に承り候とて物語りなり見聞
録

常雄曰家屋は雨露を凌ぎ寒暑を避るの具なりと雖も往々驕奢に流れ自然善美を
盡すに至る然るに直次公南龍公の御座所御造作を戒め直治公の二階長屋を停止

せられ且御部屋住の昔などの條々容易の事にあらず既に明治紀元後置縣の際ま
で遺存せし和歌山丸の内なる安家の御本邸御使者の間と稱せしは其營造の素朴
なる事人々能く知る所なり總て此等の事に就ても儉を節し奢を戒め玉ふの御賢
慮後世御子孫忽略して見玉ふなかれ

直治公の
應答

○直治公江戸にて尾州の成瀬隼人正成殿に約束有て紀州鍛冶に

刀二腰打せ何れも一の胴を落し尾州江被遣翌年京都にて御參會

隼人正被申は去年新身の刀殊に様し送られ満足申候但し尾州に

て試候得ば二腰ながら不仕候打直し玉はり度とありければ直治

公宣ふは異なることなり紀州にて試し時は大切れ仕たり然るに如

此の上は打直し可遣と隼人正殿申は紀州にては能く切れ尾州に

ては不切は尾州の者は骨が堅きかと戯れらる直治公聞もあへず

尾張の者の骨が堅きにてはなし尾張は士共の腕が甲斐なきゆへ

なり紀州の士共はなま切なる刀も能く切れ候は腕が強き故なり

と御返答ありたりとぞ聞く人直治公の頓智なる事を感じ武功要名
秘録武勇

常雄曰此時の刀は初代文珠重國が作りしと聞及べり其作の鋭鈍は先づ闊つて論せず直治公の御即答は是平生武事の心懸厚くして精神に御油断なき故なり唯御應答の頓智をのみ感ずる如きは尋常一様の人なるべし一席一言の應答と雖も常に勇武の御心懸なくんば何んぞ爰に至らんや一言終に史編に垂れ千歳に傳ふ豈思はざるべけんや

直治公并伊掃部頭を挫く

○井伊掃部頭直孝屋敷櫻田外御拜領の砌御城にて掃部頭江歡を申人あり直孝申候は先住加藤肥後守正清は奢り物ゆへ普請も結構にて候と申其席に頼宣卿被爲入掃部と御呼懸け肥後守を奢り者とは如何かと被仰候に付直孝迷惑仕り其儘頼宣卿の御前江進み出誤り奉り候と申上候頼宣卿誤り奉り候と申候は、其通り之事と被仰此時直治公は掃部頭の腰脇江差寄り猶又慮外を申候は、押伏可刺殺御氣色にて候元來直治公には掃部頭と御懇意なる故其故御對面の節扱々先日は卒忽を迷惑致し候其時は貴殿後詰を被致候

忠勤

と被申候へば直治公日比は御懇意にても主にはかへられ不申と被仰候紀老談

○一年宇治川和歌山城下にあり大に出水す頼宣卿之を御覽被爲遊んとて早天より彼所に至らせられ堰の上より川を隔て遙に向ふを望玉へば何人ともしらず只一騎暴流を渡り來るあり頓て近づくを見れば直治公なり公被仰上げるは昨日君此大水を御覽遊さるゝ事を承る故に今曉より此處に來り川の深淺を試しなりと衆人大に驚き且其御氣象を感ずと紀士談

直治公の鋭き考案

○頼宣卿御薙刀持に彌五兵衛と云ふ者ありて年久敷紀州家に仕ゆ一説に駿河より御供仕るとありあだ名を目玉彌五兵衛と言ふ一日頼宣卿御登城の時御行列櫻田御門に至る比公儀の黒鉄の者來かゝりて御薙刀に行當るを彌五兵衛怒りて其者を堀の中え突き落す後公儀にて右の者を死刑に處せられ彌五兵衛も同じく死罪に處せられん事の命ありければ頼宣卿の思召にては是平生の爭論と違ふゆへ罪一

等を免せん事を乞せ玉ふと雖も公邊更に許し玉はず爰に於て直治公をして登城の上辯解を命じ玉ふ直治公直に御登城せらる其跡にて頼宣卿御辯解の事を思召附せられしかば直治公を召返して仰付られんとし玉ふに既に御登城の後なり暫くして直治公返り玉ふ頼宣卿御様子を尋させらるゝに直治公彼の御薙刀は志津の名作にして即神君より賜ふ所なり今度の事紀伊殿是を免し玉ふともかゝる御重器に觸れ是を汚す故に事爰に及ぶと説しに閣老中尤なりと言ふ然らば其者を國に於て慎せ置べしとの事なりと申上しかば頼宣卿我が意も汝が説かれしと同じかりしと被仰深く其敏捷を感じられ玉ひしとぞ武邊咄問書 安藤菴談

○牧野兵庫は越前福井出生にて童名を金彌と云へり父は牧野主殿といふ秀康卿に仕へ祿三千石を領せり兵庫十一歳の時同士の息子十五歳になる者と口論いたし互に刃傷に及び相手を打留め越前を立除き紀州熊野本宮の社家に師檀の好身あるにたより來り

直治公金彌を愛用す

て本宮に居住す一とせ頼宣卿熊野御參詣遊され候節御行列拜見に金彌御道筋に罷出ありしを御覽ありて召出され御小姓仰付られ御意に入て召遣ひ玉ふ或時頼宣卿直治公の館へ御成遊ばされ御酒宴始まり御機嫌能く御雑談のあまり其比直治公に發明なる御小姓有之由風聞兼て御聞遊され候處其日の御給仕も勤めず候故其者出し候へと風と御意御座候得共直治公如何なる御遠慮にやありけん御請も申上られず御意再三なりけれ共直治公罷ならずとて御違背ゆへ後には御機嫌を損じ御座敷俄にしらけたり一言御取成申上る者なく何れもかたづを飲で苦々敷有様なり其時金彌憚りなく進み出て上にはいかに思召され御不興に被遊候哉飛驒守御意を奉背候とも道理は明白に被存候其譯は若し明日にても御屋敷江公方様被爲成私を御覽被遊候て御出し候へと御所望被成しとき殿様には定て御請被成間敷候左候得ば心ある武士は飛驒守心底にあやかり度候とて直治公の飲かけて置れたる杯

を取て載き之を飲む此事頼宣卿の思召に叶ひ御座敷若やぎ御酒宴闌にして御歸城遊されしなり其時の一言直治公御感心被遊金彌立身の後も別て懇に被成候由兵庫傳記

長澤伴雄曰兵庫傳記一本に右飛州殿の小姓は朝山か飯塚の兩人の内なるべしとあり

常雄曰朝山とあるは角之丞の事なるべし直治公御逝去の節兩人殉死す其内一人は朝山角之丞なり

牧野兵庫
直治公に
横須賀組
を質問す

○牧野兵庫或る時直治公江尋候は横須賀衆は萬事の立合其他何事に付候ても一致いたして見へ申候是は兼て仰せ談ぜられ候故にて候哉又は自然と一致致し候やと御尋ね申上る直治公御挨拶に横須賀衆諸事言合せ杯に一致いたし候儀は元來大須賀殿は權現様御小身の比より御先手にて馬伏塚横須賀にて相組衆御預り被成候に御先手一致不致候はでは御先鋒鋭く候由にて五郎左殿平生格別の世話ゆへ如形一致いたし候由御答なり兵庫又申さるゝ

は横須賀にては所に住居馴染も有之候得ば尤もに御座候和歌山にては外より數多横須賀組江仰付られ候此衆は何とて一致いたすべきやと申され候時直治公御顔色かはり各程の人が夫體の事合點無之候や御先手の勝利を心懸候からは假令大明の者を横須賀組へ御入遊され候ても横須賀風になり一致し可申候左なくば横須賀組へ被仰付候甲斐無之候何分にも一致いたさず候では御鋒先の弱み故殿様を御大切に存候からは御先手の強みと申所に眼を著け有無とも一味同心なくしては不叶儀に承り一致致し自然の節備を堅め候事平生心懸に有之事に候と御答被遊候とぞ横須賀者共覺書根元記

長澤伴雄曰兵庫事堀部彌左衛門大坂陣の節武功申立の一件にて加納直恒等と確執出來御國を立退候罪に依て慶安二庚寅年十一月田邊へ流罪被仰付承應元辰年十月十日田邊にて死去すと云

○直治公は直次公に御劣りなき智勇兼備にて御在府の時大猷院様

直治公逝

御茶を下し置され候御傍に土井大炊頭罷在候が直治公江向ひ御
茶残り候と相見え候某項載仕度と申されけるを大猷院殿上意に
飛驒守へ馳走に點じ候を汝飲むべき様なしとの時直治公不殘頂
載なり或説に此御茶に毒
を入れ賜しとなり夫故にか御歸國以後程なく御逝去なり將軍
家にも直治公を内々御氣遣ひに被思召ける故かくの如くは御計
ありしならんか此比迄は諸大名の家老の人質とて其者の母又は
兄弟等の内江戸へ差置れけるが直治公言上いたされけるは人質
は無益の儀にて候如何となれば主君の爲を存候ば親子兄弟妻子
をも捨て唯一圖か途に主君江忠節を盡す事に候得ば自今人質をば
御無用に被遊候様にとの儀故夫より證人の義は止めケ様の義言
上せられし故御氣遣に被思召けるならん見聞

常雄曰寛文五年七月十三日台命あつて萬石以上の輩は家臣を以て人質に出すこ
とを停らる是も又公正之會津保の請ふ處なりと土津遺事に見えたり直治公と御
同案なるか然るに直治公は寛永十三年に御逝去し玉ふ土津公の事は寛文年間に

○して凡二十餘年の前後なり直治公の御先識を土津公の繼せ玉ふと言べきか
頼宣卿御參府に付大坂御通行の節彼の城を御覽被遊能き城なり
と被仰たる時直次公御答に御望に候へば御頂載被成可然と被仰
上候處何等の御返答もなく御通り過に相成候由是は御望の事も
あれば一大事にも可及との御賢察故直次公斯く御答へ相成候し
が流石の頼宣卿にも直次公の御答振りを御明察故か其後は絶て
御咄も無之由岩橋謙一郎(安家舊臣曾て同僚大
石某より傳聞の説と云を記す)
或説に此説は直治公の御代なる由直治公の御答に御望に候はゞ朝飯の間にて候
と申上候由是等の事内々將軍家の御聞に達せしゆへ天壽を終へさせられずとも
傳聞す未詳

○直治公御逝去之砌は頼宣卿粉川に被成御座候直治公御氣色以の
外の由御注進有之候と御早馬にて御駈付被遊候由此時御馬二匹
御乗倒し被遊候由粉川より和歌山迄六里十町なり餘りに御馬早
く候故御供も續き不申的場源四郎一人御供仕りけるとなり直治

公の御立關前にて御馬より御下り被遊候口取る者なければ源四郎御馬の口を取る源四郎も御馬も血の泡を吐たるとなり頼宣卿御立關を御上り被遊さまに御刀に御手を被爲懸源四郎を御睨み只今の様なる供の仕形あるものかと大に御叱り被成御入被遊候處直治公は早御落入被遊候由頼宣卿直治公之御寢所江御入被遊御膝の上に直治公の御頭を御置暫く御落涙被遊しとなり見聞

或説に其後の場源四郎に呉服を被下置候由粉川よりの御供源四郎より外に今一人有之候由源四郎に仕損じは無之候得共精をもみ御供仕候故御機嫌ながら態と御叱り被遊候由

直治公
逝去

○寛永十三丙子年九月二日直治公紀州和歌山に於て御逝去御年三十歳御遺骸は參河國桑子村御菩提所明源寺に奉葬御法號嶺藤院殿啓弁居士殉死朝山角之亟前野與三兵衛前野家後年斷絶事故未詳 傳記家御

頼宣卿安
家三代に
係る厚春

○頼宣卿被仰候は直次儀權現様江忠誠を盡し候上台徳院様大猷院様江も相續き御奉公申上候得ば身上も宜敷歴々の儀に候得共御附屬に被成候故身上も輕、候得共其儀は更に構ひ無く我等幼年より成長の時分までも寢所迄晝夜に限らず心置なく參り悪き義は叱り達て異見申上候唯今迄も忘れ不申候左候得ば權現様御同前に被思召候處相果候て力落に候得共その子飛驒守には直次に不相替御爲第一に存込候に付御兄弟同様に思召候處不慮に相果不大形力落に候處其子義門誕生追日成人仕殊更年比よりも大きく候故今度元服被仰付候様不常御機嫌に被思召候旨渡邊若狹守を以て被仰聞候との御意に御座候由見聞

頼宣卿直
治公を追
憶す

○頼宣卿或時中川喜太郎と云兒小姓に御鏡を爲持御髭を抜かせ玉ひけるが如何成事にや御涙はらくと流させ玉ふ中川見奉りて怪敷思ひいか成御事にて御落涙被遊候やと不思議に御顔を詠め居たるに頼宣卿被仰けるは汝我落涙を不思議に存候哉と御尋なり中川謹で御意の通り御様體難心得乍恐氣遣敷奉存候と申上げる時我今落涙致候儀は尾張水戸我等三人淺草川を馬にて越すを

公方様公大猷御覽被遊し事ありしに定日の前夜飛驒守只一人淺草川へ行瀨踏して歸り我に川の案内を言聞せ上り場の悪敷所に笹を敷せ置き能き渡り瀨の向ふへは目印を立置たる由申候扱右の川を越す刻に至り飛驒守近傍に見へず常に忠節を盡しケ様の時にこそ出合可に飛驒はいづれにやらんと思ふ處へ飛驒守入り來りければ飛驒守に向ひ兼て定め置候馬を尋ければ飛驒守自身の馬を引來り是に召れ候へと言いや／＼前方より定め置たる馬を引來れといふに飛驒守是非に此馬に乗候へと強ていふに付彼の馬に打乗り此馬は前夜直治公瀨踏せられし馬件の目印を目懸け何の苦もなく唯逸散に川を渡しけるなり尾州様水戸様は此時餘程流され玉ひしとかや飛驒守が我に川の案内を告げ聞かせける時我は鏡に向ひ髭を抜き居たる故今鏡に向ひ髭を抜くに付て飛驒守が事を思ひ出し落涙せしと御物語被遊候由實而者申見聞録

附録

從五位下安藤帶刀義門公御傳略

義門公略傳

○義門公は直治公御嫡男初千福丸後直榮又義式又茂蕃後義門公と稱し奉る

○寛永十三年九月七日紀州和歌山に於て御誕生

○同年御家督御相續從五位下御叙任御系譜

一説御三歳にて御家督とあり

○義門公初て御宮參り之節紀州様の御城江召寄られ頼宣卿義門公を御抱き被遊御落涙にて頓て御乳母江御渡し被遊御盃召上られ御盃を御乳母江被下義門公名代に賜へ候様にと被仰其時御小脇差御手自被下候て被仰候には此脇差は大事の脇差に候間隨分大事にして守立候様にと被仰候て御座を御立被遊候由安家御傳記

此時拜受の御小脇差は備前長船住盛景裏銘貞治二年八月日とありと云御傳記

頼宣卿義門公を愛撫す

横須賀組
幼年の義
門公をし
て出征せ
しめんと
す

頼宣卿義
門公の生
立一廉な
るを悦ば
る

○寛永十五 戊寅年天草に賊徒蜂起す義門公御年三歳御幼年にして未だ軍事に任じ玉ふの御年ならず依て其比安家の後見を命ぜられし安藤忠綱をして一手の兵を率ひて御出陣せんとす横須賀組の面々連署して云千福丸殿假令幼少なり共我等輔翼して軍に従ん若し忠綱をして千福殿に代らしめば一同辭して従はじと爰に於て其請ふ處を許され既に御出陣に及んとする比西賊亡びて事全く止む抑横須賀の士の此舉あるや直次直治二公の今日に至る迄人心を得玉ふ事此の如しと時の人感じ合へりとぞ紀士

○直治公は直次公にも劣らざる名臣なりしを御不幸にして早く御死去あられしはいとく惜しき御事なり頼宣卿にも甚だ御哀惜遊ばされしとぞ其御子千福丸様を御育遊ばされ追々御成長被遊ければ御家老の席へ出て御仕置を見習せ候へと被仰付けける比御近習の面々に千福の素性は一手の大將にもなり國家の仕置なども父祖の跡をも續へき者と世上にも沙汰するか又何と申やと御

義門公四
代將軍に
初目見

大君言行錄
紀士雜談

尋あり何れも千福殿生立一廉の御用にも立可申者との沙汰仕候と申上る其時頼宣卿御手を合せられ天を御拜しあり扱々我冥加に叶ひて千福左様に生れ立しなり家老の子孫愚にては我左右の手を失ふも同前なり千福が如き能き生立は我等の仕合なりと御喜悅被遊たりとぞ大君言行錄
紀士雜談

○義門公御十七上様四代將軍
家綱公江初て御目見元承應の時御顔を奉詠候て御引被成候故御老中其時申さるゝは義門公には今日初て御目見へ被仰付候處暫く御顔奉詠候儀有間敷事に候尤御自分には未だ御若年の儀に候得ば上にも如何の思召も無御座候哉とは存候得共以後は左様御心得可被成候様にと有之時義門公御答に御尤の御不審に候得共君の御顔を不存候て可相濟哉明日にも御陣と有之時は君を不知して戰場へ向ひ如何致すべきや御自分とは違ひ拙者は不調法の義又々御前江罷出候は、今一度も篤と奉拜と仰られし由忠祐
物語

義門公の
扶首者安
藤忠綱の
退職

○義門公御家督御相續未御幼年なるを以て幕府の命に依り安藤忠
兵衛忠綱安藤親族幕府の臣駿河分限千石に御殿砲衆の列に在り謀干石
公の老臣等忠綱に謂はるゝは君をして當家の政事を依頼す幸ひ
甚し然るに日々薪木の費も亦少からず如何致して宜しからんや
と忠綱其邊に至ては何れにても我等に於て意とせず君等の意に
任せんのみと爰に於て年々八百石を給するに治定す己に歳晩に
及んで老臣等又申様は給料は金子にして宜しきや又米にして納
むべきやを問ふ忠綱曰く願くは金を以て賜はらむ且其金をも諸
君等に預け置ん若し入用のことあらば其度毎に貰ひ申さんと此
の如く納め置こと凡十ヶ年義門公御年十三にして始めて江戸に
到らせ玉ふ一日忠綱義門公を招請し酒を勧め別れんとして曰今
や成人し玉ふて祖業を繼しめられん事我喜び之に過ず今日君の
成長を祝し且別れに臨み外に贈るべき物更になし聊寸志を表せ
んため纔に一物を贈らんと老臣に申て兼て十年間預け置處の金

忠綱義門
公に髪結
に付注意
する話

子を以て返し贈られぬ後終に一錢をも受ずとぞ肥土
○義門公江戸より御歸後御髪髪の被成方目立申候に付忠兵衛殿被申
候は御自分様御髪髪の被成方目立申候儘御氣を附られ候ても可有
御座候時々の流行にて候得共大名の御身の上にては如何に奉存
候平人等の仕候儀毛頭被成間敷義と奉存候故申上候由申され候
得ば御挨拶も遊されず御歸追付被爲入候由に付只今御歸被成又
々直々御越被成候義如何哉心元となく候處御出被遊被仰候は御
自分先刻髪髪の儀御申聞候に付罷歸り鏡にて見候得ば扱々以の外
なる髪にて有之拙者是迄鏡をも見不申櫛役の者心次第に爲致置
候故御自分御申聞候段至極なり結直し候様申付候如何候哉此上
迎も無心置御頼申候由被仰候其時忠兵衛涙を流し扱々忝次第先
刻様子申上候處御挨拶も無く御歸り被成候故無心元罷在候處左
様之御心底忝大慶仕候と申上候其時分忠兵衛殿には御年寄にて
義門公の御後見仕候様にと頼宣卿より被仰付有之候に付左様の

義門公の
自尊を
らはす
と未だ
少の
関係
ならんか

心附をも申され候由忠語

○頼宣卿の御末子左京大夫公頼純或時日前宮より栗林八幡各和歌山江
御社參に付義門公にも御同道被成候様御用役を以て頼宣卿より
被仰遣候處御用役心得違ひ左京大夫様明日兩宮江御社參に付義
門公にも御供被成候様にとの事の由取次を以て申上候處義門公
には其時大書院にて土壇の御稽古御慰み被遊候て一向御聞不被
遊候御用役朝五時御屋敷家安江參り晝時に至り候ても何等の儀も
御答無之候に付御用役申候は今一度伺ひ玉はり候様にと頼むに
付相伺候處義門公被仰候は左京殿御社參に付我等にも同道の儀
紀伊殿より御頼越と存候處左京が供とは此義門に向ひ慮外の一
言なり今一度篤と聞届申出候様にと被仰遣候に付此段御用役江
取次の者申候得ば左候得ば先々罷歸り追て様子可申候由にて其
趣頼宣卿江申上候處夫は以の外なる事早々義門方江參り只今は
頼宣が大なる不調法誤り申候明日同道を頼み申度段被仰遣候處

義門公逝
去

承知仕候由御答にて明日何時左京段被參候哉聞候様にと被仰候

處朝五ツ時に御參詣之由御用役申述候義門公朝六ツ時御參詣御
供揃にて御出早々御歸りにて左京様御出之節義門公御歸被遊候
由左京様御立腹義門公には人を訛し申候とて頼宣卿江此旨被仰
上候時頼宣卿被仰候は義門之事に候は、不及是非候間兎角だま
り申候様にと被仰候由忠語

○義門公は承應三甲午年八月六日御歳十九歳和歌山にて御逝去亮
藤院殿釋氏穹賢居士と號し奉る御遺骨三河國桑子村明源寺に葬
り奉る義門公を世に千福帶刀或は穹賢帶刀と稱し奉ると云安藤
常雄曰義門公前條の御振舞は紀伊公より御使者の口上相違せるより突然憤激し
玉ひしなるべし是畢竟御若年にして血氣にはやらせ玉ふより自儘の御振舞に及
び自然君子の道に違ひ玉へり併しながら元來勇敢の御氣象あらせられずんばか
ゝる御振舞もあらざるべし往々聖賢の道に基き行を修め玉は、自ら先非を悔謝
し玉はん事必せり然る上は彌々御宗家御輔翼の力を十分に盡し玉ひ果して御祖
父に劣らせられざらん事明鏡を窺ふが如し然らば御宗家に於ても藤嶺二公の如

く萬件を御委任遊させられ玉はんに嗚呼惜哉天其壽を保しめず御若年にして早
世し玉ふ數百年の今日に至る迄誰か哀働せざらんや天を仰ぎ地に伏し嘆嗟の餘
り涕涙に筆を浸し哀情を述ること爾り

御四代目安藤從五位下帶刀藤原直清公以後之御傳記は御系譜に
詳なるを以て略之畢

安藤家二公御傳略 終

藤巖嶺藤二公の御傳記錯雜にして遺漏亦尠ならず 常雄 其遺れるを
拾ひ漏れたるを補はんとするや已に年久し然して世途に奔走し其
事果さず昨 戊寅 の春偶々閑暇を得舊記に涉り識者に問ひ百方搜索
僅に全豹の一斑を窺ふのみ畢竟此事や舊藩同僚に謀らば果して其
細密を盡す事あらんが如何せむ東都南海山川遠隔音信亦意の如く
ならず實に隔靴の歎なきにあらず依て固有の御傳記を柱礎とし聊
か桁桷を補ふに似て更に素志に満たずと雖も雜輯略記し舊主家に
納む抑 常雄 此舉あるや宗祖藤巖公初て東照神君に奉仕し數戰の鋒
刃矢石を凌ぎ猶且南龍公に附屬し玉ふ以後高齡八旬を過させらる
ゝ迄君を輔け國政を執り諸士を撫育し上に仕るや忠良下に臨むや
仁慈幾多の德行至言盡さることなし且嶺藤公父君の庭訓を奉じ
誠忠繼で紀公を輔佐し玉ふの御功業御子孫たらん方々は二公の誠
忠勳功に法り御遺蹟を踏ませられ昔を鑑み今を觀じ上は 天朝を
補護し奉り下萬人の龜鑑とも成せられ玉はん事を伏して冀ふのみ

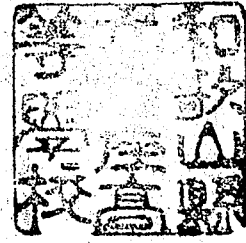
明治十二年己卯年十二月至日

東京府下牛込區新小川町寓居に在而謹記

安藤家舊臣

柏木常雄

百八十二



梅公、付テ、恩考

梅公、精忠神明ニ通ス、斗人ノ傲ラキハ元ヨリナリ、然レモ、何レノ場合
ニテモ、玉碎スルヲ以テ、梅公ノ誠意、叶フトハ、得ルニ、眼ニ、雅シ
上吉、斗由、若祿、故ト、日村、海軍、外北、系、時宗、東、歸、千、八、郎、梅公ハ
身ヲ、全フシテ、主上、ニ、仕、テ、ク、以、方、大ニ、學、ブ、キ、ナリ
人、臣、ノ、行、事、一、家、持、ヤ、時、ニ、確、シ、テ、一、家、置、ス、ハ、キ、ナリ、琴、柱、ヲ、漆、ス、ル、不、可
ナリ、大、抵、人、ノ、事、偏、シ、過、ッ、ミ、ナリ、中、庸、哉、ト、云、フ

洋頁

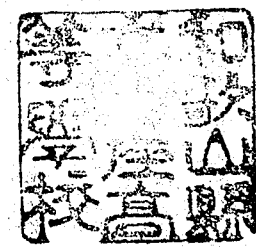
明治十二年己卯年十二月至日

東京府下半込區新小川町寓居に在而謹記

安藤家舊臣

柏木常雄

百八十二



落頁

大正八年十月廿七日印刷
大正八年十一月一日發行

(非賣品)

著者 安藤直雄

發行所 錦城會

東京府豊多摩郡大久保町大字
西大久保四百七十九番地

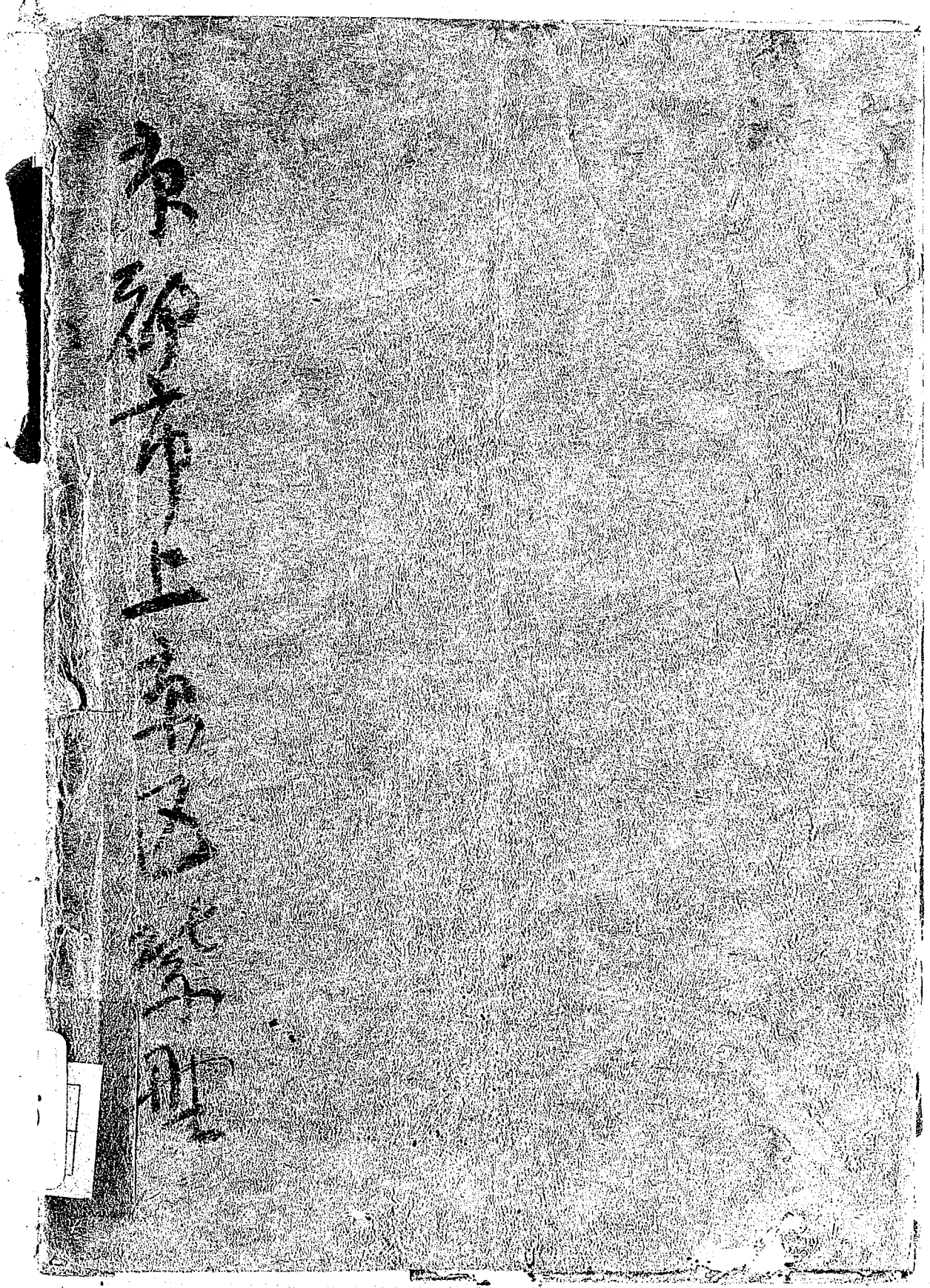
印刷者 安藤金三郎

東京市神田區三河町一丁目十四番地



楠公、付テ、思之者

楠公、精忠神明ニ通ス。其人ノ傲フニキハ元ヨリナリ。然レモ何レノ場合
ニテモ玉碎スルヲ以テ楠公ノ誠ヲ叶フトハ得ル。眼ニ難シ
ト古ノ事也。若シ、坂上田村原等ノ北条時宗、東郷平八郎ノ時公ハ
身ヲ全フシテ、主上ニ仕ニク、以テ方丈ニ尊ブヘキナリ
大臣ノ行事、蒙テヤ時ニ難シシ。蒙テ置スヘキナリ。其ノ柱ニ據ルニ不可
ナリ。大抵、人ノ事、偏シ過ラズナリ。中層哉、ト云



東海道中土産記

1